

**養護者による高齢者・障害者虐待に対応する
関係機関の取り組み体制等に関する調査結果**

令和元年 11月

**名古屋市高齢者虐待相談センター
名古屋市障害者虐待相談センター**

目次

調査概要.....	1
調査結果	
I 調査対象:高齢者虐待受理機関	
1 回答者の基礎情報.....	2
2 受理機関における組織内の体制について.....	4
3 高齢者虐待の認識について.....	7
4 高齢者虐待対応の状況や困難な点について.....	8
5 各種会議の開催状況と関係機関との連携について.....	13
6 研修・セミナー等について.....	15
7 高齢者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について.....	17
II 調査対象:障害者虐待受付機関	
1 回答者の基礎情報.....	21
2 受付機関における組織内の体制について.....	23
3 障害者虐待の認識について.....	25
4 障害者虐待対応の状況や困難な点について.....	26
5 各種会議の開催状況と関係機関との連携について.....	30
6 研修・セミナー等について.....	32
7 障害者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について.....	33
III 調査対象:介護保険サービス事業所	
1 回答者の基礎情報.....	36
2 高齢者虐待に関する意識について.....	38
3 高齢者虐待の通報とその後の対応について.....	42
4 事業所における高齢者虐待対応への取り組み.....	45
5 高齢者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について.....	48
IV 調査対象:障害福祉サービス事業所	
1 回答者の基礎情報.....	50
2 障害者虐待に関する意識について.....	52
3 障害者虐待の通報とその後の対応について.....	56
4 事業所における障害者虐待対応への取り組み.....	59
5 障害者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について.....	62
【添付資料】	
養護者による高齢者・障害者虐待に対応する関係機関の取組体制等に関する調査票	
1 高齢者虐待受理機関用.....	64
2 障害者虐待受付機関用.....	71
3 介護保険サービス事業者用.....	78
4 障害福祉サービス事業者用.....	85

調査概要

1. 調査の目的

名古屋市における養護者による高齢者虐待及び障害者虐待の防止と対応に向けた課題を明確にし、虐待対応の仕組みづくりや市民への啓発、支援者への研修等に役立てるため、虐待に関わる関係機関の職員に対して、虐待に関する意識や組織体制等についてアンケート調査により把握する。

2. 調査対象者と調査票及び回収状況

名古屋市内 3, 540事業所に勤務する職員

※区役所・支所・保健所（現：保健センター）では高齢者虐待又は障害者虐待の担当職員1名を対象とし、各支援センター・サービス事業所では管理者又は事業所長1名及び業務経験3年以上の職員1名、業務経験3年未満の職員1名の計3名を対象とする。

種別	事業所数	送付数	有効回答数	回収率	調査票
高齢者	2,511	7,489	2,514	33.6%	
区役所・支所	22	157	114	72.6%	高齢者虐待 受理機関
いきいき支援センター	45				
居宅介護支援事業所	707	7,332	2,400	32.7%	介護保険 サービス 事業所
訪問介護事業所	905				
通所介護事業所	832				
障害者	1,029	3,011	969	32.2%	
区役所・支所	22	110	52	47.3%	障害者虐待 受付機関
保健所	16				
基幹相談支援センター	24				
計画相談事業所	153	2,901	917	31.6%	障害福祉 サービス 事業所
居宅介護事業所	673				
生活介護事業所	141				

※集計表記上の留意点

- ・%表示については、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示している。したがって、全体の合計値が必ずしも100%にならない場合がある。
- ・クロス集計は役職別又は役職経験年数別で集計を行っている。役職ないし経験年数の「無回答」については表示を省略しており、全体回答数と分析軸の回答数の合計が一致しない場合がある。

3. 調査方法

調査票の発送、返信ともに郵送法により実施

4. 調査実施時期

平成28年11月18日～12月22日

調査結果

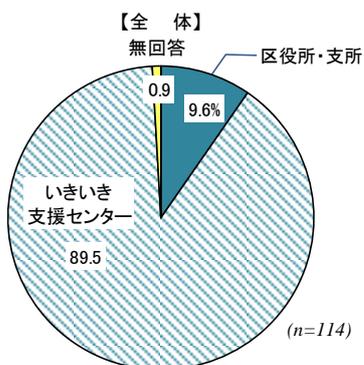
I 調査対象：高齢者虐待受理機関

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別

回答者の勤務する事業所は「いきいき支援センター」が89.5%であった。

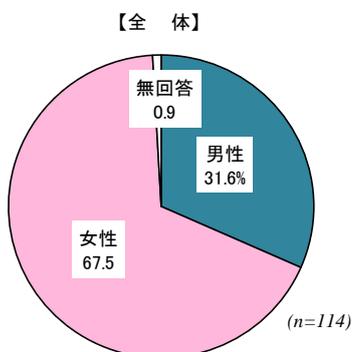
グラフ数表番号 01



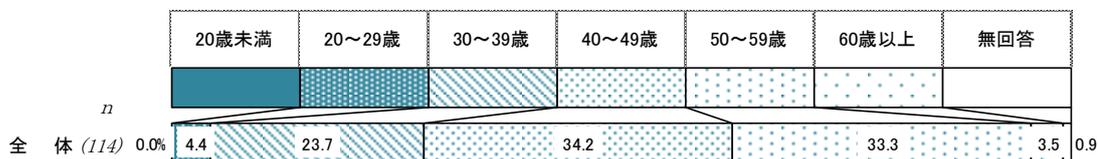
(2) 性別・年齢

回答者の性別は、女性が67.5%。年齢別では「40～49歳」と「50～59歳」とが3割以上であった。

グラフ数表番号 02



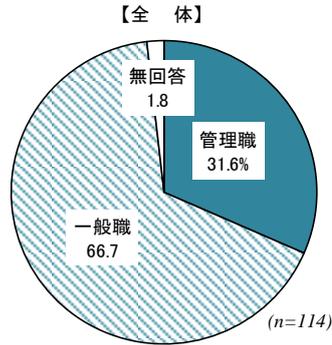
グラフ数表番号 03



(3) 役職

回答者の役職は「一般職」が多かった。

グラフ数表番号 04



(4) 職種

回答者の職種について、保有する資格ではなく雇用されている職種では「社会福祉士」が半数近くを占めていた。次いで「管理者（課長、係長、主査、センター長等）」が多かった。

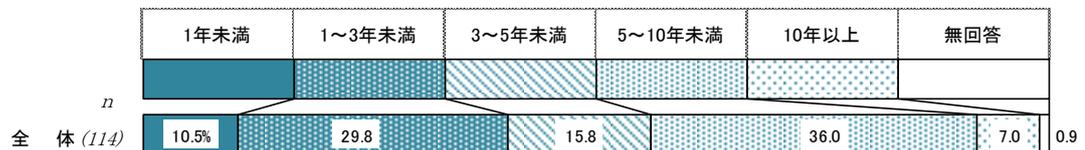
グラフ数表番号 05



(5) 経験年数

回答者が現在の業務にたずさわった経験年数は「5～10年未満」が最も多く、次いで「1～3年未満」が多かった。

グラフ数表番号 06



2. 受理機関における組織内の体制について

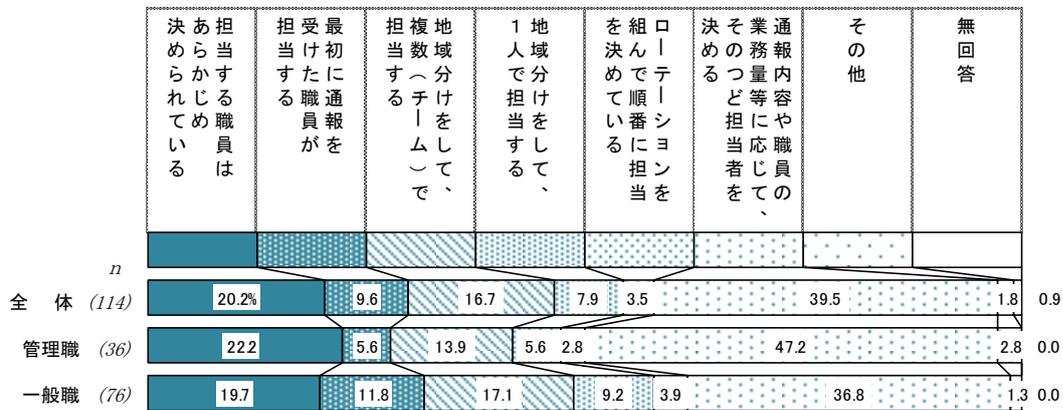
(1) 対応職員の決め方

事業所内での高齢者虐待の対応にあたる職員の決め方については「通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど担当者を決める」が4割と最も多かった。「担当する職員はあらかじめ決められている」「地域分けをして、複数（チーム）で担当する」がそれぞれ2割程度あった。

区役所・支所の回答は11人と少ない状況ではあるが、その内の81.8%は「担当する職員はあらかじめ決められている」と回答しており、区役所・支所では虐待対応職員があらかじめ決められている状況が伺える。

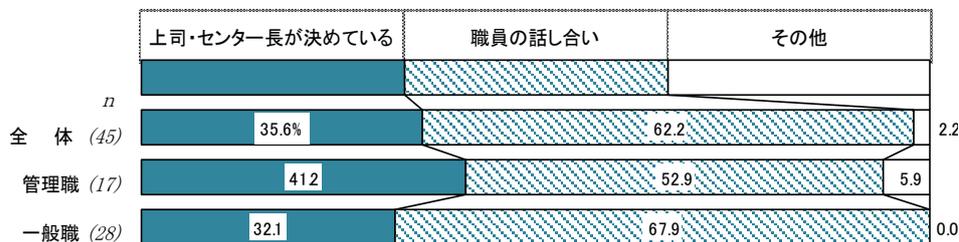
一方いきいき支援センターの回答人数は102人で「担当する職員はあらかじめ決められている」と回答した人は14人と少なく13.7%、「通報内容や職員の業務量等に応じて、その都度担当を決める」が43人で、42.2%と多くなっている。43人のうち27人が「職員の話し合いで担当を決める」と回答しており、62.8%である。

グラフ数表番号 07 ※役職無回答者については、全体数の中に含めています。以降の集計も同じです。



「通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど担当者を決める」と回答した方にどのように担当者の決定をしているかを尋ねたところ、「職員の話し合いで決めている」が62.2%、「上司・センター長が決めている」は35.6%であった。

グラフ数表番号 08



(2) 高齢者虐待と思われるケースの経験の有無

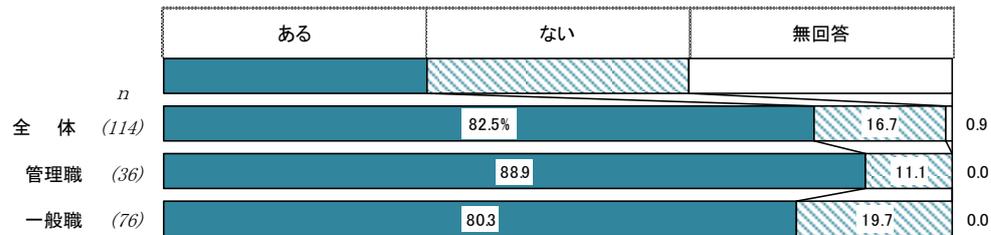
これまで支援に関わったケースの中で高齢者虐待を疑ったことがあるかについては、回答者の8割が「ある」と回答した。

役職別でみると、管理職の方が経験したとする率が高かった。

これまでに高齢者虐待かも、と思ったことが「ない」と回答した16.7% (19/114) の経験年数を見ると、3年未満の方が63.1% (12/19) あり、経験年数が短い方にこの傾向が伺える。

受理機関としては、経験年数に関係なく相談の中から虐待事案を見逃さない意識づけは重要である。

グラフ数表番号 09



(3) 高齢者虐待と思われる相談を受けたときの最初の相談相手

高齢者虐待が疑われるケースに気づいたり、相談を受けたりしたときの最初の相談相手は「同僚」「上司」が多かった。

役職別でみると、一般職では「上司」が最も多かった。

グラフ数表番号 10

	同僚	上司	区役所・支所	保健所	いきいき支援センター	高齢者虐待相談センター	その他	特に相談しない
全体 (114)	43.9	38.6	2.6	0.0	7.9	0.0	3.5	0.9
管理職 (36)	47.2	19.4	8.3	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0
一般職 (76)	43.4	48.7	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	1.3

(4) 受理会議の実施状況

受理会議の実施状況は「相談があったそのつど」がほぼ9割で大多数を占めていた。

受理会議は「高齢者虐待相談支援事業事務マニュアル」では、原則として受理後7日以内に開催するとなっている。いきいき支援センターでは「相談があったそのつど」の回答が、92.2% (94/102) の状況である。区役所・支所では、開催頻度を「特に決めていない」の回答が36.4% (4/11) で、「相談があったそのつど」が63.6% (7/11) と全体平均を下回る傾向となった。開催頻度を「特に決めていない」の回答者4人の中に管理職がいることから、受理後7日以内の開催を徹底していくことが必要である。

業務多忙の中、通報受理後「相談があったそのつど」の開催は負担があると思われるが、「虐待事案を見逃がさない」「虐待事案の中には、緊急性等が求められる事案がある」「決して1人で判断しない」等の基本スタンスが必須であり、「高齢者虐待相談支援事業事務マニュアル」に基づいた開催が求められる。

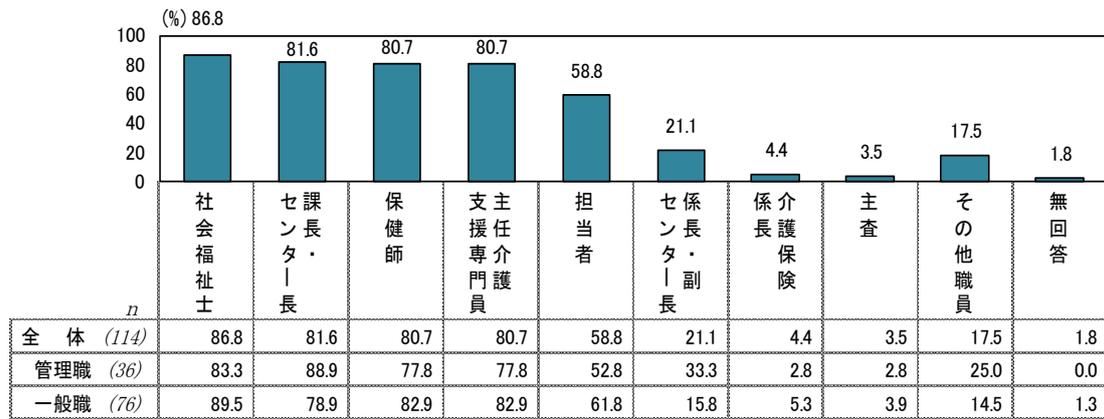
グラフ数表番号 11

(%)

<i>n</i>	相談があった そのつど	週1回程度	月1回程度	その他	特に決めて いない	わからない	無回答
全 体 (114)	88.6	0.0	0.9	0.9	8.8	0.0	0.9
管理職 (36)	83.3	0.0	2.8	0.0	13.9	0.0	0.0
一般職 (76)	92.1	0.0	0.0	1.3	6.6	0.0	0.0

受理会議を行う際に参加するメンバーは「社会福祉士」が最も多かった。次いで「課長・センター長」「保健師」「主任介護支援専門員」がいずれも8割であった。

グラフ数表番号 12 (複数回答:制限なし)



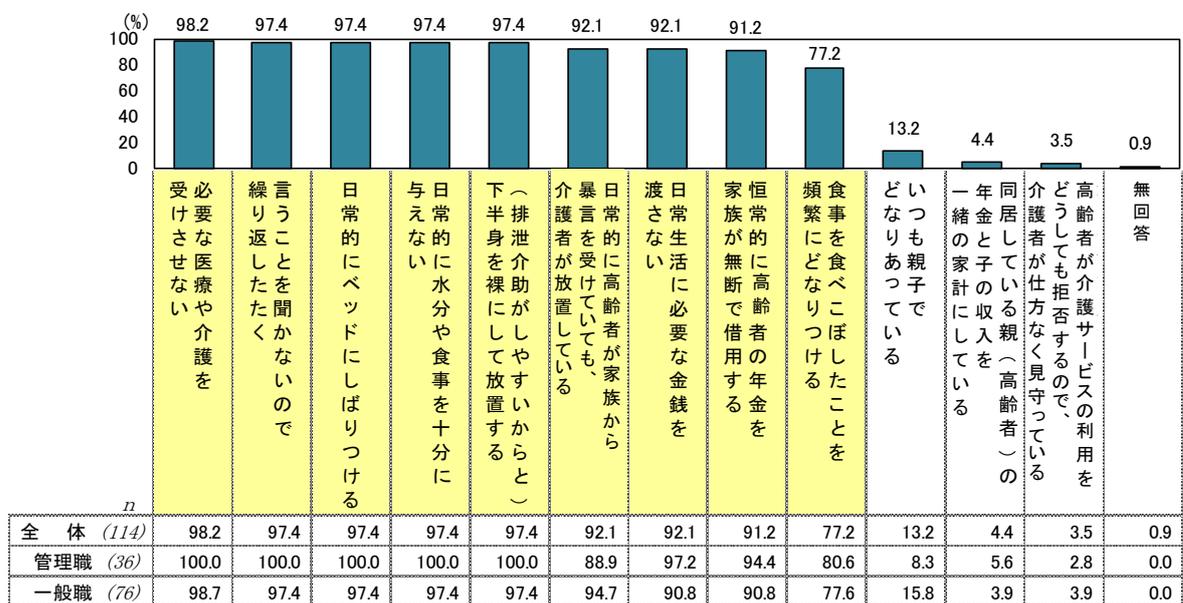
3. 高齢者虐待の認識について

(1) 高齢者虐待に該当すると思う行為

下表中の回答数の多かった9つの設問は高齢者虐待の典型例とされるもの、それ以降の3つの設問は即座に虐待とは言えないものの例示である。典型例についてはおおむね高い割合で虐待に該当するとの回答を得たが、「食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける」については割合が低かった。

特に高齢者虐待に該当する認識の割合が低かった「食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける」に関しては「虐待にはあたらない」と回答した25人のうち、区役所・支所の管理職が40% (2/5)、いきいき支援センターの管理職が25% (5/20) を占めている。また、いきいき支援センターの一般職のうち経験年数が3年以上の方が60% (9/15) と高い割合となり、管理職や経験年数3年以上の方に対しても改めてどのような行為が虐待に当たるかを理解してもらえよう研修等を行うことが必要である。

グラフ数表番号 13 (複数回答:制限なし)

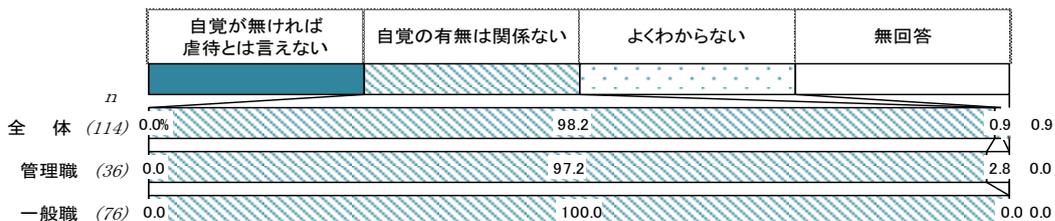


(2) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

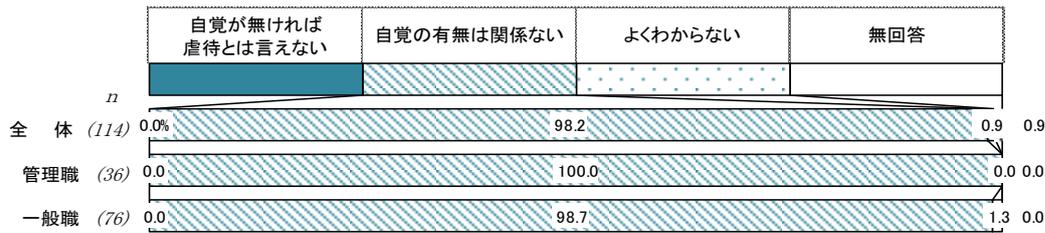
虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」がない場合、虐待に該当するかについて聞いたところ、98.2%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。また、被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」がない場合についても、同じく98.2%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。

大多数において虐待者や被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかは関係がないと理解されていた。

グラフ数表番号 14



グラフ数表番号 15



4. 高齢者虐待対応の状況や困難な点について

(1) 高齢者虐待の判断にあたって困難なこと

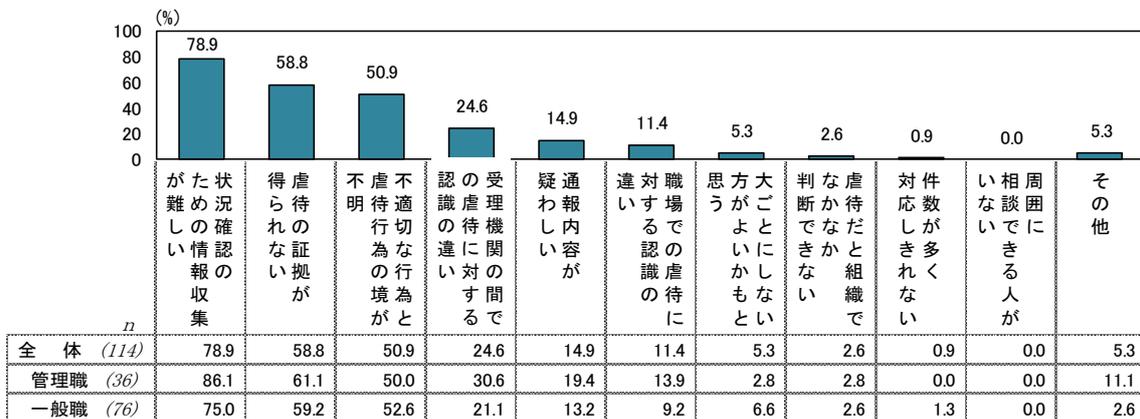
高齢者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり悩んだりすることについては「状況確認のための情報収集が難しい」が8割近くで最も多く、「虐待の証拠が得られない」も6割近くあり、情報収集の困難さをあげる回答が多かった。次いで「不適切な行為と虐待行為の境が不明」が5割であった。

受理機関の多くが情報収集や証拠が得られないことで判断の困難さや迷いを感じているという現状ではあるが、正確な判断をするためにも、はじめから「虐待ではない」と決めつけず、継続的な見守り体制を作り、見守っていく中で事実確認を積み重ねていく等の努力が求められる。

通報内容が疑わしい場合、不適切な行為と虐待行為との境の見極めが困難な場合も、こうした事実確認を重ね、情報収集に努めた上で判断していくことが大切である。

「大ごとにしなない方がよいかもと思う」と回答したのは、全体で5.3%と少数ではあるが、受理機関として早期に必要な支援につなげ、重篤な事態への発展を防止するためにも、発見段階で虐待の判断を恐れず適切な対応の流れに乗せることが求められる。

グラフ数表番号 16 (複数回答:3つまで)



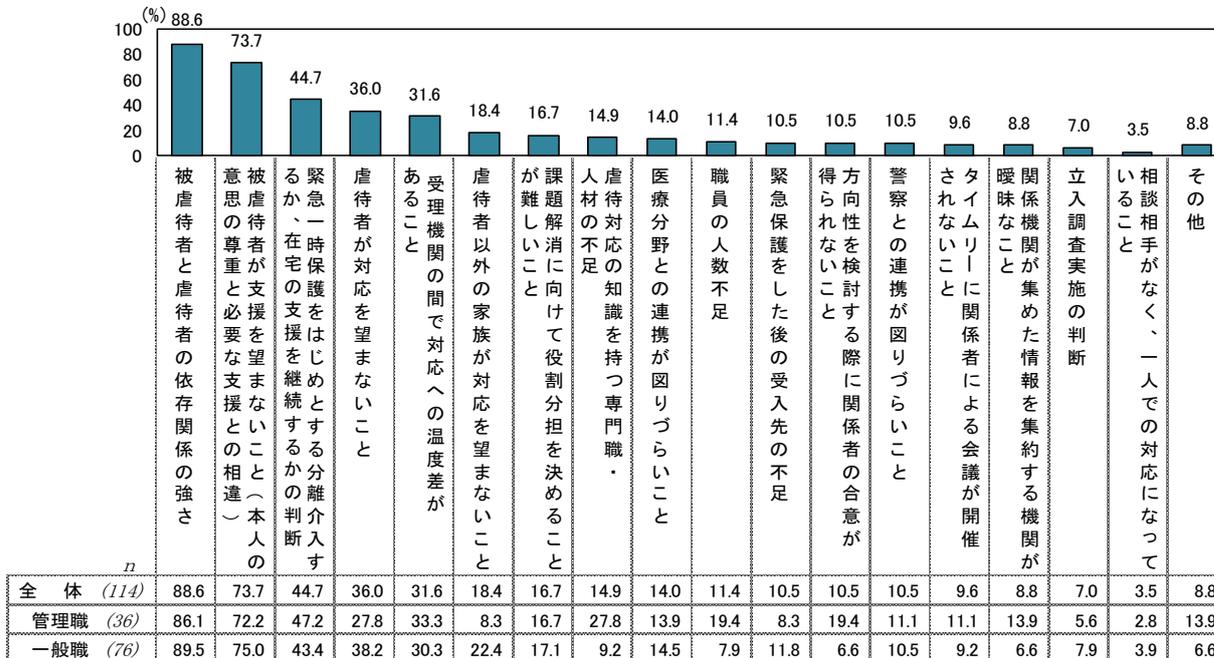
○上記グラフ数表番号 16 の「その他」の意見

- ・被虐待者の意思や認識について確認が難しい
- ・虐待者と被虐待者との認識に相違がある 等

(2) 高齢者虐待の対応にあたって困難なこと

高齢者虐待の対応にあたり悩むこと、問題となることや困難と感ずることについては「被虐待者と虐待者の依存関係の強さ」の回答が9割近く、「被虐待者が支援を望まないこと（本人の意思の尊重と必要な支援との相違）」が7割超であった。

グラフ数表番号 17（複数回答:5 つまで）



○上記グラフ数表番号 17 の「その他」の意見

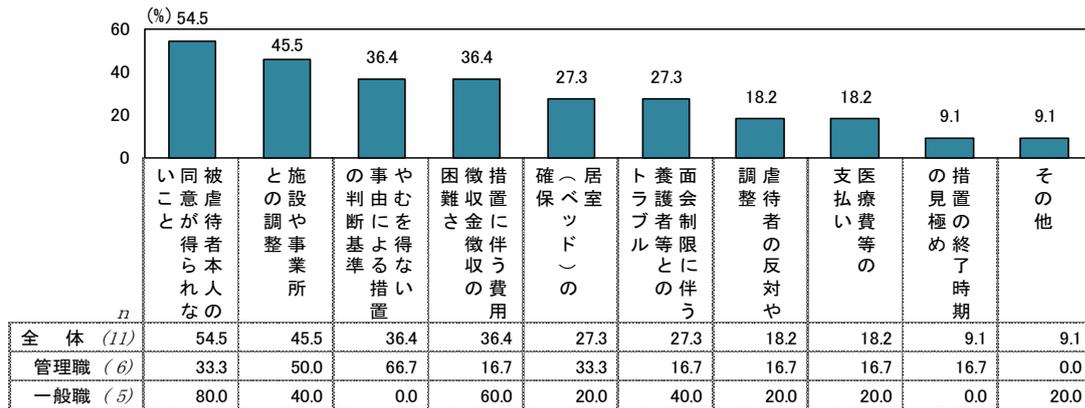
- ・担当者の判断力、対応力不足
- ・被害者が認知症のため、意思確認不可能
- ・対応が正しかったかどうか
- ・経過が長いケースの関わり方
- ・緊急保護等の際の利用料徴収
- ・時間外の行政との連絡調整
- ・通報者が大ごとにしたくないと保身すること
- ・本人や虐待者に気づかれぬような後方支援 等

(3) 「やむを得ない事由による措置」の実施にあたって困難なこと

区役所・支所の方に、高齢者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり支障や困難なことについて尋ねると、回答者数が11人と少ないため参考値ではあるが「被虐待者本人の同意が得られないこと」が最も多かった。

「やむを得ない事由による措置」の実施には、介護保険法に規定する短期入所生活介護に入所させることその他、特別養護老人ホームへ入所させること等がある。なお、措置により養護老人ホームに入所させることも可能である。短期入所生活介護への入所や養護・特別養護老人ホームへの措置入所については、措置入所が実施できたとしても、被虐待者の同意がない場合には被虐待者が施設を退所して虐待者のもとへ帰ってしまうことが想定されることから、実施にあたって困難を感じることとして「被虐待者本人の同意が得られないこと」の割合が高くなっていると思われる。しかし、被虐待者の同意がない中で措置を実施した事例の中には、その結果被虐待者が施設生活になじみ、落ち着いた生活をした事例もあるので、入所・退所を繰り返す可能性はあるが、必ず被虐待者の同意がなければ措置や分離が実施できないわけではないという視点も忘れてはいけない。

グラフ数表番号 18 (複数回答:3 つまで)

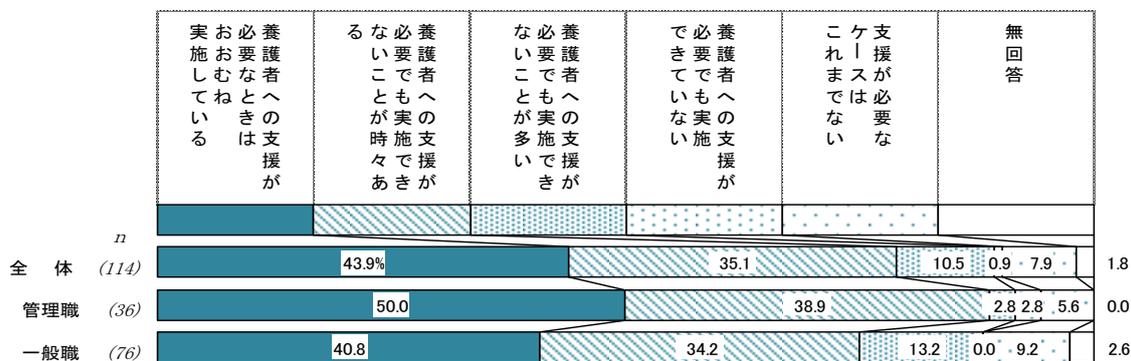


(4) 養護者支援の状況

養護者支援の実施については「必要なおおむね実施している」が最も多く 4 割であった。一方「必要でも実施できないことが時々ある」が 3 割強、また「必要でも実施できないことが多い」も 1 割あり、養護者支援の実施について課題が見受けられる。

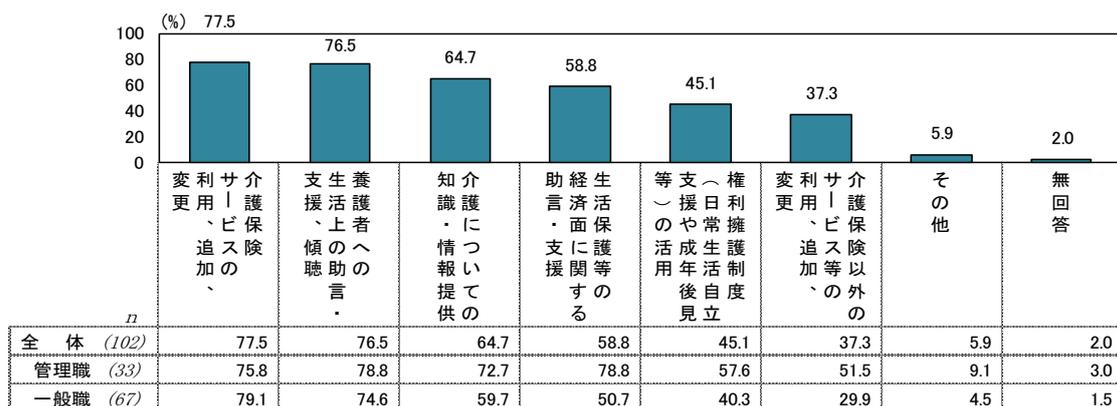
役職別でみると、管理職に比較して一般職で「必要でも実施できないことが多い」と認識する割合が高かった。

グラフ数表番号 19



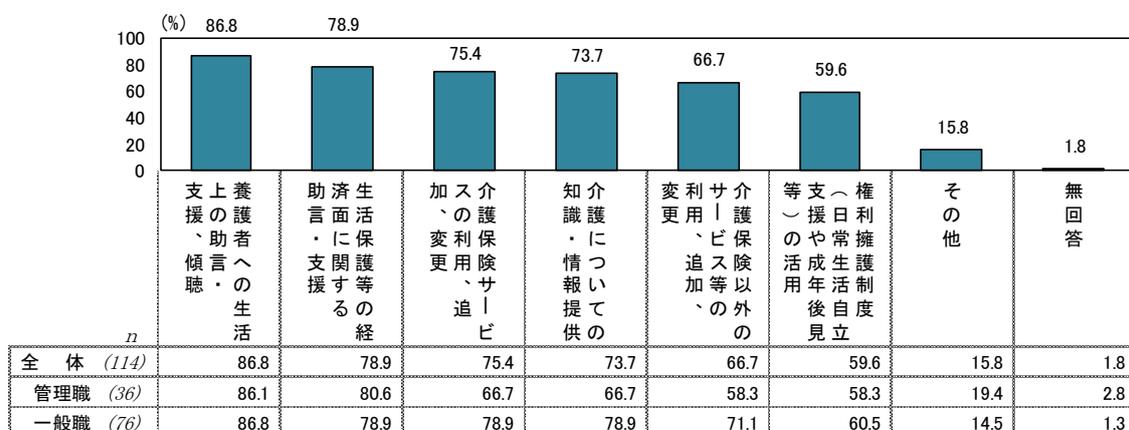
養護者への支援をしたことがあると回答した方に、実施した支援の内容を尋ねると、「介護保険サービスの利用、追加、変更」「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」が多かった。

グラフ数表番号 20 (複数回答:制限なし)



養護者への支援として必要だと思うものは「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」が最も多かった。次いで「生活保護等の経済面に関する助言・支援」「介護保険サービスの利用、追加、変更」「介護についての知識・情報提供」がいずれも7割強あった。

グラフ数表番号 21 (複数回答:制限なし)



○上記グラフ数表番号 21 の「その他」の意見

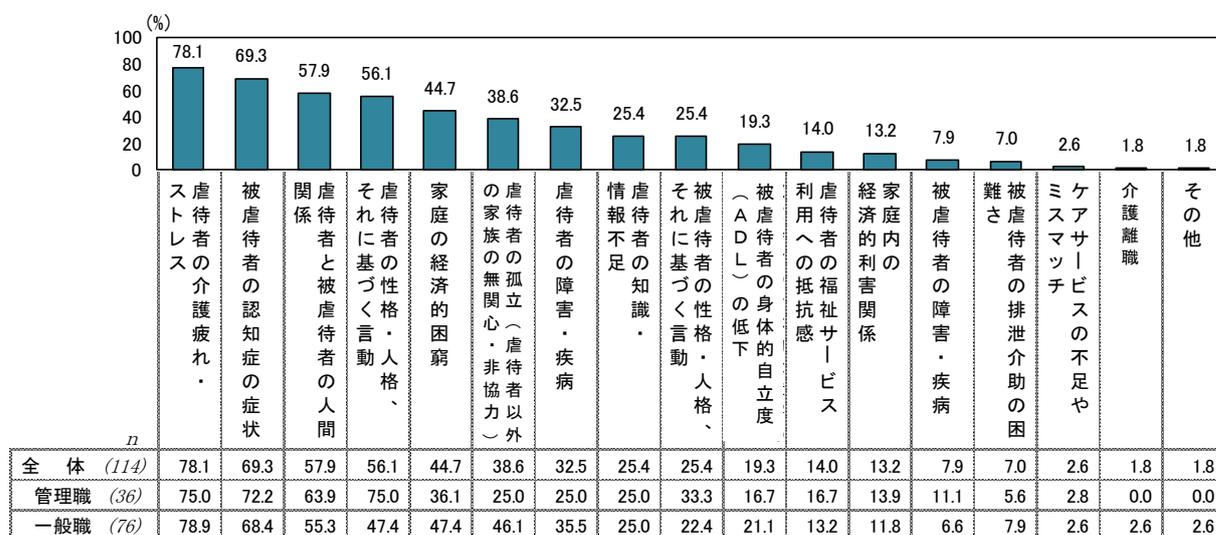
- ・養護者への支援(就労支援、家計支援、精神科受診支援、理解者の存在、家族サロン等)
- ・他機関(子ども・若者総合相談センター、仕事・暮らし自立サポートセンター等)の情報提供及び連携
- ・信頼関係の形成 等

(5) 高齢者虐待の要因

高齢者虐待の要因については「虐待者の介護疲れ・ストレス」が最も多く、次いで「被虐待者の認知症の症状」「虐待者と被虐待者の人間関係」「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」を半数以上が回答した。

役職別でみると、管理職では「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」に要因があると回答した割合が高く、一方「虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力)」「家庭の経済的困窮」に要因があると回答した割合は管理職に比べて一般職で高かった。

グラフ数表番号 22 (複数回答:5つまで)



		(%)			
<i>n</i>		虐待者に 関すること	被虐待者に 関すること	状況や環境等に 関すること	その他
全 体	(114)	100.0	90.4	92.1	1.8
管理職	(36)	100.0	88.9	94.4	0.0
一般職	(76)	100.0	92.1	90.8	2.6

<虐待者に関すること>	<被虐待者に関すること>	<状況や環境等に関すること>
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者の介護疲れ・ストレス ・虐待者の障害・疾病 ・虐待者の性格・人格、それに基づく言動 ・虐待者の知識・情報不足 ・虐待者の福祉サービス利用への抵抗感 ・介護離職 	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待者の身体的自立度（ADL）の低下 ・被虐待者の認知症の症状 ・被虐待者の障害・疾病 ・被虐待者の排泄介助の困難さ ・被虐待者の性格・人格、それに基づく言動 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待者と被虐待者の人間関係 ・虐待者の孤立（虐待者以外の家族の無関心・非協力） ・家庭の経済的困窮 ・家庭内の経済的利害関係 ・ケアサービスの不足やミスマッチ

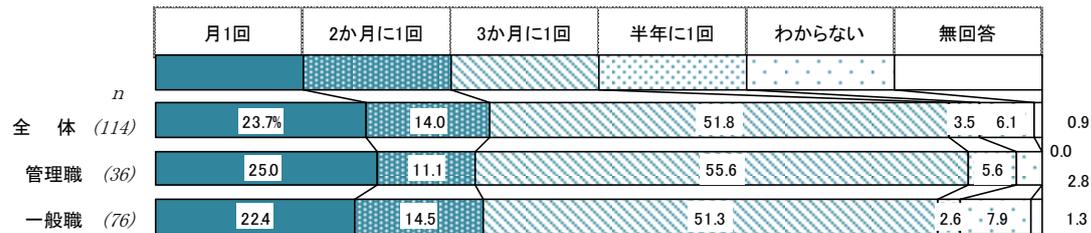
5. 各種会議の開催状況と関係機関との連携について

(1) 区高齢者虐待連絡会の開催状況

平成 27 年度での区高齢者虐待連絡会の開催頻度は「3 ヶ月に 1 回」が最も多く、過半数を占めた。次いで「月 1 回」「2 ヶ月に 1 回」が多かった。

区高齢者虐待連絡会は、①区内全体の高齢者虐待ケース状況を共有すること ②ケースへの対応方法を確認すること ③「継続 A」から「継続 B」への移行を判断することとされており、各区での開催が求められるものと考えられる。また、開催頻度は、少なくとも 3 ヶ月に 1 回以上開催することが求められているが、「半年に 1 度」「わからない」の回答の中には管理職の回答もあった。

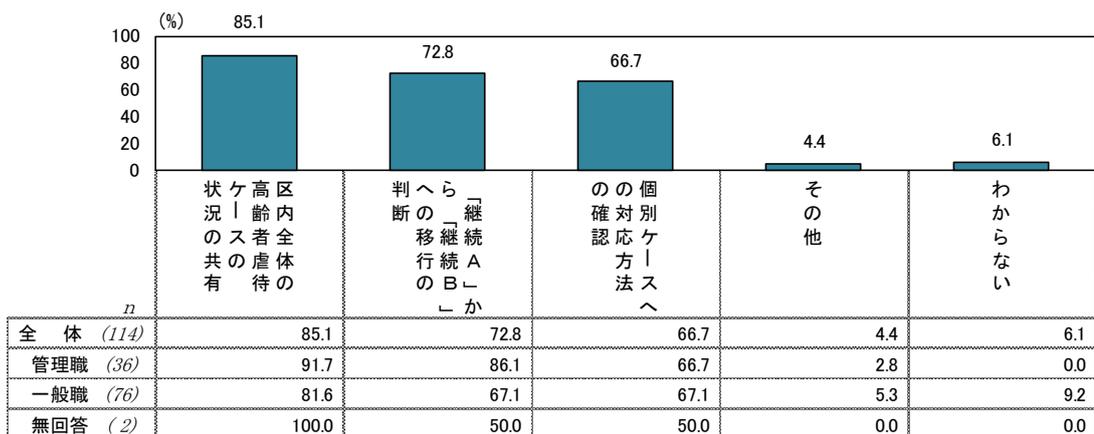
グラフ数表番号 23



区高齢者虐待連絡会で直近の会議の内容については「区内全体の高齢者虐待ケースの状況の共有」は 85.1%、「『継続 A』から『継続 B』への移行の判断」は 72.8%、「個別ケースへの対応方法の確認」は 66.7%が実施したこととしてあげた。

「区高齢者虐待連絡会」を「3 ヶ月に 1 回」以上開催している回答(102/114)においては、91.2%(93/102)が会議内容について「区内全体の高齢者虐待ケースの状況の共有」を上げている。「半年に 1 回」「わからない」は 11 人あり、その中には「区内全体の高齢者虐待ケースの状況の共有」が 4 人しかなく、「区高齢者虐待連絡会」の開催の位置づけが不明確な方も見られる。「区高齢者虐待連絡会」の在り方を再度周知していく必要がある。

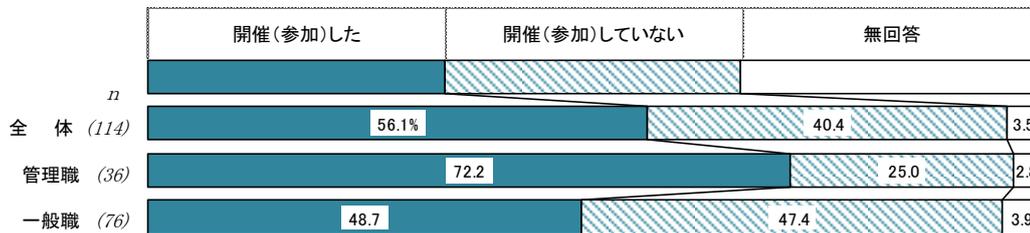
グラフ数表番号 24 (複数回答:制限なし)



(2) 区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催状況

平成 27 年度での区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催もしくは参加の状況は「開催（参加）した」が半数以上あった。

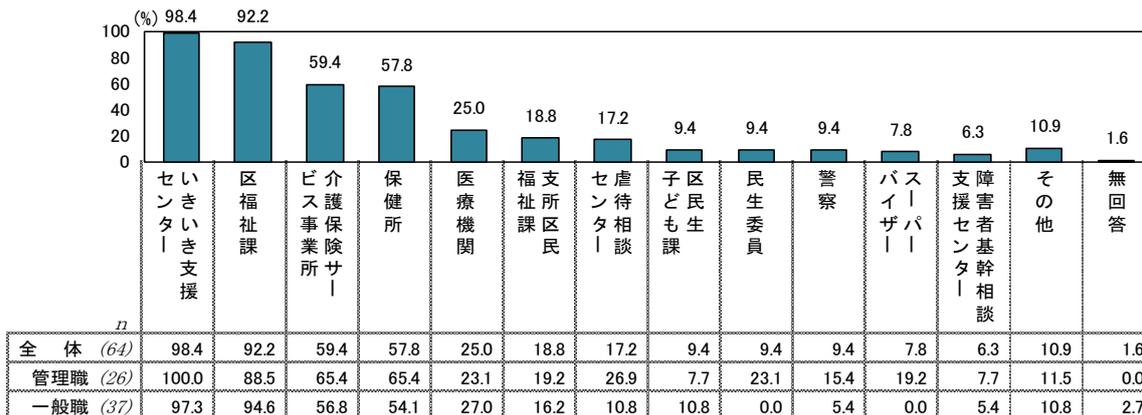
グラフ数表番号 25



区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議を開催（参加）したと回答した方に、会議への参加メンバーを尋ねると、直近の参加メンバーは「区福祉課」「支所区民福祉課」以外では「いきいき支援センター」が 98.4%、「介護保険サービス事業所」が 59.4%、「保健所」が 57.8%であった。

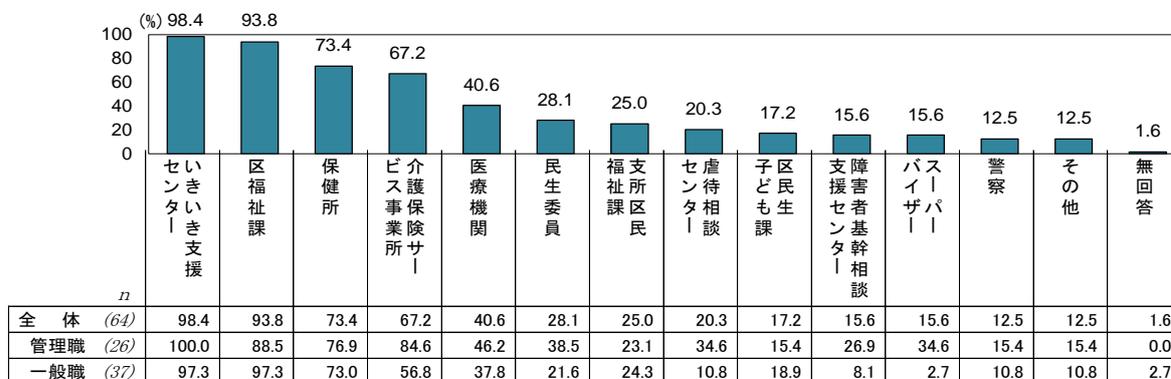
○平成 27 年度の会議で、最も直近の会議に参加したメンバー

グラフ数表番号 26（複数回答:制限なし）



○平成 27 年度内のすべての会議を通して 1 回でも参加したことのあるメンバー

グラフ数表番号 27（複数回答:制限なし）



○上記グラフ数表番号 27 の「その他」の内容

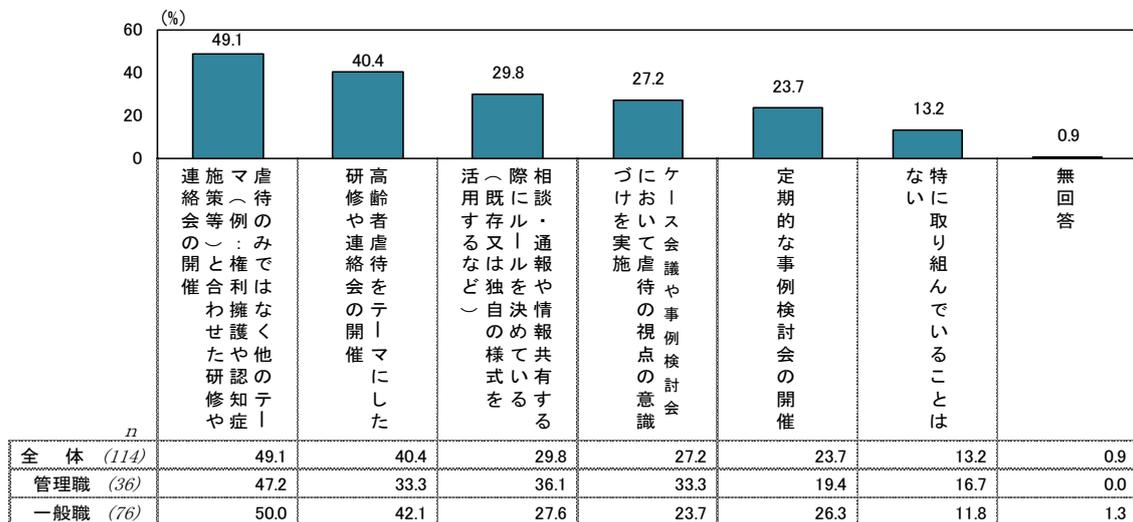
- ・認知症相談支援センター
- ・児童相談所
- ・法人後見人 等

(3) 各種事業所との連携強化のための取り組み

各種事業所との連携強化のために取り組んでいることについては「虐待のみではなく他のテーマ（例：権利擁護や認知症施策等）と合わせた研修や連絡会の開催」「高齢者虐待をテーマにした研修や連絡会の開催」など、研修や連絡会への取り組みが多かった。一方「特に取り組んでいることはない」という回答が1割程度あった。

虐待ケースに対応していくためには、ネットワークを作り対応していくことが大切である。連携強化のための取り組みにおいては、いきいき支援センターの方のうち51.0%（52/102）が「高齢者虐待をテーマにした研修や連絡会を開催している」と回答し、「虐待のみではなく他のテーマと合わせた研修や連絡会を開催している」と回答した方も、43.1%（44/102）と高い割合であった。「相談・通報や情報共有する際にルールを決めている」についても32.4%（33/102）の方が回答しており、日頃からいきいき支援センターを中心に連携強化のための取り組みが実施されていることが伺われる。虐待相談センターとしては、各区で他区の状況も参考にネットワーク作りに取り組めるよう、各区の取り組み状況の把握と情報提供に努めなくてはならないと考える。

グラフ数表番号 28（複数回答:制限なし）

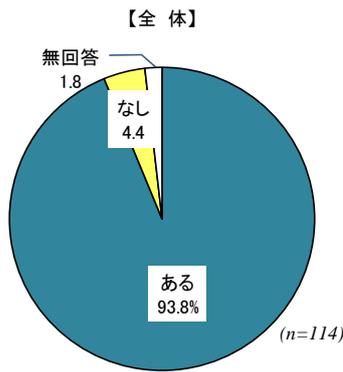


6. 研修・セミナー等について

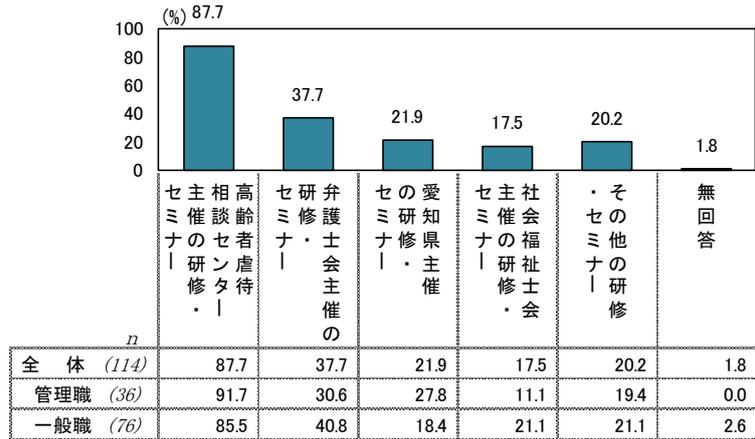
(1) 研修・セミナー等の参加状況

高齢者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、9割強とほとんどが参加したことがあると回答した。参加したセミナーは「高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー」が87.7%、次いで「弁護士会主催の研修・セミナー」が37.7%であった。

グラフ数表番号 29



グラフ数表番号 30 (複数回答:制限なし)



参加したことはないという回答した方に参加しない理由を尋ねると、回答者数が5人と少ないため参考までではあるが「業務が忙しい、時間がない」が多かった。

グラフ数表番号 31

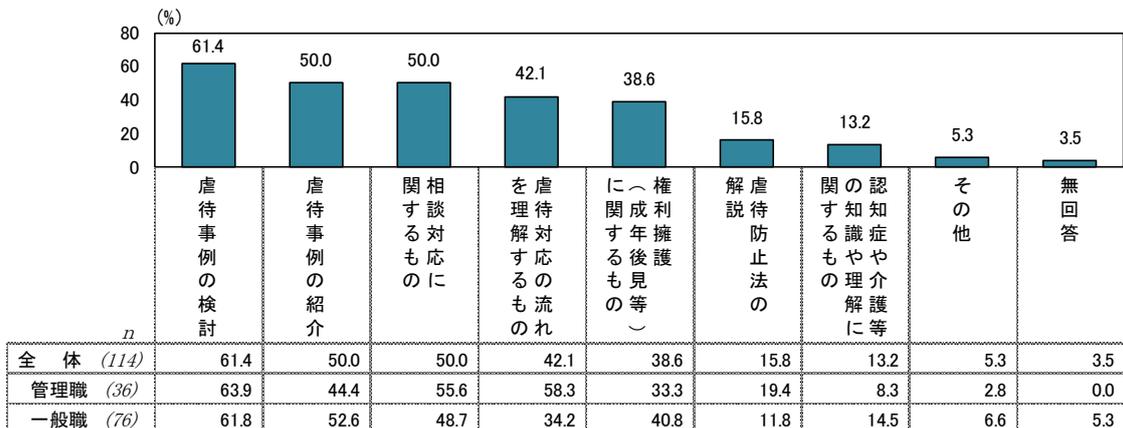
	業務が忙しい、時間がない	研修・セミナーに参加する必要性を感じない	研修・セミナーの情報が得られない	参加したい研修・セミナーがない	事業所・上司等の理解が得られない
全体 (5)	80.0	20.0	20.0	0.0	0.0
管理職 (3)	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0
一般職 (2)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0

(2) 研修・セミナー等への希望内容

高齢者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容は「虐待事例の検討」が6割と最も多く、「虐待事例の紹介」「相談対応に関するもの」にいずれも5割の回答があった。

役職別で見ると、管理職では「虐待対応の流れを理解するもの」が58.3% (21/36) と一般職の34.2% (26/76) に比較して多く、その差も大きくなっている。階層別のニーズにあった研修が必要とされていると思われる。

グラフ数表番号 32 (複数回答:制限なし)



○上記グラフ数表番号 32 の「その他」の内容

- ・各部署との連携について
- ・緊急対応、緊急時に利用できるもの
- ・弁護士以外のアドバイザーの存在と利用方法
- ・虐待者の精神障害・人格障害
- ・事業所内での研修内容の伝達
- ・経済的虐待の対応について 等

7. 高齢者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について

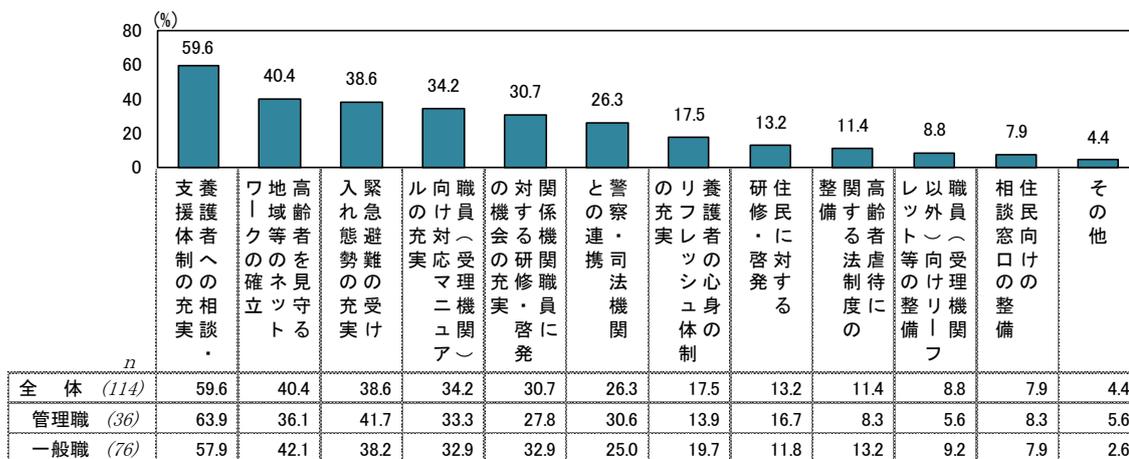
(1) 高齢者虐待の防止のために望まれること

養護者による高齢者虐待の防止に向けて必要と感じることで主なものは「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多かった。次いで「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」が4割程度あった。(3) の高齢者虐待のケースに関わるにあたっての自由記述にも、養護者の支援の必要性について多数意見が寄せられている。

虐待の要因についての質問とのクロス集計でも上位4項目に差異はなかった。他の上位に挙げた項目についても着目し、地域での見守りネットワークの確立や緊急避難先の充実及びマニュアルの整備などを進めていくことも必要とされている。

区役所・支所といきいき支援センターの回答を比較すると、区役所・支所では「緊急避難の受け入れ態勢の充実」の割合が高く、いきいき支援センターでは「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」「関係機関職員に対する研修啓発の機会の充実」の割合が高い結果になった。

グラフ数表番号 33 (複数回答:3つまで)



○上記グラフ数表番号 33 の「その他」の内容

- ・養護者を分離する体制
- ・他機関職員が訪問に同行できる体制
- ・医療機関との連携
- ・区役所・支所向け研修(緊急時に対応してもらえるように) 等

	区・支所 (11)		いきいきC (102)	
養護者の相談支援体制	6	54.5%	68	66.7%
高齢者を見守る地域等のネットワーク	4	36.4%	46	45.1%
緊急避難の受け入れ態勢	8	72.7%	44	43.1%
受入れ関係職員向け対応マニュアル	5	45.5%	39	38.2%
関係機関職員に対する研修啓発の機会	2	18.2%	35	34.3%
警察・司法との連携	0	0.0%	30	29.4%
養護者の心身のリフレッシュ	1	9.1%	20	19.6%
住民に対する研修	2	18.2%	15	14.7%
高齢者虐待に関する法制度の整備	2	18.2%	13	12.7%

(2) 高齢者虐待の防止、発見、早期対応のために工夫していること（主な意見）

○ケアマネジャーやサービス事業者との協力体制づくり（14件）

- ・ケアマネジャーや事業者との連携を密に図り、情報共有を行う。
- ・ケアマネジャー等との関係性を良好に保ち、気づいたことは話してもらえるよう努めている。
- ・事業者から相談があればなるべく早めに対応するようにし、信頼関係づくりを心がけている。
- ・事業者への労いを重視している。
- ・虐待に関する研修会を年1回開催し、事業者が虐待に対する共通認識を持てるようにしている。
- ・虐待が疑われた時点から支援者による会議を早急に実施し、ネットワークづくりをしている。

○受理機関内の体制づくり（14件）

- ・虐待の疑いがあるケースを受理したら、即時訪問・面談して詳しい話を聞くなど迅速に対応する。
- ・相談を受けたら早急にセンター内で受理会議を開き、センターとして判断し、対応方針を決める。
- ・総合相談やケアマネジャーからの相談など、わずかな相談でも朝礼や常勤会で情報共有をする。
- ・他職種とペアで訪問し、広い視点でケースをみていくようにしている。
- ・職場内教育で定期的に社会福祉士が全職員に受理の際の具体的な対応方法を伝授し、全職員がワンストップで受理できる体制を構築している。

○虐待に気づくための工夫（11件）

- ・日頃から相談を必ず多職種で共有し、担当者が気づかなくても他の職員が「虐待では？」と気付けるようにしくみづくりをしている。
- ・「認知症」「未婚の子と同居」「養護者のサポートがない人」などハイリスクに分類されるケースには、意識して関与している。
- ・総合相談で受けた相談内容のアセスメントをしっかり行い、危険性がないか注意する。
- ・ケアマネジャーや事業者が虐待に気づく感度を高めてもらえるよう研修を行っている。

○地域との連携強化（10件）

- ・民児協への参加時に民生委員に声がけし、近隣に気になる人がいないか注意喚起を促している。
- ・地域の集まりで高齢者虐待をテーマに話をしている。（2,3回/年）
- ・行政や関係機関と連携して対応している旨の周知を図っている。
- ・虐待の未然防止を優先的に図るため、地域診断による地域の把握を行っている。

○養護者との信頼関係づくり（6件）

- ・傾聴を通して養護者の悩みを聞き出す。
- ・養護者に対する労いを重視している（養護者へ積極的に声かけするなど）。
- ・分離に至らないよう入所やサービス利用等への養護者の理解を進める。

○複数職員での対応（4件）

- ・早期対応のため、虐待の相談があれば相談を受けた職員に状況を確認し、担当を即座に決めている。
- ・通報があれば必ず事実確認を複数で行っている。
- ・虐待者と養護者の対応職員を別々にするようにしている（1人の職員で複数人の対応をしない）。

○緊急性判断シート等の活用（3件）

- ・受理機関同士で共有する際にも「緊急性判断シート」を活用し説明している。
- ・「リスクアセスメント表」を用い、所内でプラン（新規・更新時）を立てている方に虐待の恐れがないかを見ている。

- ・職員が虐待リスクの視点を持って利用者をアセスメントできるよう、更新時等に利用者の状況を確認する「チェックシート」を記入し、管理者が確認するようにしている。

○その他

- ・正確に経過記録を作成する（言葉をそのまま記載するなど）。

(3) 養護者による高齢者虐待のケースに関わるにあたっての意見（主な意見）

○養護者への支援に関すること（20件）

- ・介護負担の軽減を重視し、養護者のケアや労いを重視している。
- ・養護者支援は生活の問題も複雑に絡んで長い支援となり、虐待が解決しても支援が不可欠な世帯で、他機関への引継ぎにより終了できないケースが多い。
- ・養護者に精神障害等の障害や認知症等の疾病があるなどし、対応や判断に悩むケースが増えた。
- ・人格や性格によるものか、知的・精神障害によるものか判断に迷うところがある。医療機関で「性格の問題」と判断された場合、どのように養護者を支援したらよいか対応に苦慮する。
- ・養護者が精神障害者の場合に相談窓口が少なく、フットワーク軽く対応できる機関がない。相談窓口が充実して早い段階で発見し、支援につなげられると虐待の予防につながると思う。
- ・精神疾患があるが受診につながっていないケースの支援がうまく進まない。保健所や医療機関との連携が必要だが中々スムーズにいかない。
- ・分離後の養護者支援にあたる際、所内での情報共有や行政との連携も必要でとても神経を使う。
- ・児童虐待と違い、虐待者と被虐待者の長年の歴史からの関係があること、立場の逆転もあること、認知症やBPSDが出ると余計に困難になる。
- ・養護者の情報（障害のことや収入等）について教えてもらえない。

○行政の対応に関すること（15件）

- ・行政の人員が少なすぎる。保健所相談員も激務。
- ・行政担当者がよく代わる。担当者によって対応、意見が大きく違う。ベテランを配置してほしい。
- ・行政として介入の判断基準や目安が少しでも具体化できるとよい。
- ・連携して対応する必要性が高いケースもあるなかで、協力体制を担ってほしい。
- ・高齢・障害・児童等の分野を超えた連携やそれに伴う職員の対応力向上が課題であり、補える市の対策が急務。
- ・児童相談所のように高齢者虐待対応も専門家が必要。事務職員では対応に迷う場面が多々ある。
- ・区に虐待や困難ケース対応のケースワーカー等を配置してほしい。区の事務職員では、経験がないと他機関とのやり取りについていけないことがある。夜間・休日の体制を決めてほしい。
- ・特に緊急対応が必要なときでも対応してもらえない。
- ・区にネットワーク支援会議の開催を依頼しても開催してもらえなかったり、時間がかかったりする。
- ・行政で相談を受けても、いきいき支援センターへ丸投げされる。温度差がある。主体的に関わってほしい。

○他機関との連携（8件）

- ・幼少期から啓発していくために教育機関との連携。
- ・公的機関（行政、保健所、警察、司法）との連携。
- ・ケアマネジャーがいきいき支援センターに通報しやすい関係づくりを行う。

○啓発の必要性（7件）

- ・地域住民への啓発不足があり、地域の相談場所であることを知ってもらう啓発が必要。
- ・幼少期からの教育・啓発が必要。
- ・「虐待」という言葉の強さから通報をためらわせると思うのでマイルドなキーワードで啓発する。
- ・「虐待にあげても意味がない」と言われることがある。虐待の早期対応のためには、虐待として対応することのメリットを訴え、そのために法律を使うことを考えていく方がよい。

○職員に関すること（8件）

- ・虐待ケースへの対応は精神的な負担が大きい。自分も同僚もつぶれないよう注意したい。メンタルケアには組織としても、制度的な配慮や工夫が必要。
- ・業務量が多く、時間内に対応することが難しい。
- ・区担当者の虐待対応の知識が不足している場合があり、定期的に研修が必要。
- ・知識を増やしたい、理解を深めて気づくようにしたい、解決事案やうまく行かなかった事案から解決方法を学びたい。

○被虐待者（高齢者本人）に関すること（5件）

- ・養護者との共依存により分離が難しい。
- ・養護者の権利ばかりが表に出て、被虐待者の権利が二の次にされているように思える。
- ・認知症等により事実確認や意思確認が困難である。

○受理機関とサービス事業所の虐待に対する認識の違い（3件）

- ・受理機関が虐待対応を提案するも、サービス機関が養護者の思いを優先し、意識統一が図れなかったことがある。
- ・サービス事業者で虐待と捉える意識が低いように感じる。虐待行為に当たると思われるような内容でも家庭内の問題、家族関係の問題として処理されることが多い。
- ・虐待を疑っても、ケアマネジャーに相談して様子見となることが多く、受理機関への通報につながらない。

○施策・制度・法律への要望（5件）

- ・「やむを得ない措置による」施設入所の利用料が初期のみでも行政負担になる制度があるとよい。
- ・本人（親）が子どもに対して依存、又はその逆や共依存の場合が多く、支援すること、本人を分離することが難しい。養護者を入院や分離するような仕組み、支援体制を作ってほしい。
- ・いきいき支援センターにも区役所と同じ権限が欲しい。
- ・関わる機関の権限を強化してもよい。
- ・法制度の充実（虐待者の処罰強化）を希望。

○その他

- ・本人や養護者、家族が複合的（家族関係・経済的・疾病・DV等）に様々な問題を抱えている。
- ・被虐待者の問題行動や、虐待者の攻撃対象になる可能性などのリスク負担もあるため、避難先や受診先の確保が困難。
- ・生命の危機に至らないケースの場合でも基本的人権は最優先で守られるべき権利である。
- ・今後、高齢者虐待が増えることは現実的であり、社会全体の大きな問題。

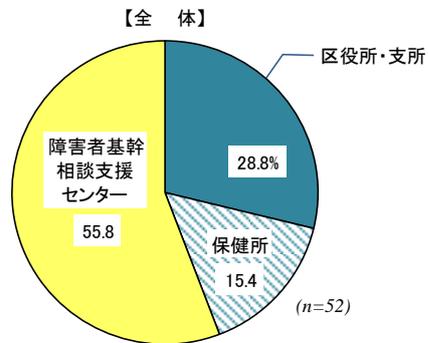
Ⅱ 調査対象：障害者虐待受付機関

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別

回答者の勤務する事業所は「障害者基幹相談支援センター」が55.8%であった。

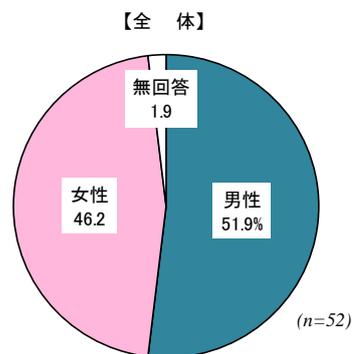
グラフ数表番号 01



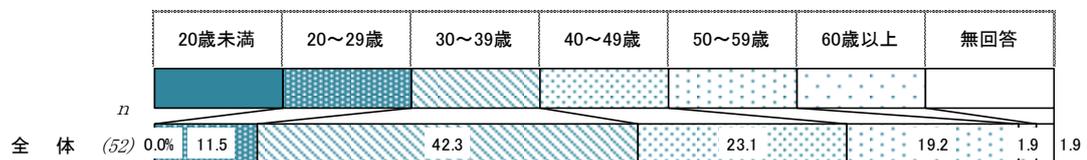
(2) 性別・年齢

回答者の性別は、男性、女性おおよそ半数ずつの割合であった。年齢別では「30～39歳」が最も多く、4割を占めた。

グラフ数表番号 02



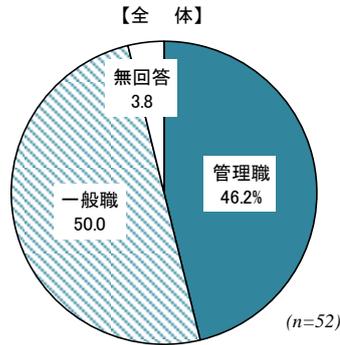
グラフ数表番号 03



(3) 役職

回答者の役職は「一般職」と「管理職」がおおよそ半数ずつの割合であった。

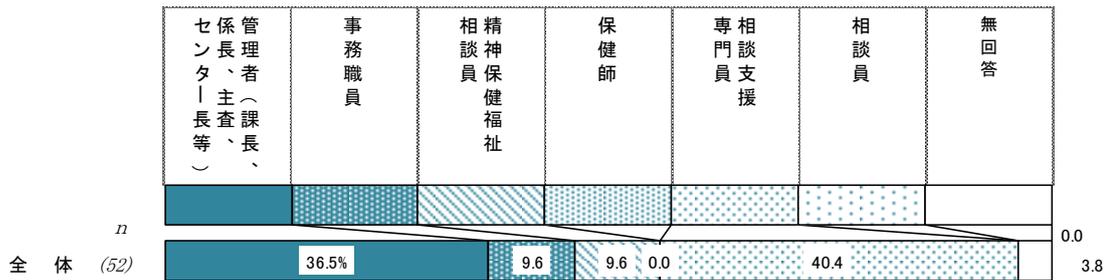
グラフ数表番号 04



(4) 職種

回答者の職種について、保有する資格ではなく雇用されている職種では「相談支援専門員」「管理者（課長、係長、主査、センター長等）」が多かった。

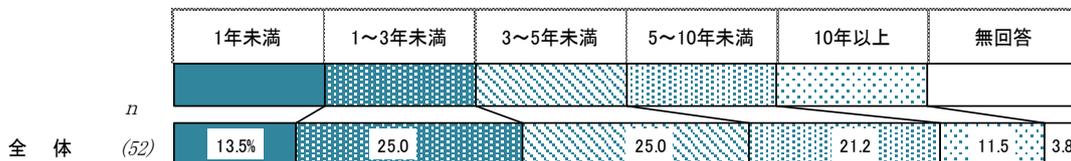
グラフ数表番号 05



(5) 経験年数

回答者が現在の業務にたずさわった経験年数は「1～3年未満」「3～5年未満」が最も多く、次に「5～10年未満」が多かった。

グラフ数表番号 06



2. 受付機関における組織内の体制について

(1) 対応職員の決め方

事業所内での障害者虐待の対応にあたる職員の決め方については「担当する職員はあらかじめ決められている」が半数近くで最も多く、「通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど担当者を定める」が3割であった。

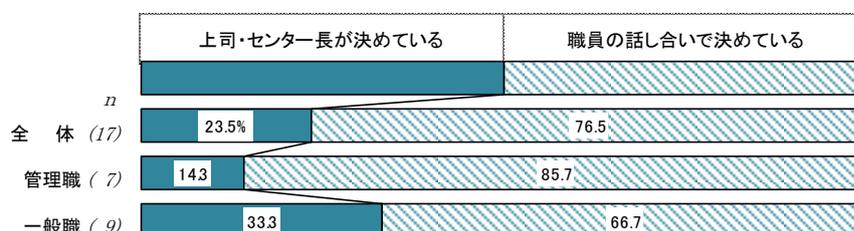
区役所・支所については「担当する職員はあらかじめ決められている」が100%だったが、基幹相談支援センターでは「担当する職員はあらかじめ決められている」は10.3%で、「その都度決める」が最も多く55.1%であった。

グラフ数表番号 07 ※役職無回答者1名については、全体数の中に含めています。以降の集計も同じです。

	担当する職員はあらかじめ決められている	最初に通報を受けた職員が担当する	地域分けをして、複数(チーム)で担当する	地域分けをして、1人で担当する	ローテーションを組んで順番に担当を決めている	通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど担当者を定める	その他
全体 (52)	46.2	15.4	0.0	0.0	0.0	32.7	5.8
管理職 (24)	58.3	8.3	0.0	0.0	0.0	29.2	4.2
一般職 (26)	34.6	23.1	0.0	0.0	0.0	34.6	7.7

「通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど担当者を定める」と回答した方に、どのように担当者を決定しているかを尋ねたところ、「職員の話し合いで決めている」が76.5%、「上司・センター長が決めている」が23.5%であった。

グラフ数表番号 08

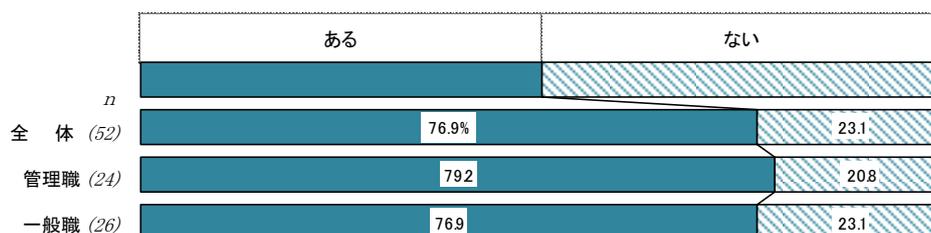


(2) 障害者虐待と思われるケースの経験の有無

これまで支援に関わったケースの中で障害者虐待を疑ったことがあるかについては、回答者の7割強が「ある」と回答した。

役職別でみると、経験した割合に大きな差は見られなかった。

グラフ数表番号 09



(3) 障害者虐待と思われる相談を受けたときの最初の相談相手

障害者虐待が疑われるケースに気づいたり相談を受けたりしたときの最初の相談相手は「上司」が最も多く、次いで「同僚」が多かった。

役職別で見ると、一般職では、「上司」が圧倒的に多かった。

グラフ数表番号 10

n	(%)							
	上司	同僚	障害者基幹 相談支援 センター	区役所・ 支所	保健所	障害者 虐待相談 センター	その他	特に 相談しない
全 体 (52)	53.8	23.1	7.7	5.8	0.0	0.0	3.8	1.9
管理職 (24)	25.0	33.3	16.7	8.3	0.0	0.0	8.3	4.2
一般職 (26)	76.9	15.4	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 受付機関内で方針を検討するための会議

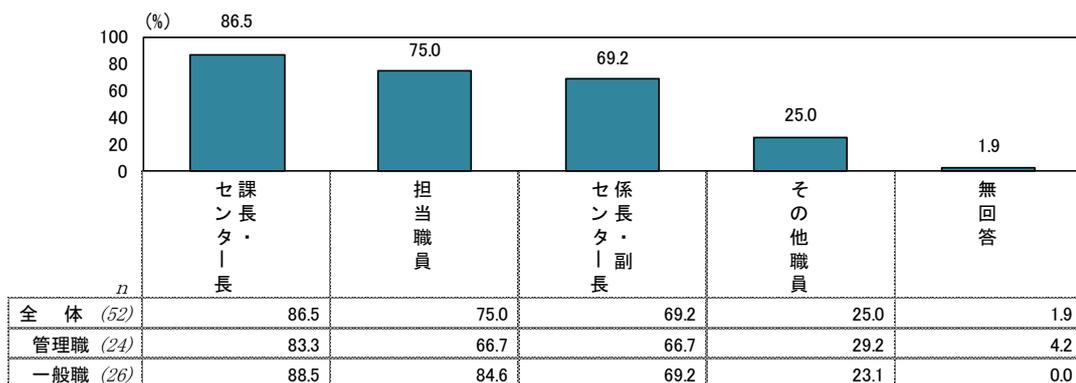
受付機関内で方針を検討するための会議の実施状況は「相談があったそのつど」が最も多く6割を占め、次いで「特に決めていない」が3割であった。事業種別で比較しても、相談があった都度開催していると回答している方がおおむね6割、特に決めていないと回答した方がおおむね3割であった。判定会議は「障害者虐待対応ハンドブック」では、原則として受付後7日以内に開催することとなっている。その前に各機関は、障害者虐待の疑いがあるケースとして受け付けし、特に基幹相談支援センターは行政機関へ情報提供するかを検討するための会議を受付後早めに行う必要がある。業務多忙の中「相談があったそのつど」の開催は負担があると思われるが、「虐待事案を見逃がさない」「虐待事案の中には、緊急性等が求められる事案がある」「決して1人で判断しない」等の基本スタンスが重要であり、そのためには判定会議の適時開催は必須である。

グラフ数表番号 11

n	(%)						
	相談が あった そのつど	週1回程度	月1回程度	その他	特に決めて いない	わからない	無回答
全 体 (52)	61.5	0.0	1.9	1.9	30.8	1.9	1.9
管理職 (24)	58.3	0.0	0.0	4.2	33.3	0.0	4.2
一般職 (26)	61.5	0.0	3.8	0.0	30.8	3.8	0.0

受付機関内で方針を検討するための会議の参加メンバーは、「課長・センター長」が最も多かった。次いで「担当職員」、「係長・副センター長」が多かった。

グラフ数表番号 12 (複数回答:制限なし)



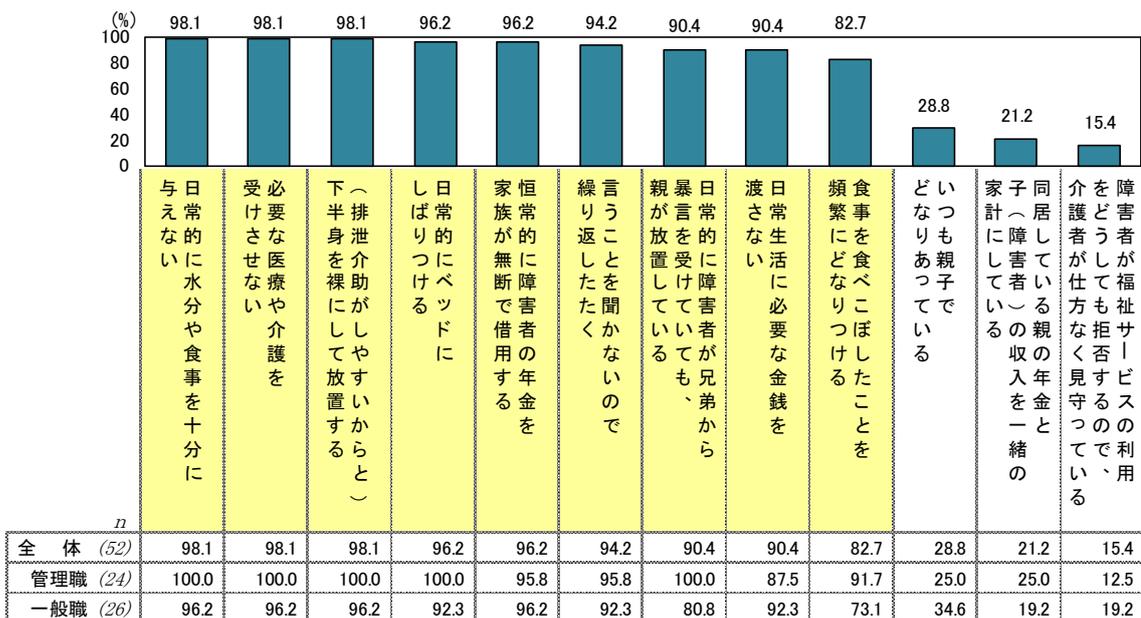
3. 障害者虐待の認識について

(1) 障害者虐待に該当すると思う行為

下表中の回答数の多かった9つの設問は障害者虐待の典型例とされるもの、それ以降の3つの設問は即座に虐待とは言えないものの例示である。典型例についてはおおむね高い割合で虐待に該当すると回答を得たが「食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける」についてはやや割合が低かった。

「言うことを聞かないので繰り返し叩く」「食事を食べこぼしたことを頻繁に怒鳴りつける」「日常的に金銭を渡さない」に○をつけなかった方について分析すると、経験年数5年以上の方に比べて5年未満の方の割合はほぼ倍であった。受付機関としては、経験年数に関わらず虐待に該当する行為について認識していることが必要である。

グラフ数表番号 13 (複数回答:制限なし)

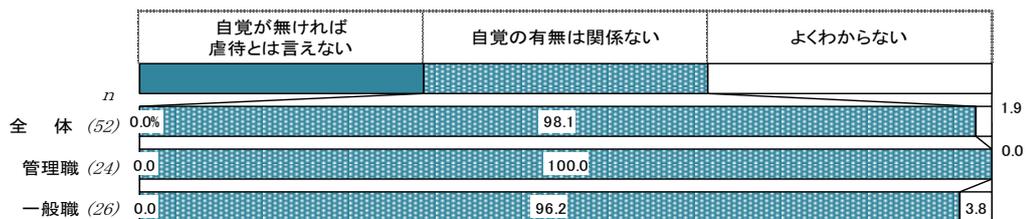


(2) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

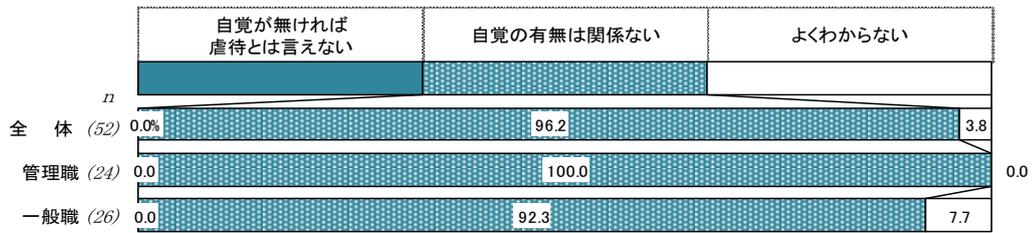
虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」がない場合、虐待に該当するかについて聞いたところ、98.1%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。また被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」がない場合については、96.2%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。

大多数において虐待者や被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかは関係がないと理解されていた。

グラフ数表番号 14



グラフ数表番号 15



4. 障害者虐待対応の状況や困難な点について

(1) 障害者虐待の判断にあたって困難なこと

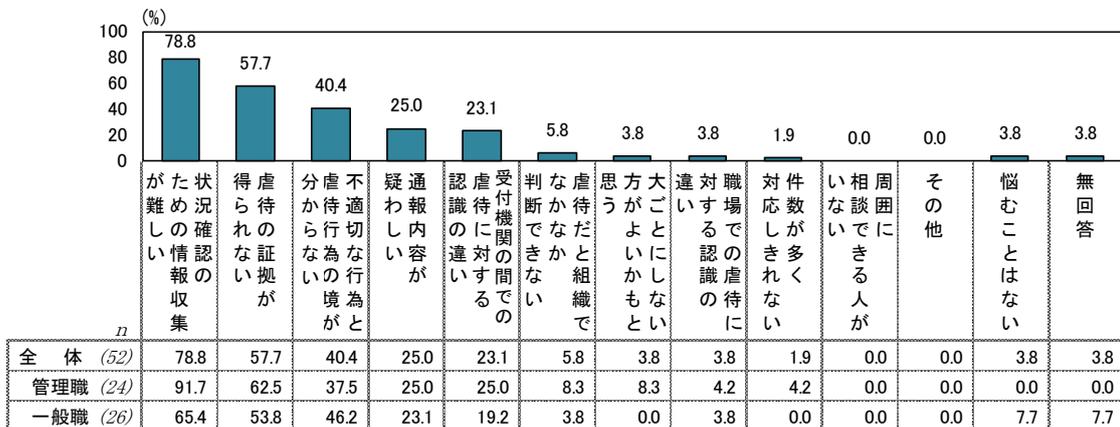
障害者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり悩んだりすることについては「状況確認のための情報収集が難しい」が8割近くで最も多く、「虐待の証拠が得られない」も6割近くあり、情報収集の困難さをあげる回答が多かった。次いで「不適切な行為と虐待行為の境目がわからない」が4割であった。

受付機関の多くが情報収集や証拠が得られないことで判断の困難さや迷いを感じているという現状ではあるが、正確な判断をするためにも、はじめから「虐待ではない」と決めつけず、継続的な見守り体制を作り、見守りの中で事実確認を積み重ねていく等の努力が求められる。

通報内容が疑わしい場合、不適切な行為と虐待行為との境の見極めが困難な場合も、こうした事実確認を重ね情報収集に努めた上で判断していくことが大切である。

「大ごとにしなない方がよいかもと思う」と回答したのは、管理職の8.3% (2/24) と少数ではあったが、受付機関として早期に必要な支援につなげ重篤な事態への発展を防止するためにも、発見段階で虐待の判断を恐れず適切な対応の流れに乗せることが求められる。

グラフ数表番号 16 (複数回答:3つまで)



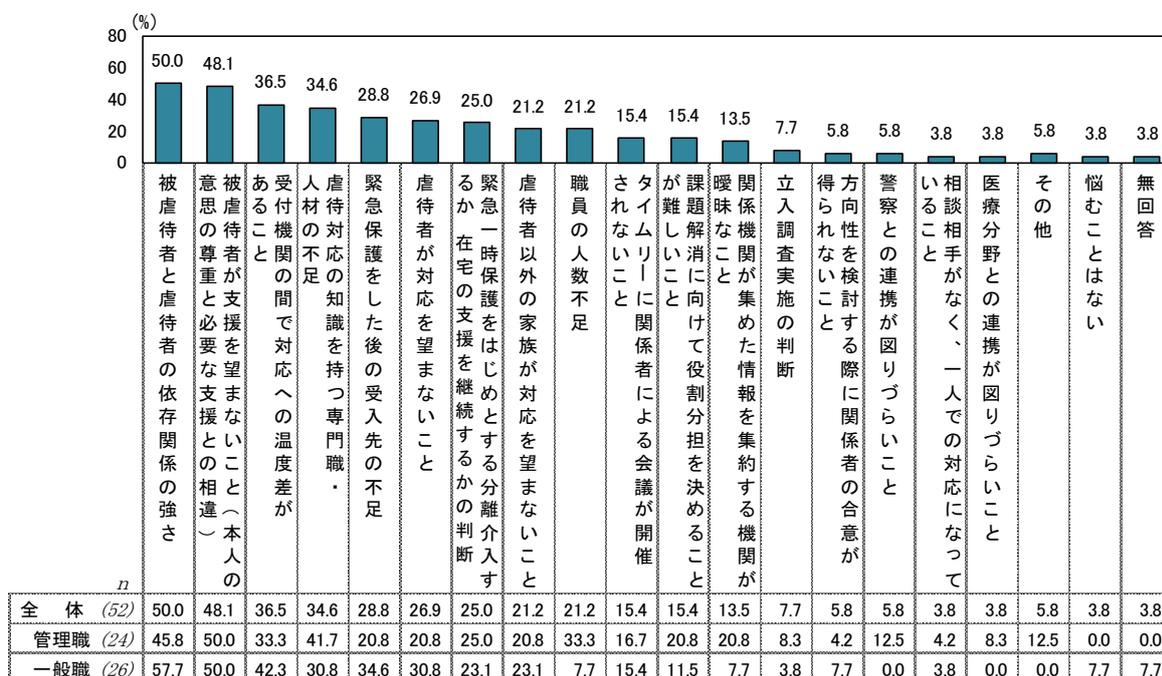
(2) 障害者虐待の対応にあたって困難なこと

障害者虐待の対応にあたり悩むこと、問題となることや困難と感じることについては「被虐待者と虐待者の依存関係の強さ」「被虐待者が支援を望まないこと (本人の意思の尊重と必要な支援との相違)」がいずれも5割であった。

高齢者虐待受理機関の調査結果と比べると「虐待対応の知識を持つ専門職・人材の不足」と回答したのは高齢では14.9% (17/114)、障害では34.6% (18/52)、「職員の人数不足」と回答したのは高齢では11.4% (13/114)、障害では21.2% (11/52) であり、高齢に比べて障害では虐待対応にあたる職員体制

の不足がより深刻な課題であることが明らかとなった。また「緊急保護をした後の受入先の不足」と回答したのは高齢では10.5% (12/114)、障害では28.8% (15/52) であり、障害者虐待の緊急保護受入先の確保も大きな課題であると言える。

グラフ表数番号 17 (複数回答:5 つまで)

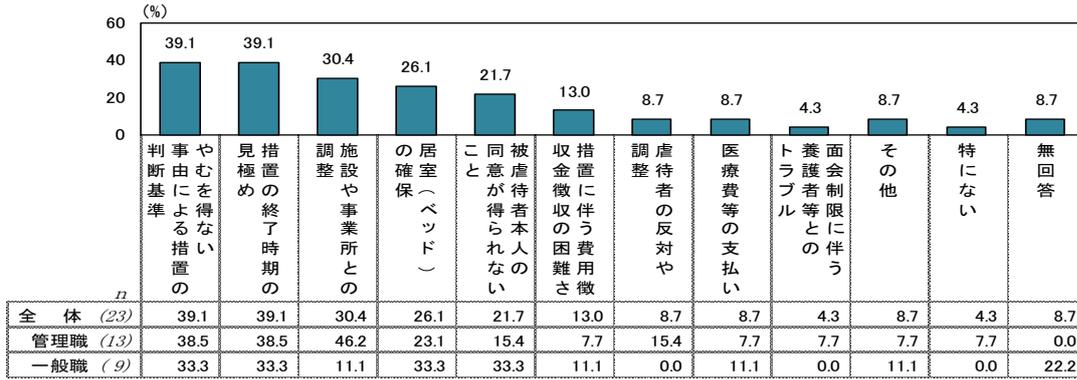


(3) 「やむを得ない事由による措置」の実施にあたって困難なこと

区役所・支所、保健所の方に、障害者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり支障や困難なことについて尋ねると、「措置の判断基準」や「措置の終了時期の見極め」と回答した方が多かった。

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとも重大な結果を招く恐れが予測される場合や他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障害者を養護者から分離することを検討する必要がある。その際「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービス利用が著しく困難な障害者に対しては、市町村長(名古屋市の場合は社会福祉事務所長)の職権による措置ができる。受付機関が「やむを得ない事由による措置」の判断に悩まれていることは調査結果からも分かるが、分離することで養護者の負担を一時的に軽減でき、援助を開始する動機づけに繋がる場合もある。まずは障害者の安全を確保することを最優先に考え、判断する必要がある。

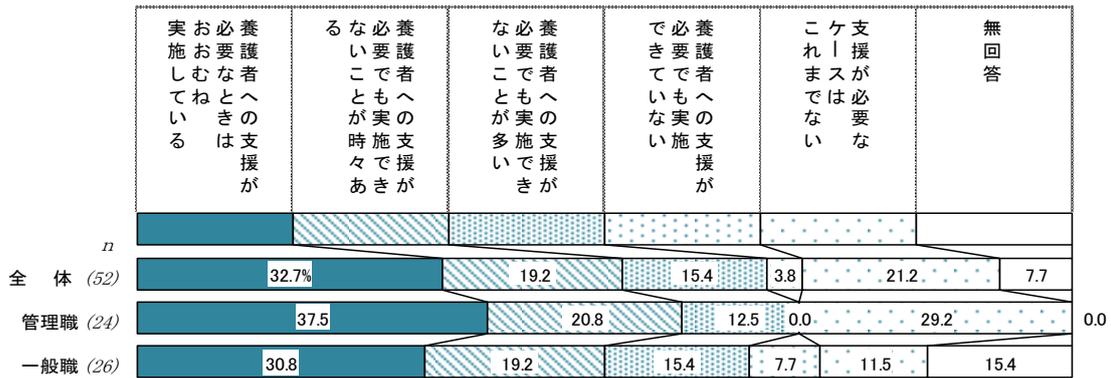
グラフ数表番号 18 (複数回答:3つまで)



(4) 養護者支援の状況

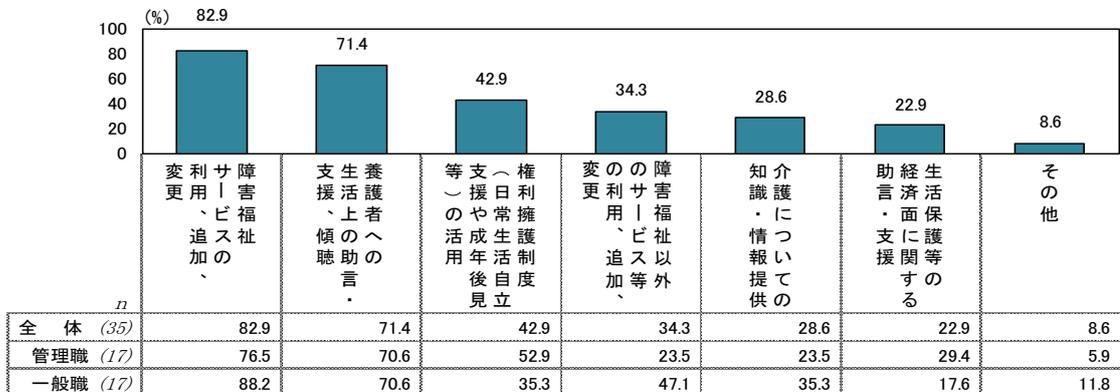
養護者支援の実施については「必要なときはおおむね実施している」が最も多く 3 割強であった。一方「必要でも実施できないことが時々ある」が 2 割近く、「必要でも実施できないことが多い」も 1 割あり、養護者支援の実施について課題が見受けられる。

グラフ数表番号 19



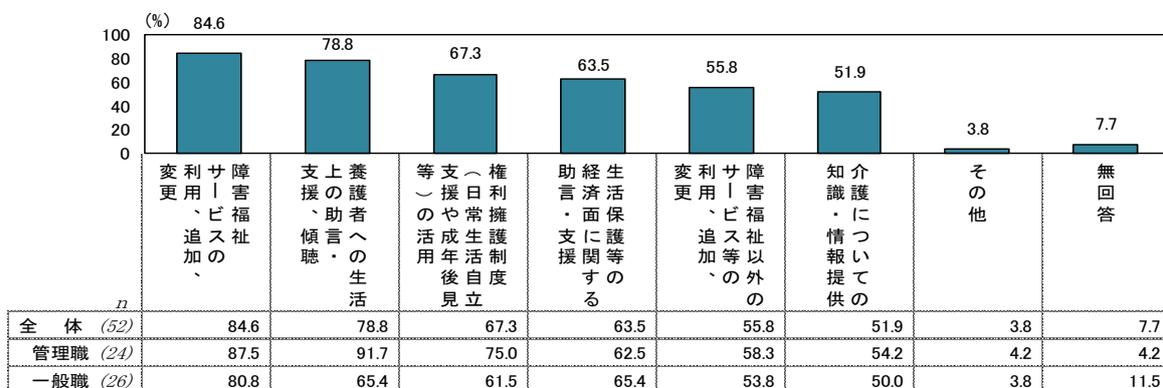
養護者への支援をしたことがあると回答した方に、実施した支援の内容を尋ねると「障害福祉サービスの利用、追加、変更」「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」との回答が多かった。

グラフ数表番号 20 (複数回答:制限なし)



養護者への支援として必要だと思うものは「障害福祉サービスの利用、追加、変更」「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」が最も多かった。次いで「権利擁護制度（日常生活自立支援や成年後見等）の活用」「生活保護等の経済面に関する助言・支援」がいずれも6割強あった。

グラフ数表番号 21（複数回答:制限なし）

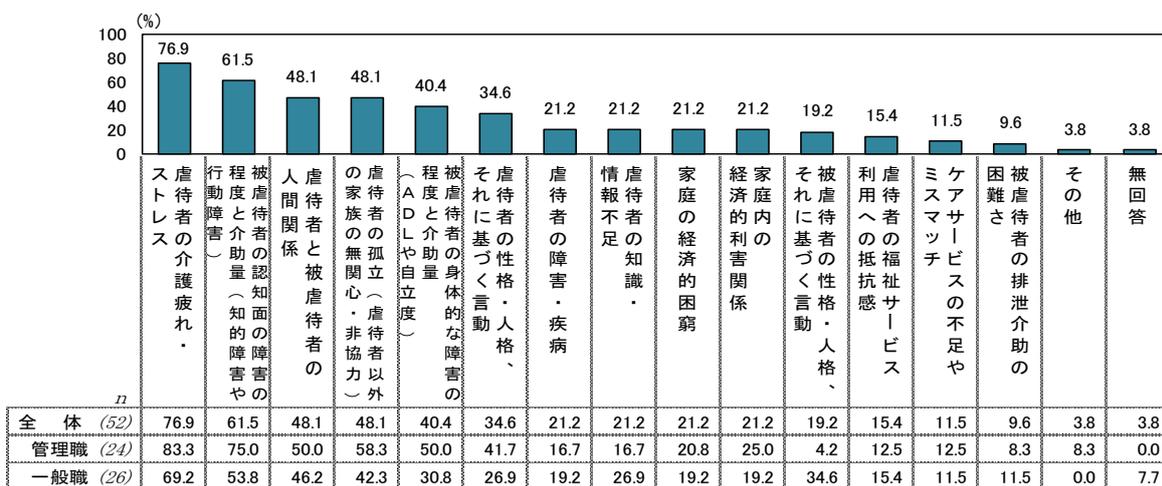


(5) 障害者虐待の要因

障害者虐待の要因については「虐待者の介護疲れ・ストレス」が最も多かった。次いで「被虐待者の認知面の障害の程度と介助量（知的障害や行動障害）」を6割が、「虐待者と被虐待者の人間関係」「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」「虐待者の孤立（虐待者以外の家族の無関心・非協力）」を半数近くが回答した。

役職別でみると「被虐待者の認知面の障害の程度と介助量（知的障害や行動障害）」「被虐待者の身体的障害の程度と介助量（ADLや自立度）」に要因があると回答した割合が、一般職に比べて管理職で高かった。

グラフ数表番号 22（複数回答:5つまで）



職別	虐待者に関すること	被虐待者に関すること	状況や環境等に関すること	その他	無回答
全体 (52)	96.2	86.5	86.5	3.8	3.8
管理職 (24)	100.0	95.8	91.7	8.3	0.0
一般職 (26)	92.3	80.8	80.8	0.0	7.7

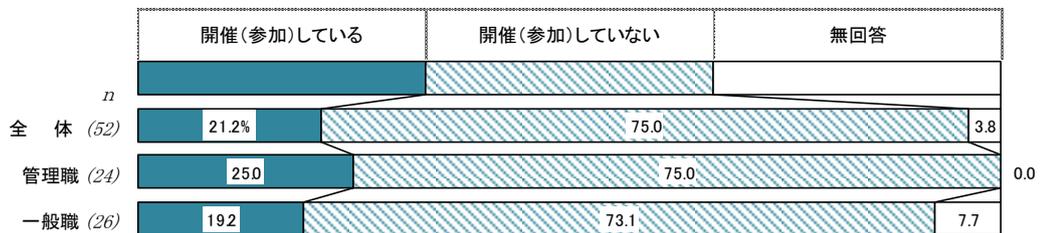
<p><虐待者に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待者の介護疲れ・ストレス ・虐待者の障害・疾病 ・虐待者の性格・人格、それに基づく言動 ・虐待者の知識・情報不足 ・虐待者の福祉サービス利用への抵抗感 	<p><被虐待者に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被虐待者の身体的な障害の程度と介助量（ADLや自立度） ・被虐待者の認知面の障害の程度と介助量（知的障害や行動障害） ・被虐待者の排泄介助の困難さ ・被虐待者の性格・人格、それに基づく言動 	<p><状況や環境等に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待者と被虐待者の人間関係 ・虐待者の孤立（虐待者以外の家族の無関心・非協力） ・家庭の経済的困窮 ・家庭内の経済的利害関係 ・ケアサービスの不足やミスマッチ
--	--	--

5. 各種会議の開催状況と関係機関との連携について

(1) 区障害者虐待ケース全般を把握するための会議の開催状況

平成 27 年度での区障害者虐待ケース全般を把握するための会議については「開催(参加)していない」が多かった。

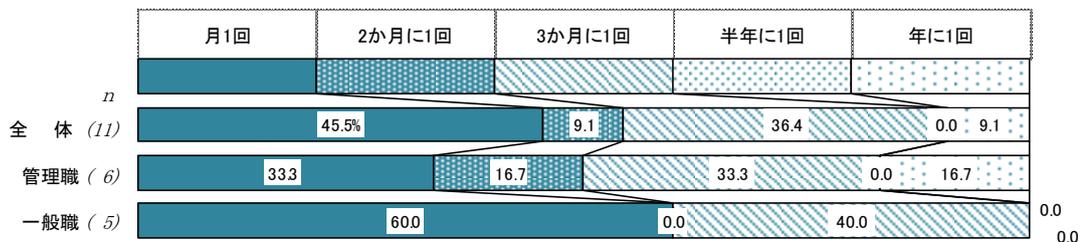
グラフ数表番号 23



「開催(参加)している」と回答した方は 11 人と少ないため参考値ではあるが、開催頻度を尋ねたところ「月 1 回」「3 ヶ月に 1 回」が多かった。

また、問 17「障害者虐待の対応にあたって困難なこと」とのクロス集計したところ、困難なことを「職員の人数不足」と回答した方のうち、会議を「開催(参加)している」方は 9.1%で、「開催(参加)していない」方は 23.1%であった。また「分離介入するか在宅を継続するかの判断」と回答した方のうち会議を「開催(参加)している」方は 45.5% (5/11) で、「開催(参加)していない」方は 20.5% (8/39) であった。各機関において虐待対応にあたる職員が少数でも、受付機関の職員が集まり、会議を開催することでケースに関する情報共有や検討ができ、課題の検討も深まっていることが推測される。現在、高齢者虐待の対応にあたっては、受理機関が集まり区内のケース全般を把握するための定期的な会議を区ごとに開催しているが、障害者虐待の対応にあたっては同様の定期的な会議の開催が必要である。

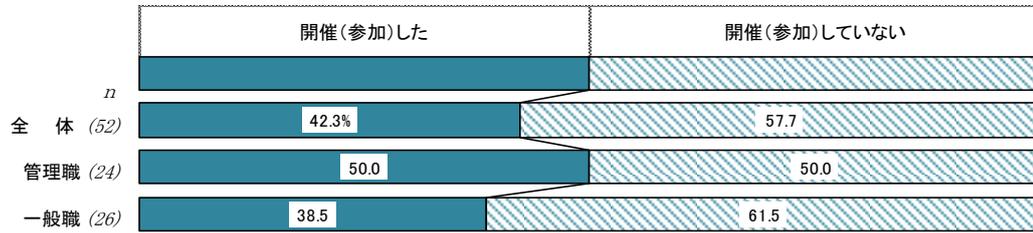
グラフ数表番号 24



(2) 区障害者虐待防止ネットワーク支援会議の開催状況

平成 27 年度での区障害者虐待防止ネットワーク支援会議の開催もしくは参加の状況は「開催（参加した）」と回答した方が 4 割強であった。

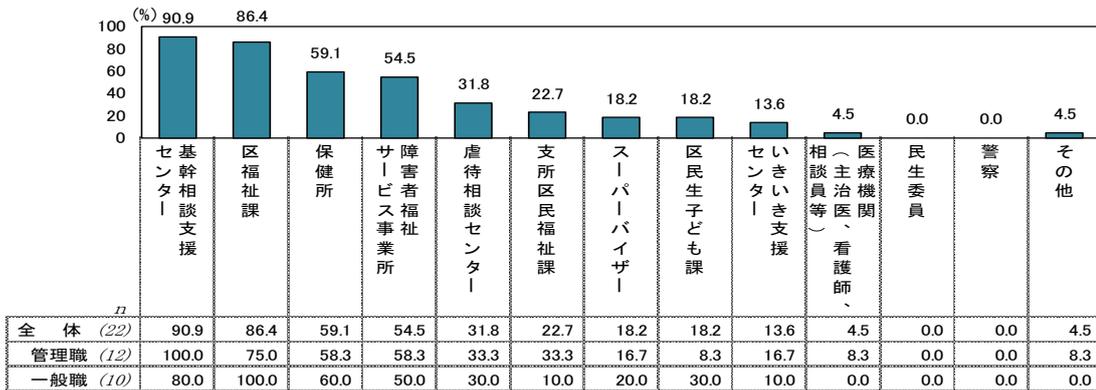
グラフ数表番号 25



区障害者虐待防止ネットワーク支援会議を開催（参加）したと回答した方に会議への参加メンバーを尋ねると、直近の参加メンバーは「区福祉課」「保健所」以外では「基幹相談支援センター」が 90.9%、「障害福祉サービス事業所」が 54.5%であった。

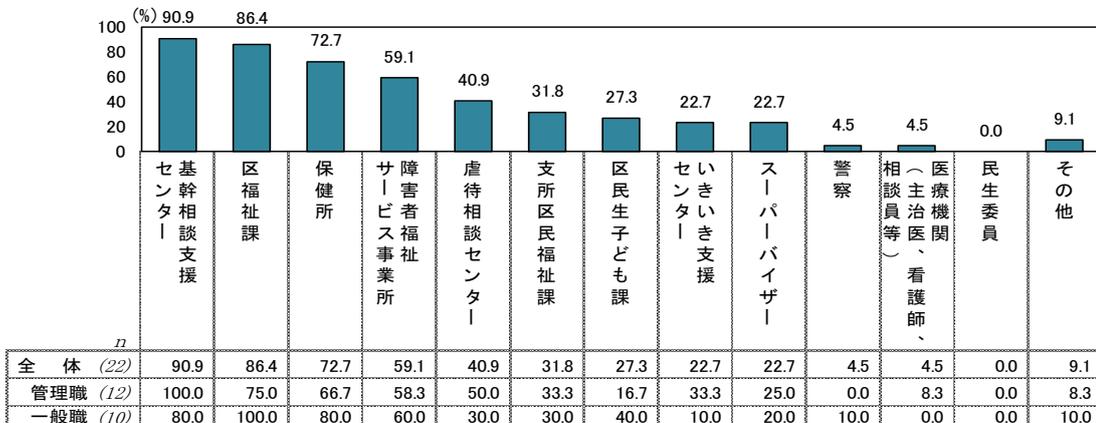
○平成 27 年度の会議で、最も直近の会議に参加したメンバー

グラフ数表番号 26（複数回答:制限なし）



○平成 27 年度内のすべての会議を通して 1 回でも参加したことのあるメンバー

グラフ数表番号 27（複数回答:制限なし）

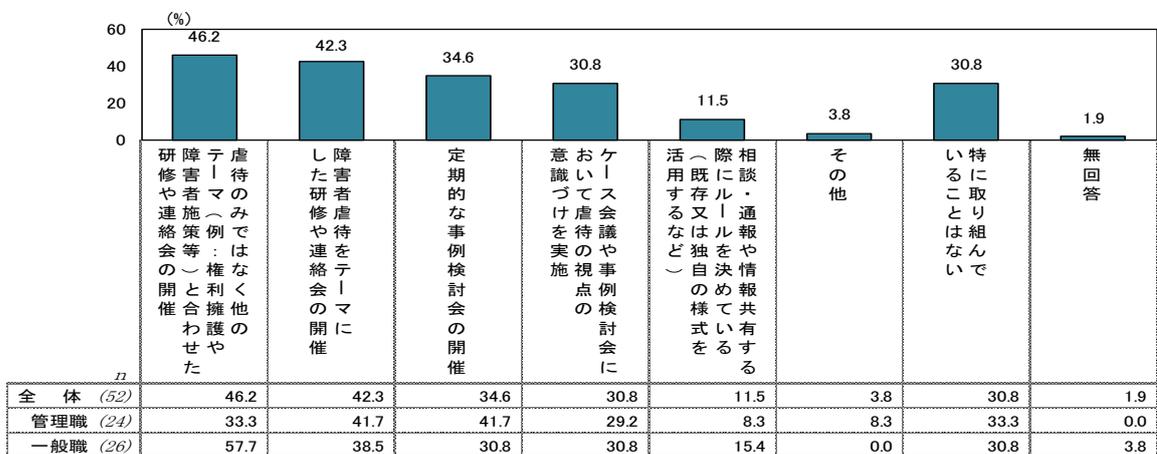


(3) 各種事業所との連携強化のための取組み

各種事業所との関係づくりや連携強化のために取り組んでいることについては「虐待のみではなく他のテーマ（例：権利擁護や障害者施策等）と合わせた研修や連絡会の開催」「障害者虐待をテーマにした研修や連絡会の開催」など、研修や連絡会への取組みが多かった。一方「特に取り組んでいることはない」という回答も3割あった。虐待ケースに対応していくためには、ネットワークを作り対応していくことが大切である。連携強化のための取組みにおいては、基幹相談支援センターの方のうち65.5%（19/29）が「障害者虐待をテーマにした研修や連絡会を開催している」と回答し、「虐待のみではなく他のテーマと合わせた研修や連絡会を開催している」と回答した方も55.2%（16/29）と高い割合であった。「定期的な事例検討会」についても48.3%（14/29）の方が「開催している」と回答しており、日頃から基幹相談支援センターを中心に連携強化のための取組みが実施されていることが伺われる。

虐待相談センターとしては、各区で他区の状況も参考にネットワーク作りに取り組めるよう、各区の取組み状況の把握と情報提供に努めなくてはならない。

グラフ数表番号 28（複数回答:制限なし）



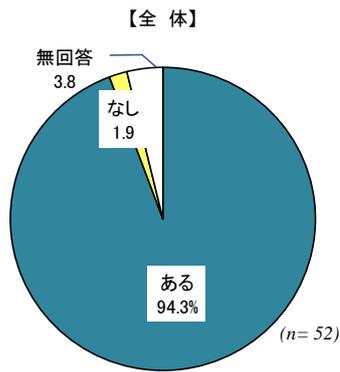
6. 研修・セミナー等について

(1) 研修・セミナー等の参加状況

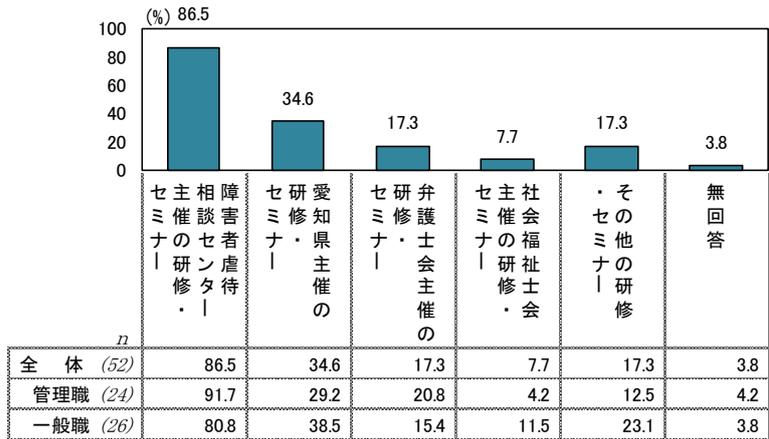
障害者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、9割強とほとんどが参加したことがあると回答した。参加したセミナーは「障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー」が86.5%であった。次いで「弁護士会主催の研修・セミナー」が34.6%であった。

参加したことはないと回答した方に参加しない理由を尋ねると、回答者数が1人と少ないため参考までではあるが「業務が忙しい、時間がない」であった。

グラフ数表番号 29



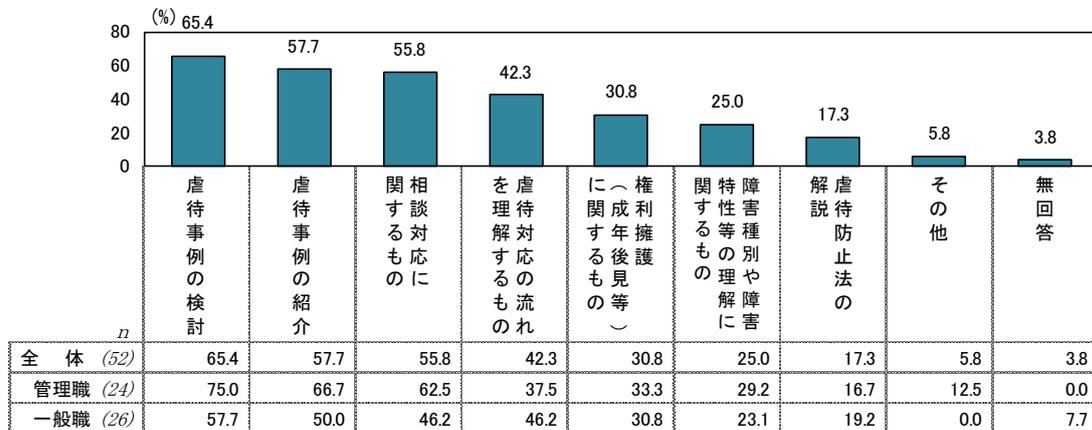
グラフ数表番号 30(複数回答:制限なし)



(2) 研修・セミナー等への希望内容

障害者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容は「虐待事例の検討」が 65.4%と最も多く、「虐待事例の紹介」「相談対応に関するもの」についてもいずれも 6 割近い回答があった。事例検討・事例紹介を通じて、受付機関の職員が虐待の判断や対応の際に、迷ったり、困難に感じたりすることに応えられるような研修が必要とされている。役職別、経験年数別に分析してみても、虐待事例の検討や虐待事例の紹介への希望は高い。経験年数の長さに関わらず、やはり実際のケース対応について学べる虐待事例の紹介や事例検討を行う研修のニーズが高いのだろうと思われる。

グラフ数表番号 31 (複数回答:制限なし)



○上記グラフ数表番号 31 の「その他」の内容

- ・不適切な行為と虐待行為の判断に関するもの
- ・区役所・支所における虐待判定の方法や基準 等

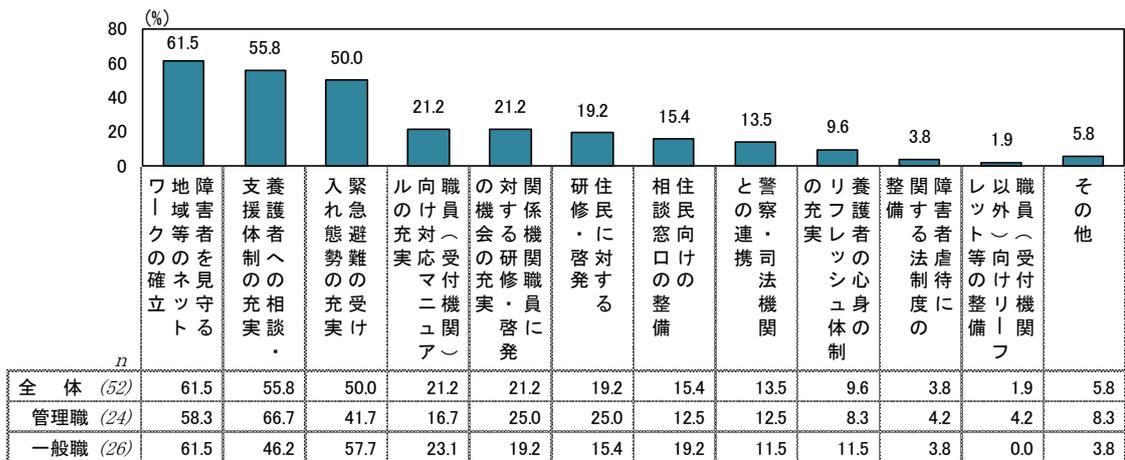
7. 障害者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について

(1) 障害者虐待の防止のために望まれること

養護者による障害者虐待の防止に向けて、必要と感ずることで主なものは「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」「養護者への相談・支援体制の充実」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」が 5 割を超えていた。地域でのネットワークづくりの取り組みや相談支援体制の充実への早急な取り組みが求められている。

他の上位に挙げた項目についても着目しつつ、地域での見守りネットワークの確立や養護者への支援体制及び緊急避難先の充実などについて、早急に進めていくことが必要とされている。

グラフ数表番号 32 (複数回答:3 つまで)



○上記グラフ数表番号 32 の「その他」の内容

・専門部署の設立、専門職員の配置

(2) 障害者虐待の防止、発見、早期対応のために工夫していること (主な意見)

○地域との連携強化 (5 件)

- ・ 自立支援連絡協議会での啓発や事例検討を通して、地域に埋もれたケースがないよう、虐待の疑いがあるときは早めに相談するよう取り組んでいる。
- ・ 民生委員と会う機会に地域の状況を聞くようにしている。

○関係機関との連携強化 (4 件)

- ・ 虐待(疑いも含めて)の情報を把握した際は、可能な限り情報収集し、関係機関と共有するようにしている。
- ・ 気にかかる話を聞いたときは相談支援事業所等に近況を聞いたり、手続きの際に養護者の様子を気にかけていたりしている。
- ・ 計画相談の対象者であれば、モニタリング期間を短く設定して頻繁に訪問できるようにする。
- ・ 特定相談支援事業所のケースであれば、訪問に同行するなどバックアップを行う。

○受付機関内での体制づくり (3 件)

- ・ 職員会議の活用。
- ・ ケースの状況を所内で話し、ケースを抱え込まないようにするとともに、自分では気づかない点を明確にし、方向性を確認して偏った見方にならないようにしていく。

○養護者への支援に関すること (2 件)

- ・ 養護者自身が問題を抱えていることが多いので、傾聴し、一緒に対応を考えていく。
- ・ 養護者の不安な気持ちや生活のしづらさを捉え、フォローしている。

○虐待に気づくための工夫 (2 件)

- ・ 電話であれば声の調子、来所であれば本人や家族の様子を観察などを配慮し、傾聴する姿勢をもつ。

(3) 養護者による障害者虐待のケースに関わるにあたっての意見 (主な意見)

○虐待対応に関すること (6 件)

- ・ 共依存の場合もあり、虐待があっても分離するだけの対応ではなく、ケース・バイ・ケースで判断する必要があり、関係者が集まり慎重に対応していく必要がある。
- ・ 本人や家族から支援を拒否された場合に、関わりが切れないよう次につなげていくよう工夫する。
- ・ 養護者の障害や疾病、生活環境等から「養護者なりに精一杯頑張っている」と思われる状況でも、虐待の疑いがあるときの対応に困る。
- ・ 養護者が無自覚に虐待している場合などは養護者への支援をどう行っていけばよいか苦慮している。
- ・ 虐待の証拠を確保することが困難な場合、判断基準がはっきりしないため虐待の判定が困難。
- ・ 「見守り」と判断したが、具体的な対応に迷うことがあるので、マニュアルで具体例を示してほしい。

○職員に関すること（4件）

- ・ 本来は、係員・係長級・課長級で対応することが望ましいが、他業務の対応が多く障害者虐待に係員を割り当てる余裕がない。
- ・ 取り組みの重要性に応じた職員体制には不備があり、虐待が発生した時に適切に対応できない。
- ・ 対応のノウハウの習得に向けて担当者のスキルアップと同時に専門的に関わる機関の応援が必要。

○施策・制度への要望（3件）

- ・ 早期発見・早期対応が必要だが、それ以前に生活全体を見た支援が再検討されると状況は良くなる部分もあると思う。生活支援システムについて一貫した支援を検討してほしい。
- ・ 子どものケアは親が行うのが当然とされており、障害児のケアも行政のしくみでは親が行うべきものとなっている。例えば下肢の障害だけでは移動支援が使えず、結果的に親が介助せざるを得ない。このしくみが改善されれば障害者虐待も減ると思う。
- ・ 知識・経験のある専門職とケースを共有し、相談できる体制があるとよい。

○障害者基幹相談支援センターの役割について（2件）

- ・ 養護者自身も相談者であることが多く、支援に関わる障害者基幹相談支援センターが虐待の通報窓口となっていることに難しさを感じる。
- ・ 家族と地域生活を継続することを考えると、あまり障害者基幹相談支援センターが前面に出過ぎるとその後の支援が難しくなる。

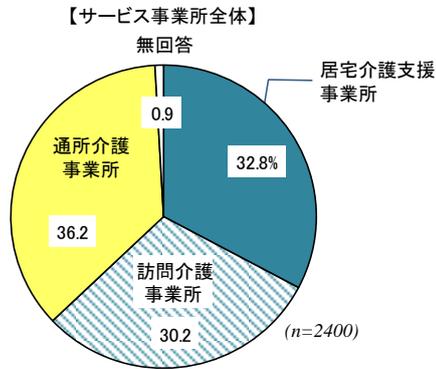
Ⅲ 調査対象：介護保険サービス事業所

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別及び地域別

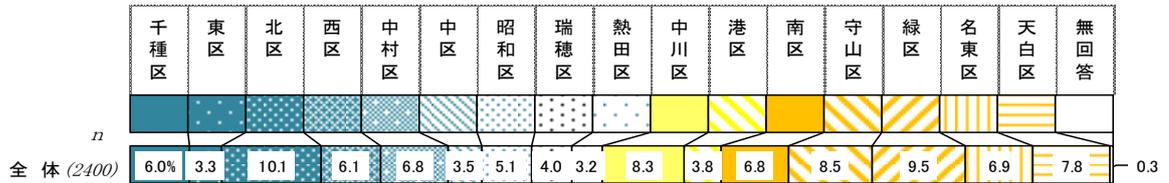
回答者の勤務する事業所は「通所介護事業所」が 36.2%、「居宅介護支援事業所」が 32.8%、「訪問介護事業所」が 30.2%であった。

グラフ数表番号 01



※以降の本文中の各事業所名称を以下のように表記する。
 通所介護事業所⇒通所事業所
 居宅介護支援事業所⇒居宅事業所
 訪問介護事業所⇒訪問事業所

グラフ数表番号 02



(2) 運営主体

事業所の運営主体は「営利法人（株式会社、有限会社等）」が 64.0%、「社会福祉法人」が 15.5%であった。

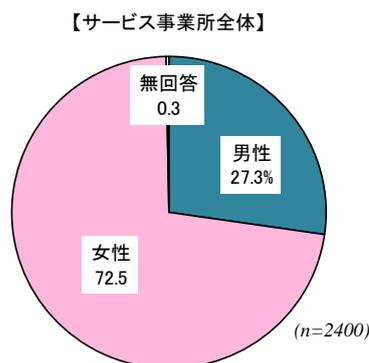
グラフ数表番号 03



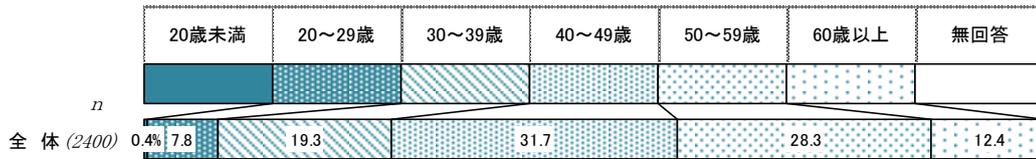
(3) 性別・年齢

回答者の性別は女性が 72.5%、年齢別では「40～49 歳」「50～59 歳」が、それぞれ 3 割前後であった。

グラフ数表番号 04



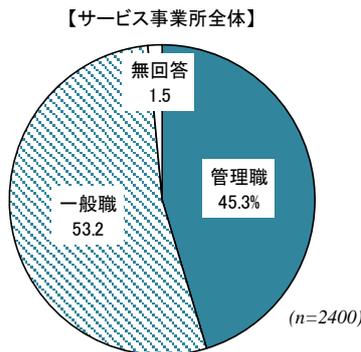
グラフ数表番号 05



(4) 役職

回答者の役職は「一般職」と「管理職」がおおよそ半数ずつの割合であった。

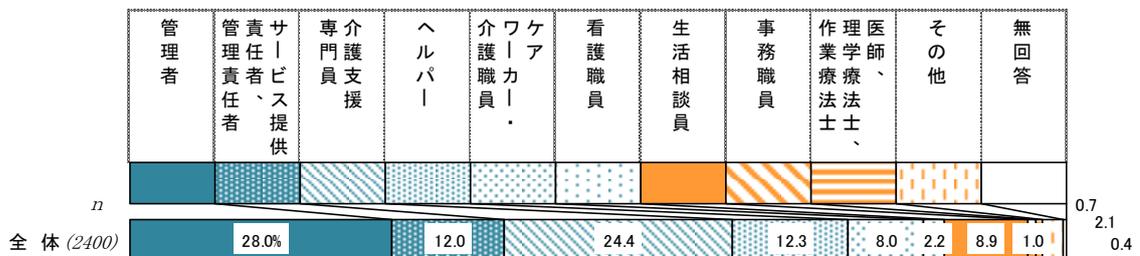
グラフ数表番号 06



(5) 職種

回答者の職種について、保有する資格ではなく雇用されている職種では「管理者」「介護支援専門員」が多かった。

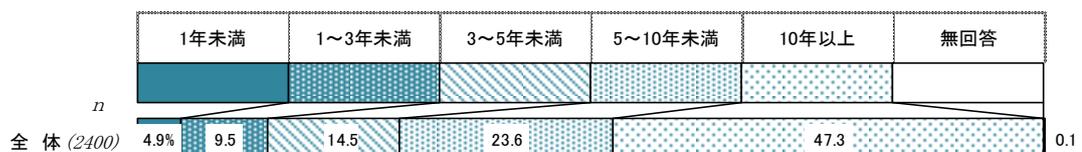
グラフ数表番号 07



(6) 経験年数

回答者の高齢者福祉にたずさわった経験年数は「10年以上」が最も多く、半数近くを占めた。次いで「5~10年未満」が多く2割強であった。

グラフ数表番号 08



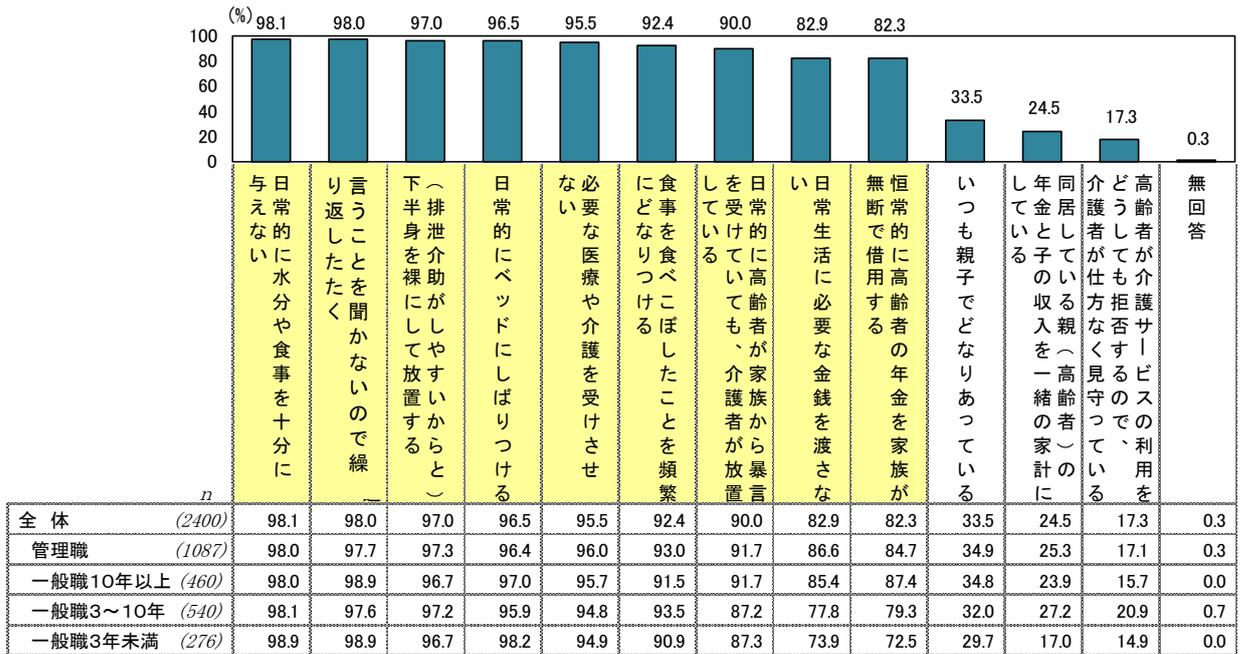
2. 高齢者虐待に関する意識について

(1) 高齢者虐待に該当すると思う行為

下表中の回答数の多かった9つの設問は高齢者虐待の典型例とされる行為、それ以降の3つの設問は即座に虐待とは言えない行為の例示である。

役職・経験年数別でみると「日常生活に必要な金銭を渡さない」「恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する」など金銭的な事象について、一般職の経験年数によって虐待に該当すると回答した割合の差が大きかった。

グラフ数表番号 09 (複数回答:制限なし) ※役職無回答者については、全体数のみを含めています。以降の集計も同じです。

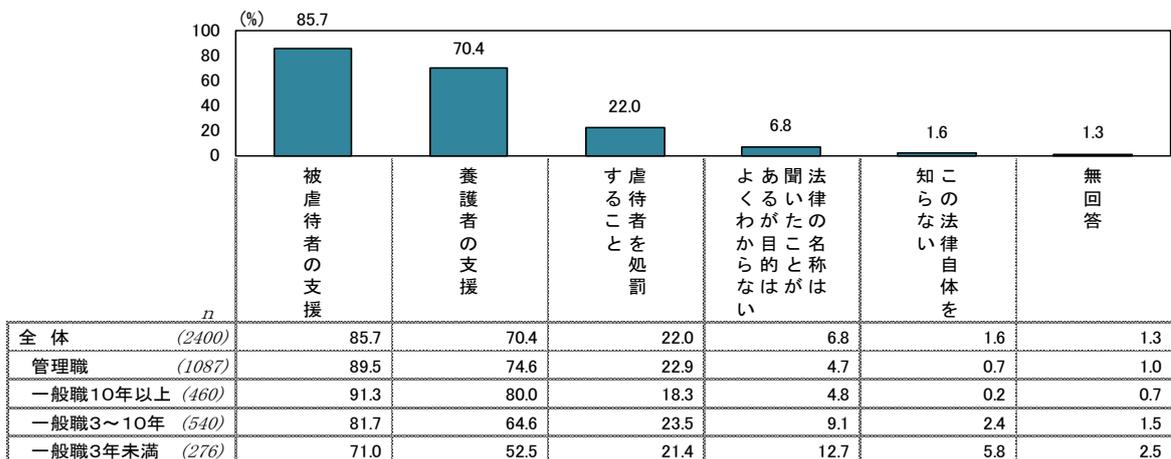


(2) 高齢者虐待防止法への理解

高齢者虐待防止法の目的にあてはまるものについては「被虐待者の支援」を85.7%、「養護者の支援」を70.4%の回答者があげた。一方、高齢者虐待防止法での目的ではない「虐待者を処罰すること」を、22.0%の回答者があげた。

役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数3年未満の層では「法律の名称は聞いたことがあるが目的はよくわからない」「この法律自体を知らない」との回答が2割弱あった。

グラフ数表番号 10 (複数回答:制限なし)

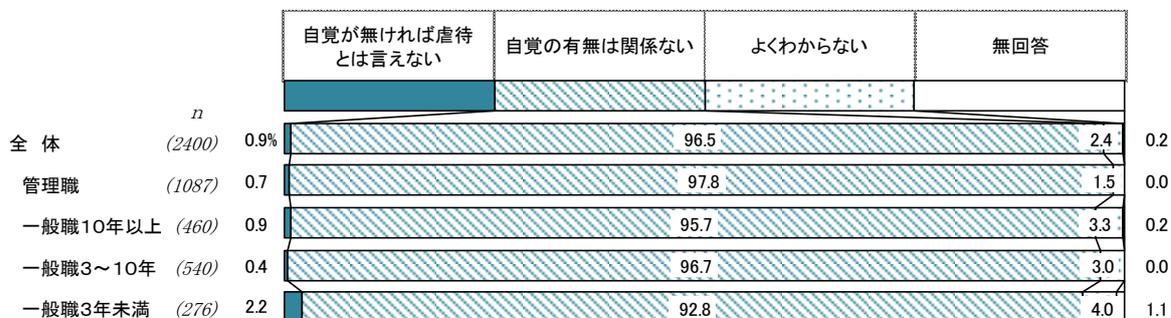


(3) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

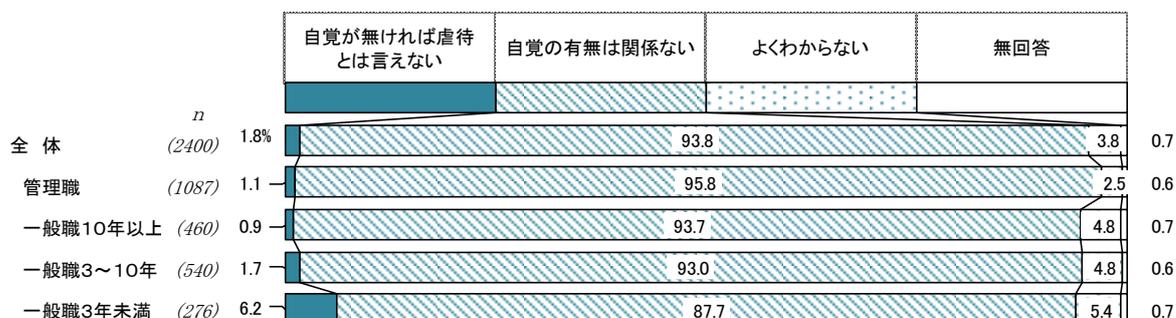
虐待者に「虐待しているという自覚（認識）」がない場合に、虐待に該当するかについて聞いたところ、96.5%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。また被虐待者に「虐待されているという自覚（認識）」がない場合について、93.8%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。

大多数において虐待者や被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかは関係がないと理解されていた。

グラフ数表番号 11



グラフ数表番号 12



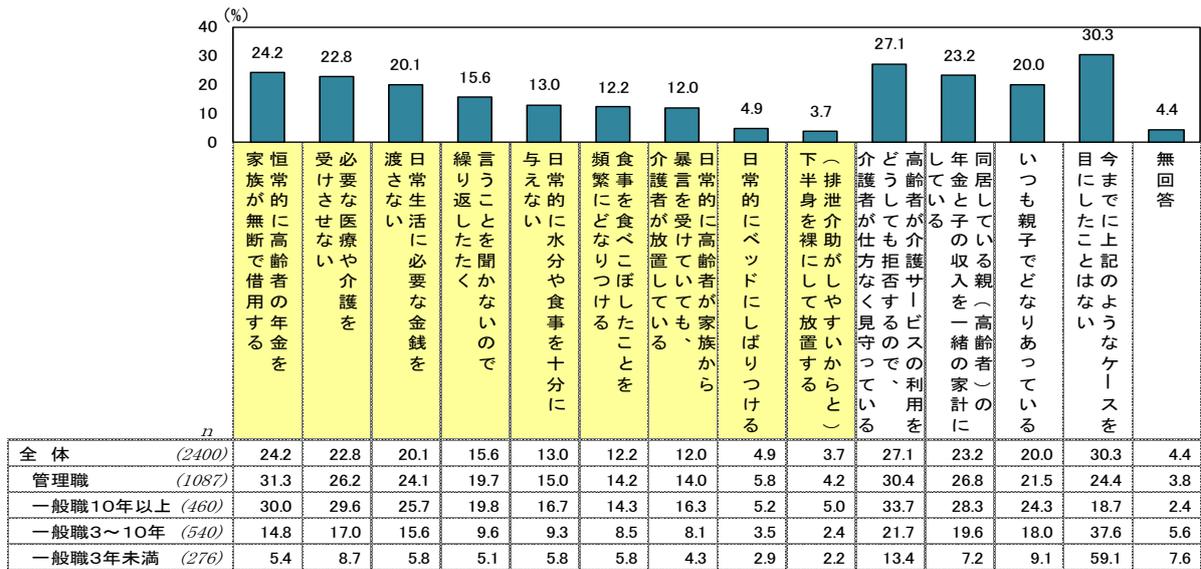
(4) 高齢者虐待に気づいた経験

(1) の質問で挙げた各行為について、サービス提供先の家庭で実際に見たり気づいたりした経験については、回答者の7割がいずれかの状況を見たり気づいた経験があると回答している。「恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する」が最も多く、次いで「必要な医療や介護を受けさせない」「日常生活に必要な金銭を渡さない」と経済的虐待の疑いのある状況が多く、いずれも2割強であった。

事業種別に見ると、訪問事業所では40.3%、通所事業所では35.5%が「今までに上記のようなケースを目にしたことはない」と回答しているが、居宅事業所においては15.4%と平均値(30.3%)より低く、居宅事業所では多くの方が、虐待が疑われる行為を目にしていることになる。これは、居宅事業所、特に他の職種からの相談や情報を得やすい立場にある介護支援専門員が、こうした状況を見たり気づいたりしやすいということが伺える。

また「目にしたことはない」と回答された方は研修・セミナー等への参加状況に関する設問においても、参加率が低い結果が出ている。虐待相談センターでは今後、高齢者虐待の視点や意識を持ち、より早期の発見や通報につなげるために、介護保険サービス事業所の方々を対象とした研修を実施していきたいと考えている。

グラフ数表番号 13 (複数回答:制限なし)



(5) 高齢者虐待に気づいた際の最初の相談相手

高齢者虐待と思われるケースを目にした際の最初の相談相手は「上司」が44.7%と圧倒的に多く、次いで「ケアマネジャー」「同僚」「いきいき支援センター」が多く、いずれも1割強あった。

管理職では「ケアマネジャー」に相談することが最も多く、一般職では、経験年数が短いほど「上司」が多かった。経験年数が長いほど「同僚」が多くなる傾向があった。

グラフ数表番号 14

	上司	ケアマネジャー	同僚	いきいき支援センター	区役所・支所	高齢者虐待相談センター	医療機関	保健所	警察	その他	特に相談しない	わからない	無回答
全体 (2400)	44.7	18.7	15.3	12.8	3.8	3.2	0.3	0.0	0.0	0.3	0.2	0.5	0.3
管理職 (1087)	20.8	31.4	16.2	20.2	5.5	4.7	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.3	0.4
一般職10年以上 (460)	58.3	8.0	17.2	12.6	2.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
一般職3~10年 (540)	66.7	9.1	14.3	3.7	2.4	2.0	0.4	0.0	0.0	0.4	0.2	0.7	0.2
一般職3年未満 (276)	73.6	4.3	11.2	1.1	1.1	3.6	0.7	0.0	0.4	1.4	0.4	1.4	0.7

(6) 通報に関する意識

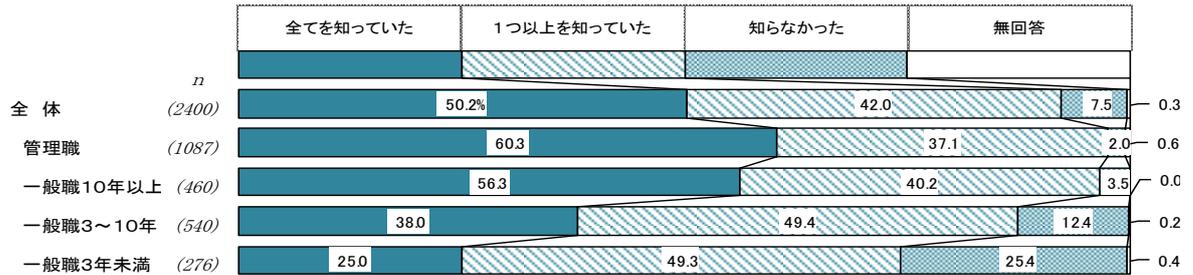
名古屋市で決められた高齢者虐待の通報先を知っているかについては「区役所・支所、いきいき支援センター、高齢者虐待相談センターのすべてを知っていた」が5割、「1つ以上を知っていた」が4割で9割が通報先を知っていた。

役職・経験年数別で見ると、管理職で最も高く、一般職の経験年数が長いほど高かった。経験年数3年未満の層では、通報先を「知らなかった」と25.4%が回答した。

通報先を「知っている」と回答した人が多かった一方、事業種別にみると、訪問事業所のうち8.1% (59/725)、通所事業所のうち11.9% (103/868) は、通報先を「知らなかった」と回答している。

居宅事業所で通報先を「知らなかった」と回答した方のうち、3年以上の業務経験者の割合が75% (12/16) であった。虐待を発見しやすい立場にある介護保険サービス事業所の職員に対して、経験年数に関係なく、通報先という基本的な事項を覚えてもらうよう働きかける必要がある。

グラフ数表番号 15



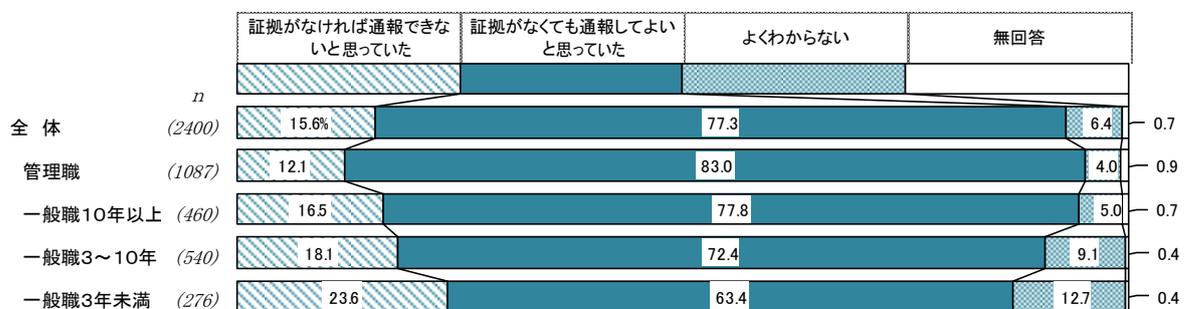
高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、証拠がなくても通報できることを知っていたかについて「虐待の疑いがあれば通報してよい、と思っていた」と回答したのは77.3%で、認知率は8割近かった。

役職・経験年数別でみると、通報できるという認知率は管理職で最も高く、一般職の経験年数が長いほど高かった。

事業種別にみると「虐待の証拠がなければ通報できない、と思っていた」と「よくわからない」と回答した人を合わせた割合は、居宅事業所で12.2%、訪問事業所で24.3%、通所事業所で28.7%あり、十分認識されていない状況が明らかとなった。通報にあたり証拠の有無は関係なく、早期発見が早期の解決につながることを理解してもらうことが必要である。

訪問事業所で正しく理解されていなかった176人のうち、5年以上の経験年数がある人が61.9%、管理職が35.2%であった。各事業所の職員が相談する立場にある所属の上司や先輩職員が正しい認識を持つよう啓発する必要がある。

グラフ数表番号 16



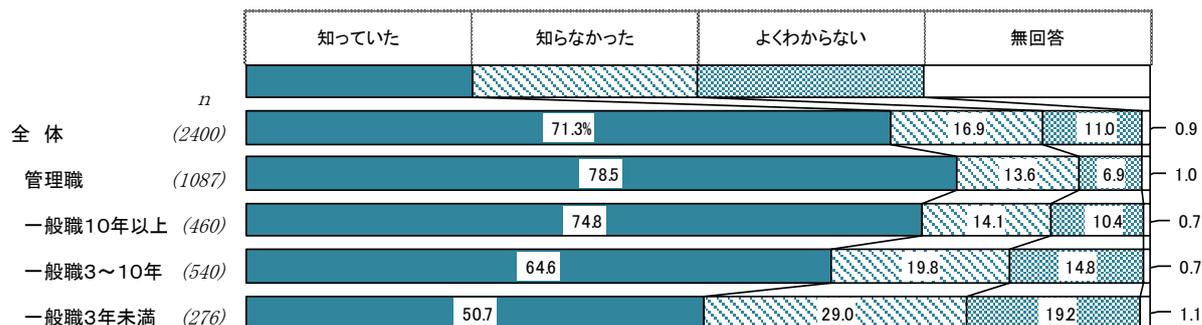
業務上で知り得たことであっても、高齢者虐待として通報した場合には守秘義務違反にはならないことを知っていたかについては「知っていた」は71.3%と認知率は7割あった。

役職・経験年数別でみると、守秘義務違反にはならないという認知率は管理職で最も高く、一般職の経験年数が長いほど高かった。

事業種別にみると、虐待を通報しても守秘義務違反にならないことを「知っていた」と回答したのは、居宅事業所で84.5% (664/786)、訪問事業所で69.4% (503/725)、通所事業所で60.8% (528/868) と、大きな差があった。

通所事業所で「知らなかった」「よくわからない」と回答した330人のうち、5年以上の経験年数がある人は147人で44.5%を占め、管理職は33.3%もあった。事業所の職員がまず相談する各所属の上司や先輩職員が正しい認識を持たないと通報にはつながらないため、法律の基本的な事項から啓発する必要がある。

グラフ数表番号 17



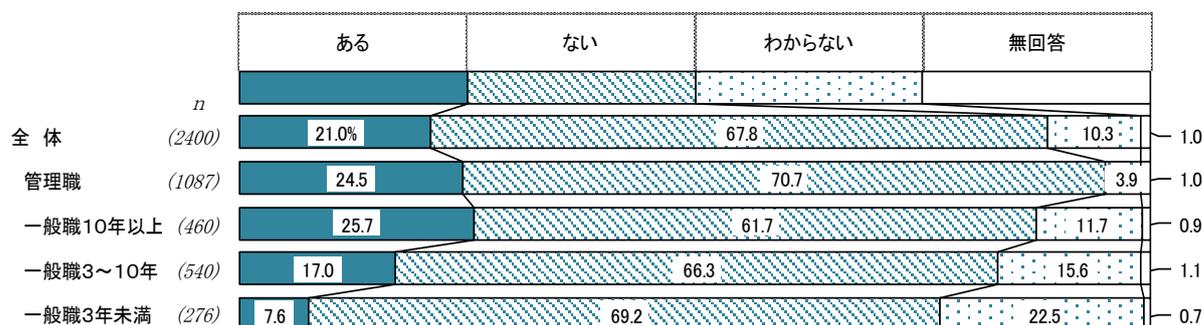
3. 高齢者虐待の通報とその後の対応について

(1) 養護者による高齢者虐待ケースの有無

平成 27 年度に回答者の所属する事業所において養護者による高齢者虐待ケース、または高齢者虐待が疑われたケースについて、21.0%が「ある」としている。経験年数が長いほど「ある」と回答した割合は多かった。

事業種別では「ある」と回答したのは、居宅事業所は 36.6% (288/786)、訪問事業所と通所事業所はそれぞれ 12.4% (90/725)、14.1% (122/868) となり、居宅事業所が虐待に気づくことが多い結果になった。

グラフ数表番号 18



(2) 通報の有無

高齢者虐待ケースがあったと回答した方に対して、区役所・支所、又はいきいき支援センター等に通報したかを尋ねると、54.9%と過半数が「通報した」と回答した。

事業種別では、「通報した」と回答したのは居宅事業所が 64.2%、訪問事業所が 42.2%、通所事業所が 43.4%であった。虐待に気づいた時に通報しているのは居宅事業所がより多い結果になった。

また、グラフ数表番号 16 の「証拠がなければ通報できない、と思っていた」という認識について、全体では 15.6%なのに対し、虐待ケースがあったとしながら「通報しなかった」と回答した方では 23.5%あり、やや高い値になった。虐待通報に対する認識の誤りから通報に至らない方もいることが伺える。

グラフ数表番号 19

		通報した	通報しなかった	わからない	無回答
	<i>n</i>				
全体	(503)	54.9%	23.7	4.2	17.3
管理職	(266)	57.9	22.6	2.6	16.9
一般職10年以上	(118)	55.9	22.9	3.4	17.8
一般職3～10年	(92)	45.7	25.0	9.8	19.6
一般職3年未満	(21)	47.6	38.1	4.8	9.5

(3) 通報するかどうか判断した者

高齢者虐待ケースがあったと回答した方に対して、誰が通報するかどうかの判断をしたかを尋ねると「自分自身」が最も多く、次いで「直属の上司」が多かった。

役職・経験年数別でみると、一般職ではどの経験年数の層でも「直属の上司」が最も多かった。

グラフ数表番号 20

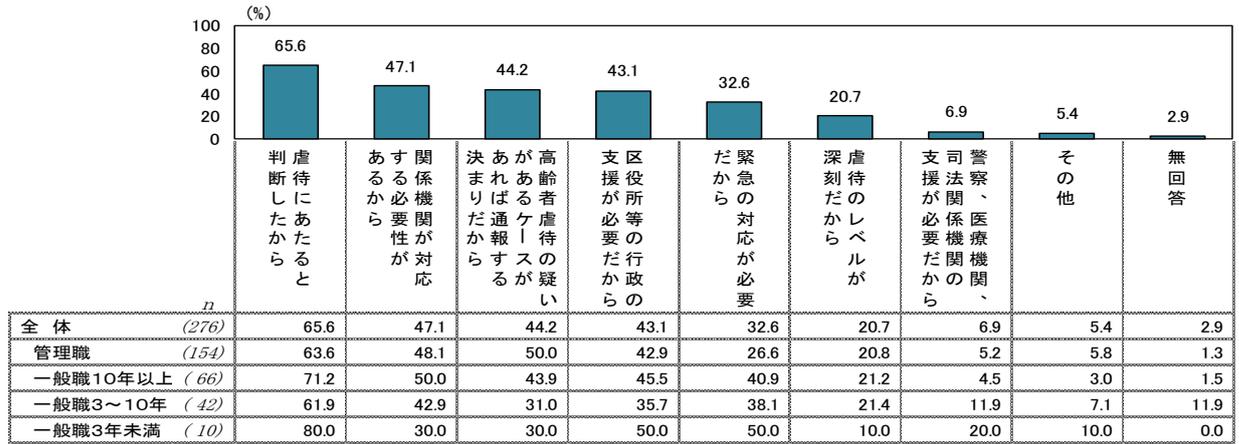
		自分自身	直属の上司	会議 事業 所内 の	事 業 外 の 所 員	自 分 の 所 属	同 僚	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
	<i>n</i>									
全体	(503)	29.0	17.1	11.9	4.8	2.6	5.6	2.8	26.2	
管理職	(266)	37.2	8.3	13.5	4.5	2.6	6.4	1.5	25.9	
一般職10年以上	(118)	22.0	26.3	11.9	6.8	2.5	4.2	3.4	22.9	
一般職3～10年	(92)	19.6	25.0	10.9	3.3	0.0	3.3	6.5	31.5	
一般職3年未満	(21)	9.5	38.1	0.0	4.8	9.5	9.5	0.0	28.6	

(4) 通報の判断理由

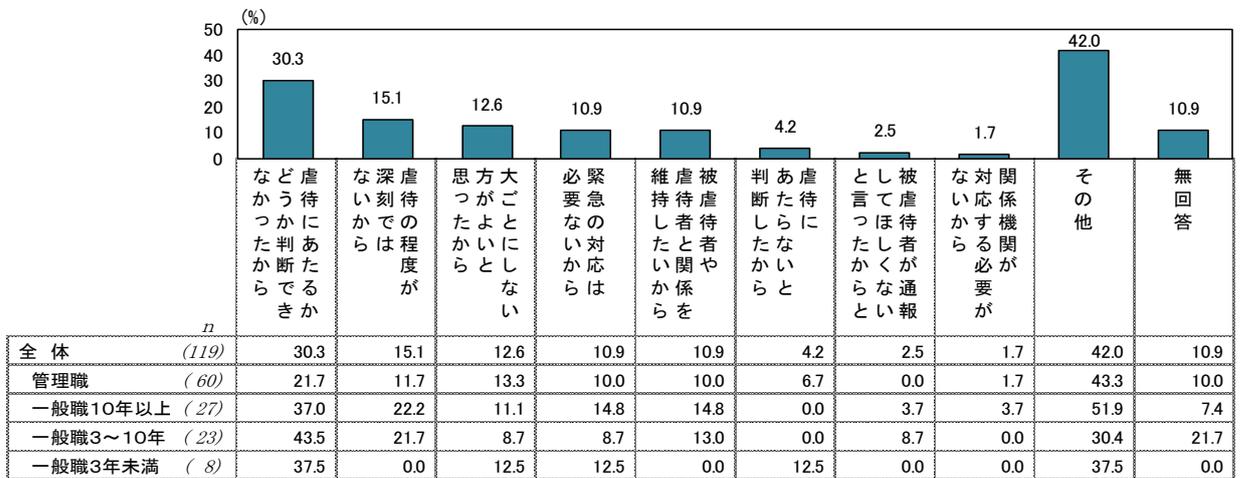
高齢者虐待ケースについて「通報した」と回答した方に、通報すると判断した理由を尋ねると「虐待にあると判断したから」が 65.6%で最も多く、次いで「関係機関が対応する必要があるから」が 47.1%だった。「高齢者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから」は 44.2%である。また、高齢者虐待ケースについて「通報しなかった」と回答した方に、通報しないと判断した理由を尋ねると「虐待にあると判断できなかったから」が 30.3%で最も多かった。しかし、高齢者虐待防止法第7条において「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は通報するように努めなければならない」と定められており、虐待の疑いで通報ができる定めとなっている。また、障害者虐待防止法では、通報が義務となっている。養護者虐待は家庭という密室の中で起こっている。通報がなければ支援の第一歩を踏み出すこともできないので「虐待の疑いがあれば通報」という意識の啓発が必要である。

「虐待の程度が深刻でないから」「大ごとにしないうほうがよいと思ったから」「被虐待者が通報してほしくないといったから」等から通報をしなかったとの回答があるが、まず、虐待防止法は決して虐待者を罰する法律でないことを押さえる必要がある。通報した理由に「関係機関が対応する必要があるから」が 47.1%とあったように、虐待事案は家族問題も含めて総合的に対応する必要があることが多く、一人の考えだけではなく多角的な視点で対応することが有効となる。積極的に通報し、関係者が集まって支援会議やケース会議等を開催していくことが必要である。

グラフ数表番号 21 (複数回答:制限なし) 通報した理由



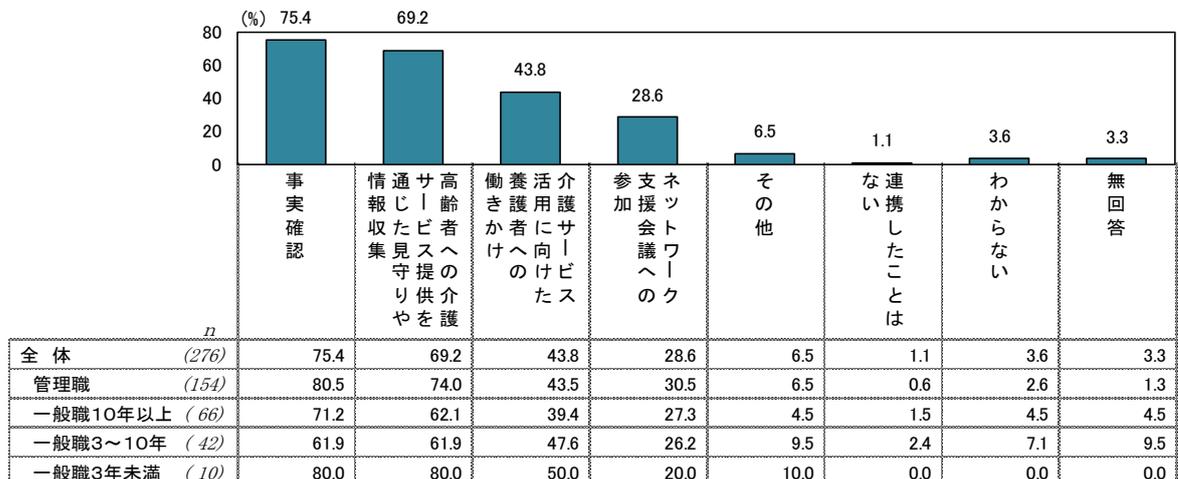
グラフ数表番号 22 (複数回答:制限なし) 通報しなかった理由



(5) 関係機関との連携・情報共有

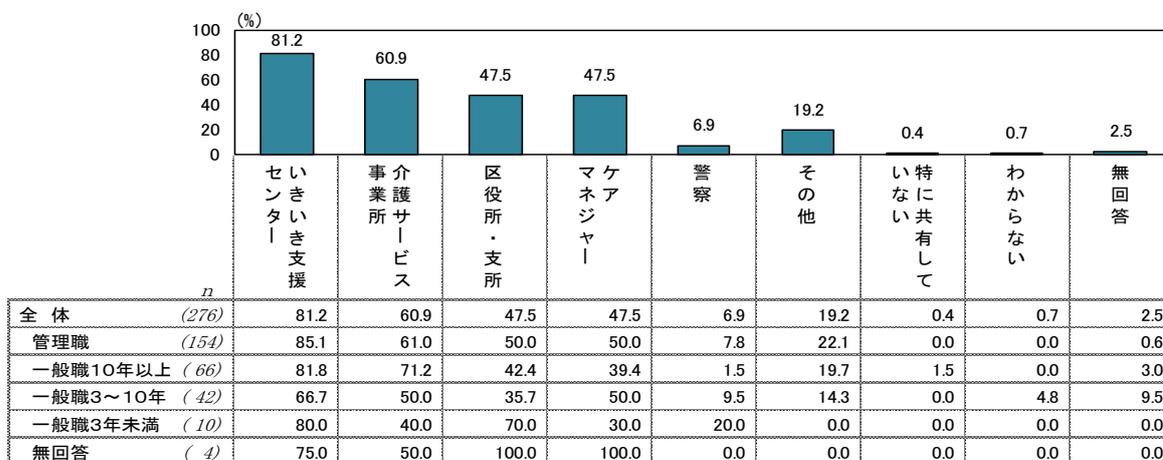
高齢者虐待ケースについて「通報した」と回答した方に、通報後区役所・支所やいきいき支援センターと連携した内容を尋ねると、「事実確認」「高齢者への介護サービス提供を通じた見守りや情報収集」を7割で実施していた。また「介護サービス活用に向けた養護者への働きかけ」は4割で連携して実施されていた。

グラフ数表番号 23 (複数回答:制限なし)



高齢者虐待ケースについて「通報した」と回答した方に、通報したケースを情報共有した機関を尋ねると「いきいき支援センター」が8割を占めた。次いで「介護サービス事業所」60.9%、「区役所・支所」「ケアマネジャー」がともに47.5%であった。

グラフ数表番号 24

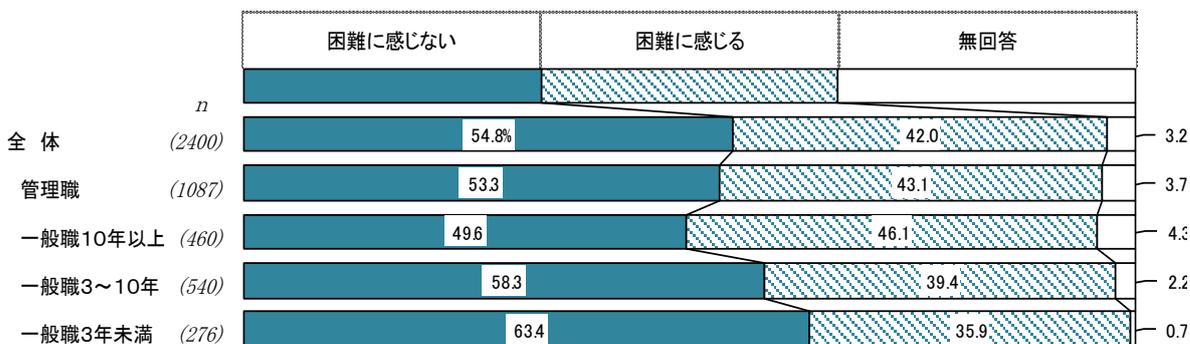


(6) 通報にあたって困難なこと

高齢者虐待の通報をすることについて「困難に感じない」が54.8%と多いものの、一方で「困難を感じる」は、42.0%が回答した。

役職・経験年数別でみると「困難を感じる」のは、一般職の経験年数10年以上の層が46.1%と最も多かった。

グラフ数表番号 25



4. 事業所における高齢者虐待対応への取り組み

(1) 研修・セミナー等の参加状況

高齢者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、参加したことがあるのは5割強であった。「その他の研修・セミナー」を除くと「高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー」「愛知県主催の研修・セミナー」が多かった。

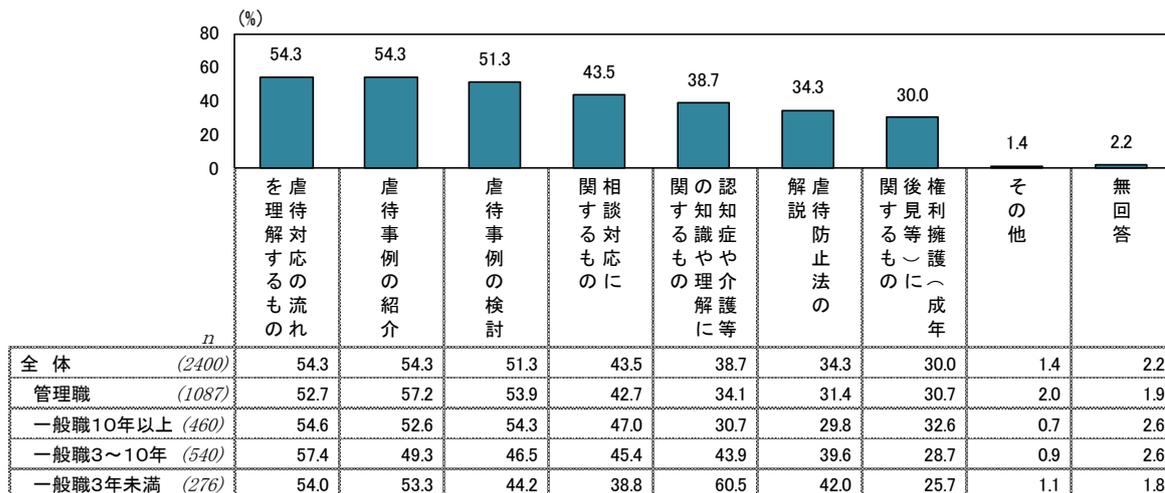
役職・経験年数別でみると「高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー」について、一般職の経験年数10年以上の層で参加経験率が最も高かった。

(2) 研修・セミナー等への希望内容

高齢者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容は「虐待対応の流れを理解するもの」「虐待事例の紹介」「虐待事例の検討」にいずれも5割強の回答があった。

役職・経験年数別でみると、一般職の3年未満の層で「認知症や介護等の知識や理解に関するもの」が60.5%と、希望された方が最も多い結果となった。階層別のニーズにあった研修も必要とされていると推察される。

グラフ数表番号 29 (複数回答:制限なし)



○グラフ数表番号 29 の「その他」の内容

- ・関係部署との連携
- ・言葉の暴力について
- ・家族支援について 等

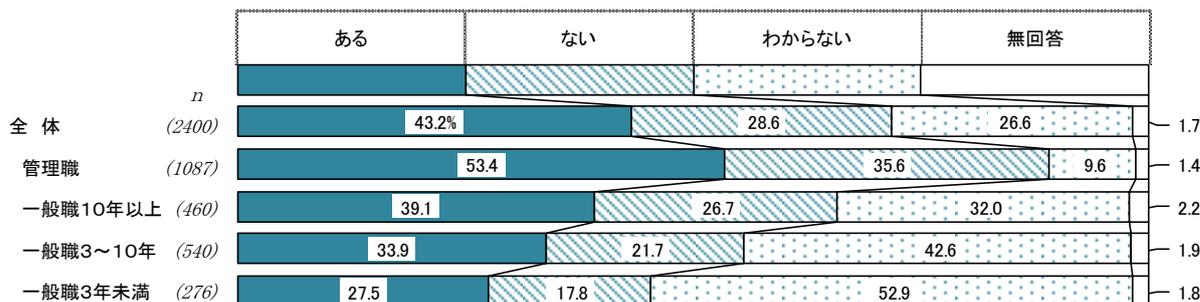
(3) マニュアルの有無

事業所に養護者による高齢者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアル等が、「ある」のは43.2%であった。

役職・経験年数別でみると、管理職では、マニュアル等が「ある」と回答したのは53.4%で半数強を占めたが、一般職では経験年数10年以上の層でも「わからない」が32.0%で、経験年数が短くなるほど増え、経験年数3年未満では52.9%が「わからない」と回答した。

マニュアルの有無についての回答と、下記表の3つの設問の回答状況を分析すると、マニュアルが「ある」と回答した人の方が正しい認識をしている割合が高いという結果になった。マニュアルがあることによって、虐待対応について正しい判断がしやすくなっていると推察される。

グラフ数表番号 30



	虐待が疑われた場合通報したか		証拠がなくても通報できる		通報は守秘義務違反にならない	
	通報した	通報しなかった	知っていた	知らなかった	知っていた	知らなかった
マニュアル有	64.1%	17.3%	84.2%	11.7%	81.5%	12.4%
マニュアル無	46.5%	29.6%	76.8%	16.6%	71.0%	18.2%
分からない	44.3%	30.7%	66.6%	21.3%	55.5%	22.9%

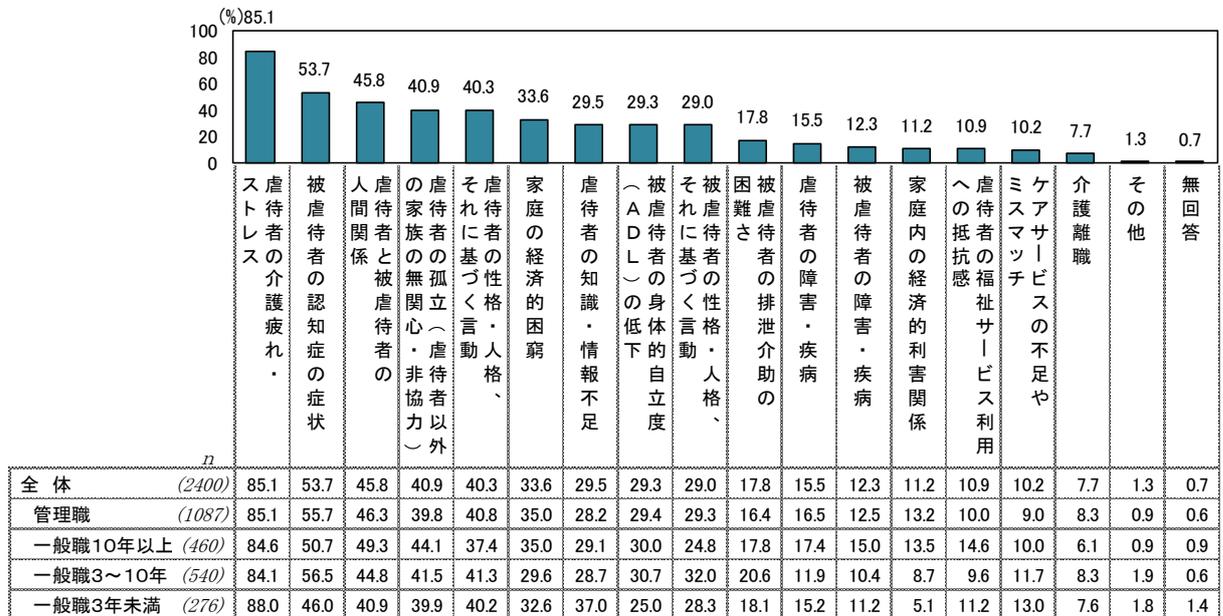
5. 高齢者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について

(1) 高齢者虐待の要因

高齢者虐待の要因の主なものについては「虐待者の介護疲れ・ストレス」が 85.1%で圧倒的に多く、次いで「被虐待者の認知症の症状」「虐待者と被虐待者の人間関係」が半数前後あった。

役職・経験年数別でみると、一般職3年未満の層では、他に比較して「虐待者の介護疲れ・ストレス」「虐待者の知識・情報不足」を回答した割合が高かった。

グラフ数表番号 31 (複数回答:5 つまで)



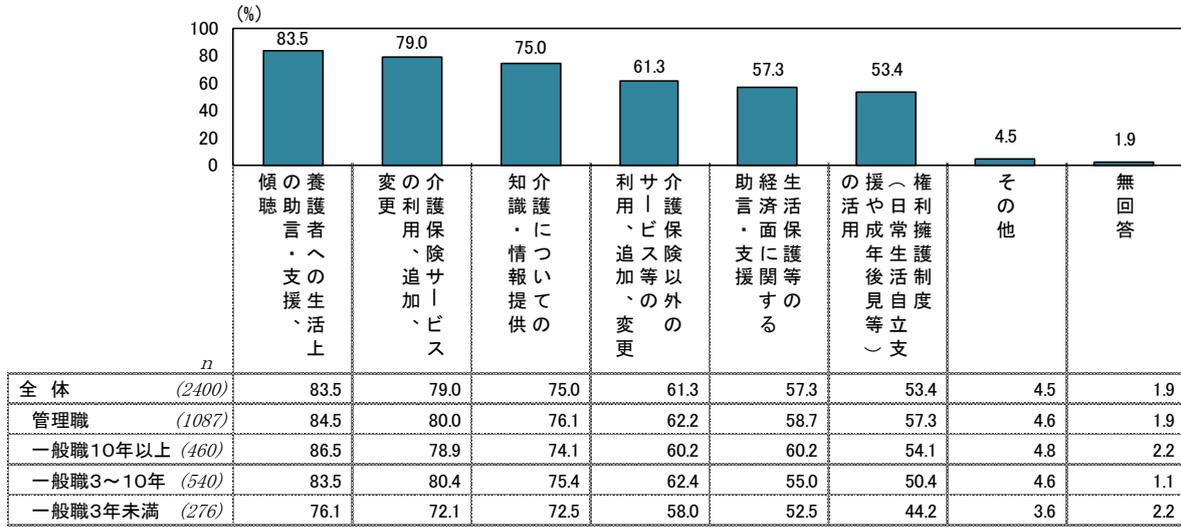
層別	n	虐待者に関すること	被虐待者に関すること	状況や環境等に関すること	その他	無回答
全体	(2400)	97.1	85.6	88.7	1.3	0.7
管理職	(1087)	96.9	86.0	89.4	0.9	0.6
一般職10年以上	(460)	97.6	88.0	92.2	0.9	0.9
一般職3~10年	(540)	97.2	87.4	87.4	1.9	0.6
一般職3年未満	(276)	97.5	77.5	84.1	1.8	1.4

<虐待者に関すること>	<被虐待者に関すること>	<状況や環境等に関すること>
<ul style="list-style-type: none"> 虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用への抵抗感 介護離職 	<ul style="list-style-type: none"> 被虐待者の身体的自立度(A D L)の低下 被虐待者の認知症の症状 被虐待者の障害・疾病 被虐待者の排せ介助の困難さ 被虐待者の性格・人格、それに基づく言動 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待者と被虐待者の人間関係 虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力) 家庭の経済的困窮 家庭内の経済的利害関係 ケアサービスの不足やミスマッチ

(2) 養護者への支援として必要なもの

養護者への支援として必要だと思うものは「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」で最も多かった。次いで「介護保険サービスの利用、追加、変更」「介護についての知識・情報提供」であった。

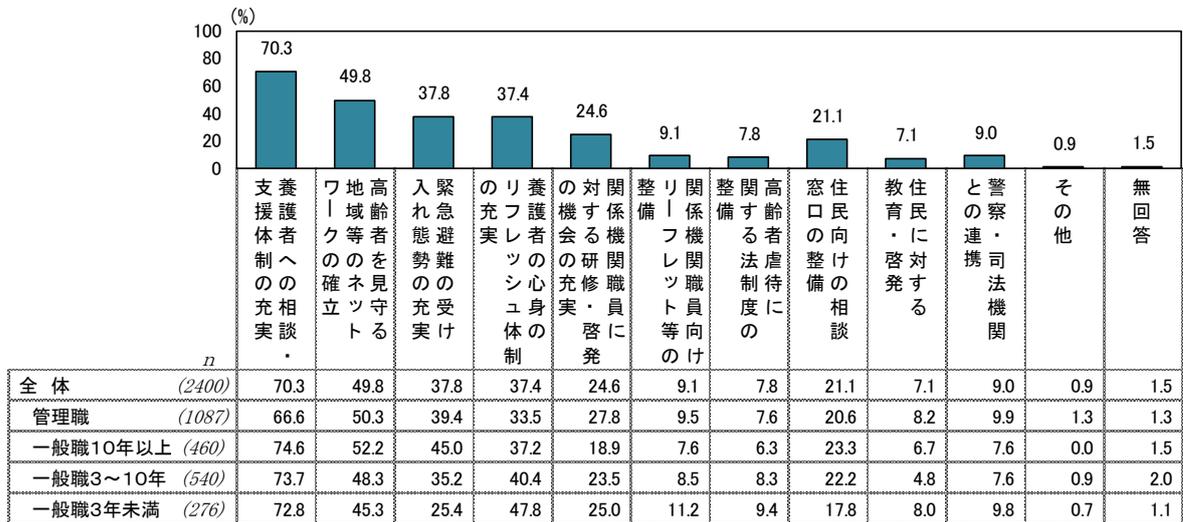
グラフ数表番号 32 (複数回答:制限なし)



(3) 高齢者虐待の防止のために望まれること

養護者による高齢者虐待の防止に向けて必要と感じることについては「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多く、次いで「高齢者を見守る地域等のネットワークの確立」「緊急避難の受け入れ態勢の充実」「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」が多かった。(5) の高齢者虐待に関わるにあたっての自由記述にも、養護者への支援の必要性について意見が多数寄せられている。

グラフ数表番号 33 (複数回答:3つまで)



○上記グラフ数表番号 33 の「その他」の内容

- ・介護保険制度の充実
- ・積極的な行政の関わり
- ・低料金で入所できる施設の充実
- ・医療機関(主治医)との連携 等

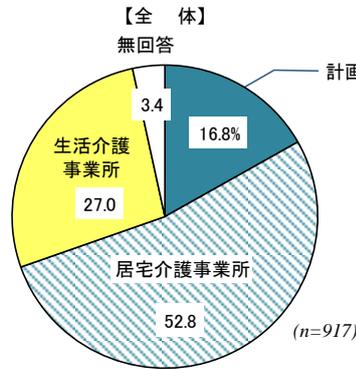
IV 調査対象：障害福祉サービス事業所

1. 回答者の基礎情報

(1) 事業所別及び地域別

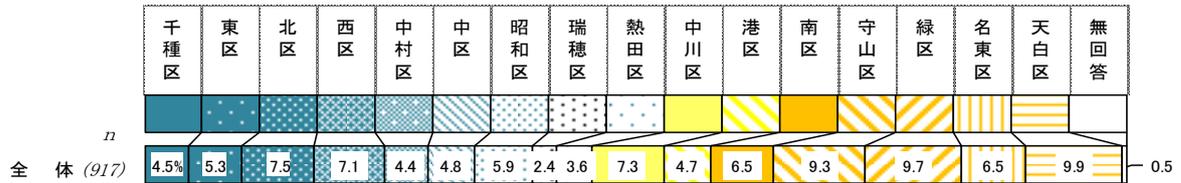
回答者の勤務する事業所は「居宅介護事業所」が 52.8%、「生活介護事業所」が 27.0%、「計画相談事業所」が 16.8%であった。

グラフ数表番号 01



※以降の本文中の各事業所名称を以下のように表記する。
 計画相談事業所⇒計画相談
 居宅介護事業所⇒居宅介護
 生活介護事業所⇒生活介護

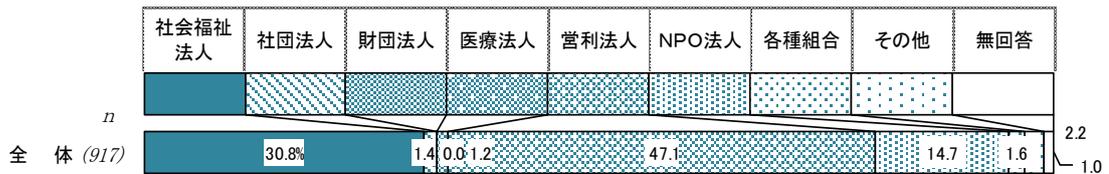
グラフ数表番号 02



(2) 運営主体

事業所の運営主体は「営利法人（株式会社、有限会社等）」が 47.1%、「社会福祉法人」が 30.8%であった。

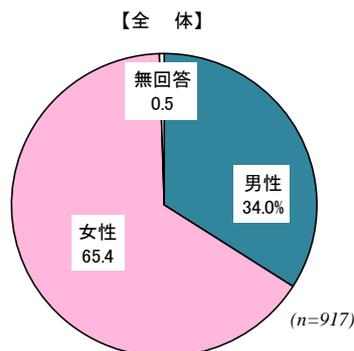
グラフ数表番号 03



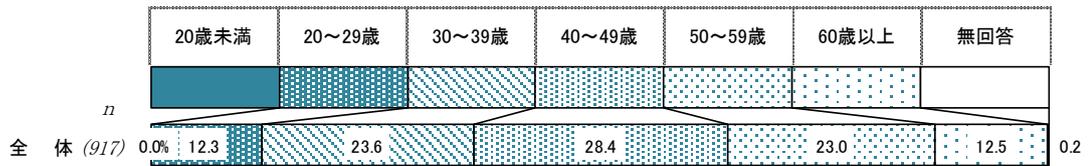
(3) 性別・年齢

回答者の性別は女性が 65.4%と多く、年齢別では「40～49歳」が多かった。

グラフ数表番号 04



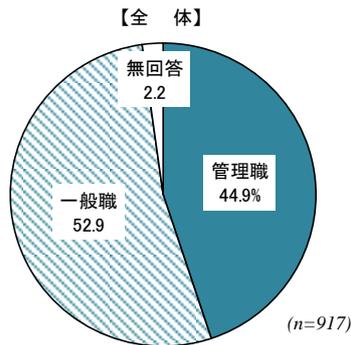
グラフ数表番号 05



(4) 役職

回答者の役職は「一般職」と「管理職」とが、おおよそ半数ずつの割合であった。

グラフ数表番号 06



(5) 職種

回答者の職種について、保有する資格ではなく雇用されている職種では「管理者」「サービス提供責任者、サービス管理責任者」が多かった。

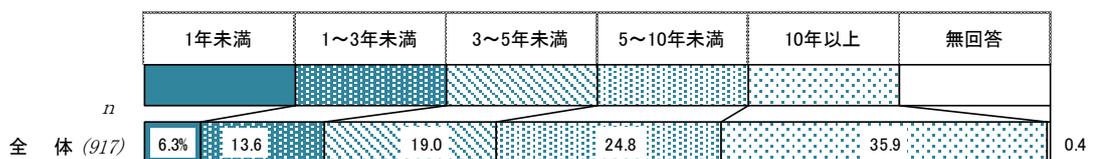
グラフ数表番号 07



(6) 経験年数

回答者の障害者福祉にたずさわった経験年数は「10年以上」が最も多く、次いで「5~10年未満」が多かった。

グラフ数表番号 08



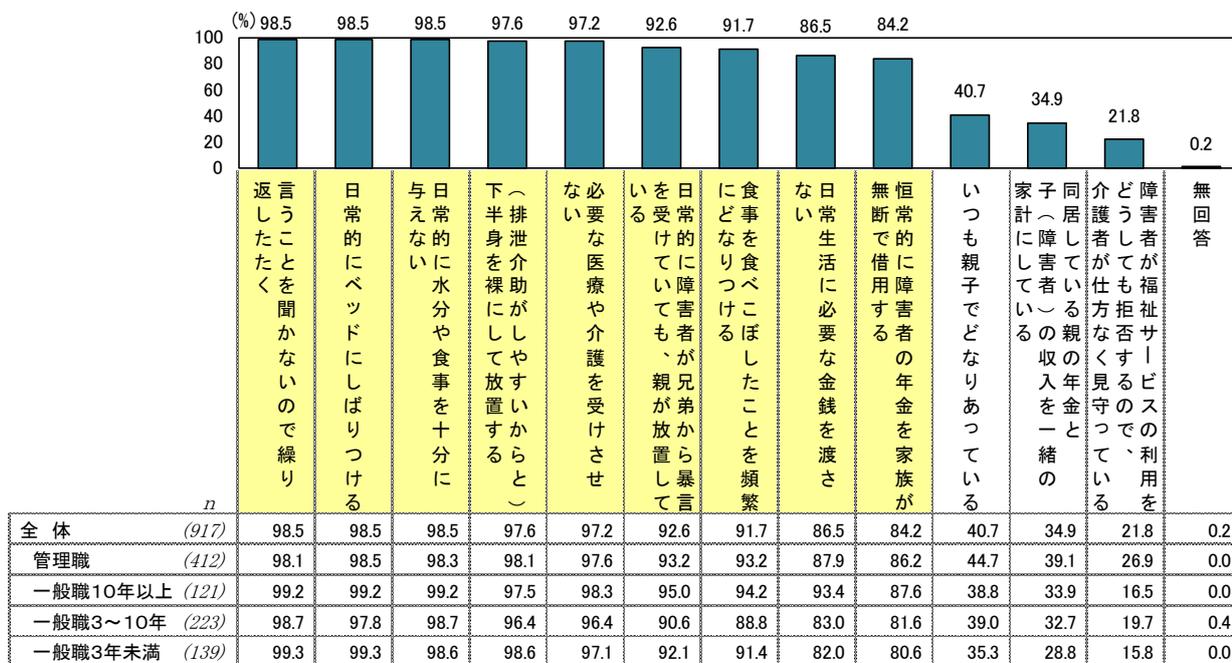
2. 障害者虐待に関する意識について

(1) 障害者虐待に該当すると思う行為

下表中の回答数の多かった9つの設問は障害者虐待の典型例とされる行為、それ以降の3つの設問は即座に虐待とは言えない行為の例示である。

役職・経験年数別でみると、管理職・一般職、一般職の経験年数で大きな差は見られなかった。

グラフ数表番号 09 (複数回答:制限なし) ※役職無回答者については、全体数のみを含めています。以降の集計も同じです。

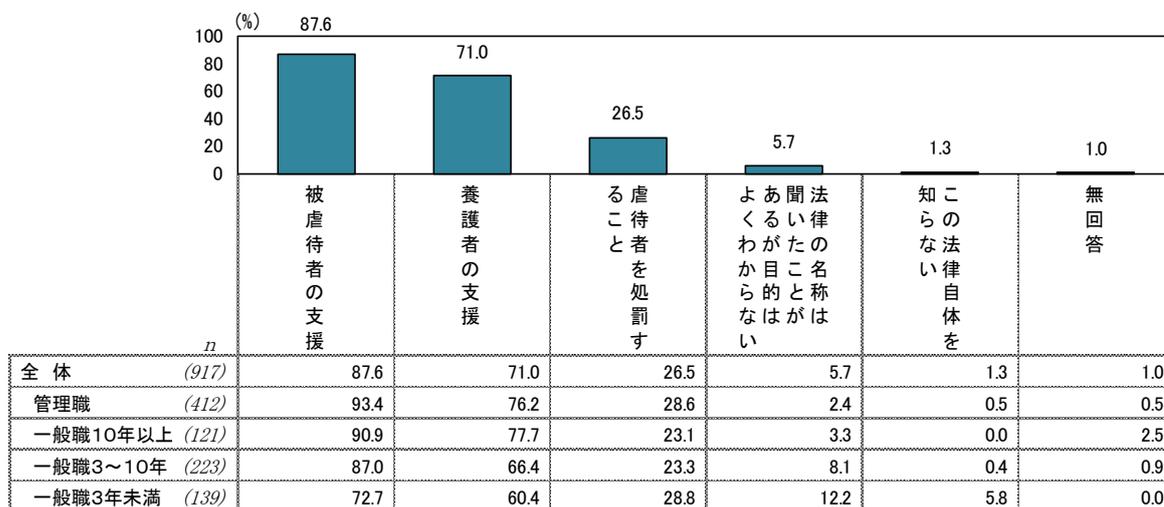


(2) 障害者虐待防止法への理解

障害者虐待防止法の目的にあてはまるものについては「被虐待者の支援」を87.6%、「養護者の支援」を71.0%の回答者があげた。一方障害者虐待防止法の目的ではない「虐待者を処罰すること」を、26.5%の回答者があげた。

役職・経験年数別でみると、一般職の経験年数3年未満の層では「法律の名称は聞いたことがあるが目的はよくわからない」「この法律自体を知らない」との回答が2割弱あった。

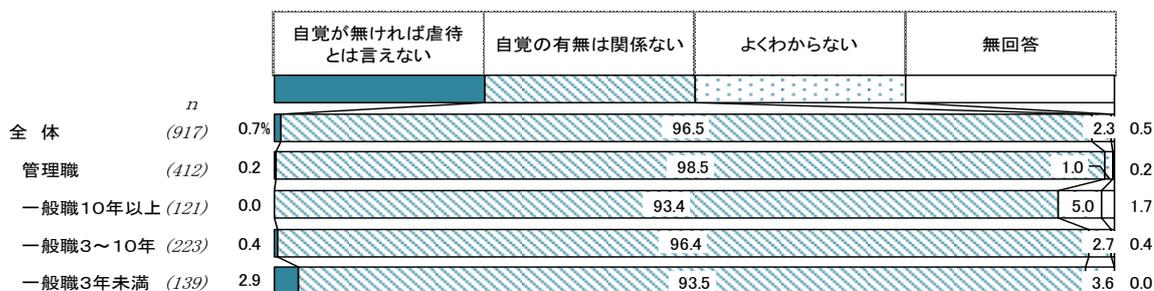
グラフ数表番号 10 (複数回答:制限なし)



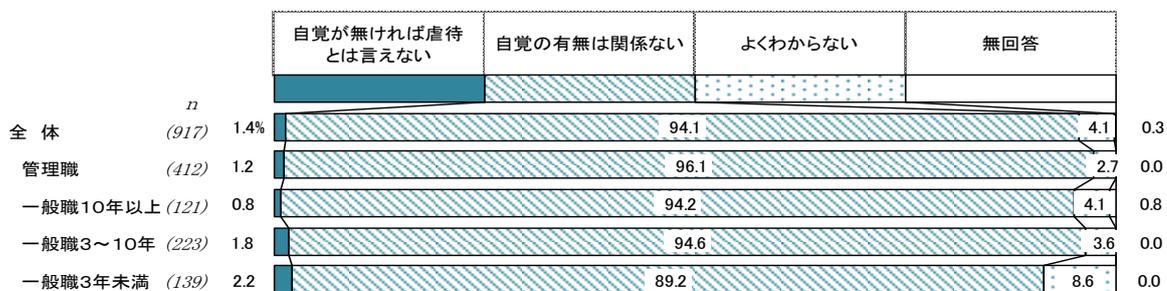
(3) 虐待者、被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかの関係

虐待者に「虐待しているという自覚（認識）」がない場合に虐待に該当するかについて聞いたところ、96.5%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。また被虐待者に「虐待されているという自覚（認識）」がない場合について、94.1%が「自覚の有無は関係ない」と回答した。大多数において虐待者や被虐待者の認識と虐待に該当するかどうかは関係がないと理解されていた。

グラフ数表番号 11



グラフ数表番号 12



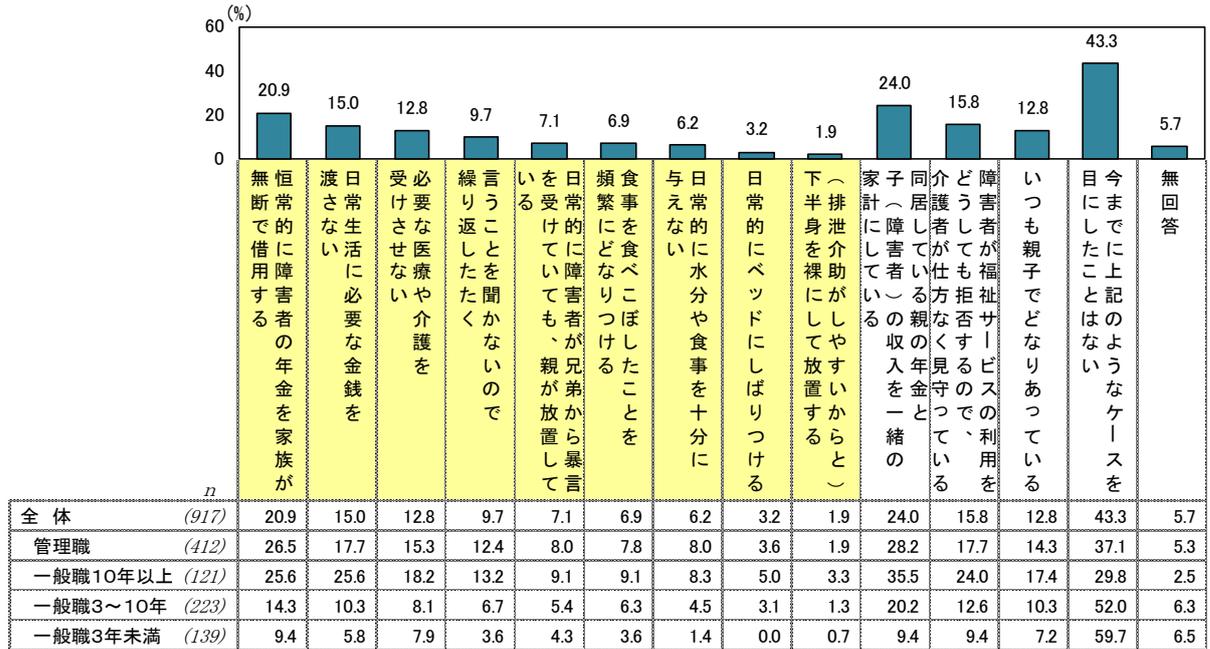
(4) 障害者虐待に気づいた経験

(1) の質問であげた各行為について、サービス提供先の家庭で実際に見たり気づいたりした経験については、回答者の6割がいずれかの状況を見たり気づいた経験があると回答している。「恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する」「日常生活に必要な金銭を渡さない」など、経済的虐待の疑いのある状況が比較的多かった。

事業種別に見ると、居宅介護では51.9%、生活介護では41.9%が「今までに上記のようなケースを目にしたことはない」と回答しているが、計画相談においては16.2% (25/154) と平均値 (43.3%) より低く、計画相談では多くの方が、虐待が疑われる行為を目にしていることになる。これは、他の職種からの相談や情報を得やすい立場にある相談支援専門員が、こうした状況を見たり気づいたりしやすいことが推察される。

また「目にしたことはない」とした回答者は研修・セミナー等への参加状況に関する設問においても、参加率が低い結果が出ている。虐待相談センターでは今後、障害者虐待の視点や意識を持ち、より早期の発見や通報につなげるために、障害福祉サービス事業所の方々を対象にした研修を実施していきたいと考えている。

グラフ数表番号 13 (複数回答:制限なし)



(5) 障害者虐待に気づいた際の最初の相談相手

障害者虐待と思われるケースを目にした際の最初の相談相手は「上司」が 53.7%と圧倒的に多く、次いで「同僚」が多かった。

管理職では「障害者基幹相談支援センター」「計画相談事業所」「区役所・支所、保健所」等外部への相談先がそれぞれ1割程度あった。

グラフ数表番号 14

項目	n	相談先 (%)											
		上司	同僚	障害者基幹相談支援センター	計画相談事業所	区役所・支所、保健所	障害者虐待相談センター	警察	医療機関	その他	特に相談しない	わからない	無回答
全体	(2400)	53.7	17.0	9.3	6.9	6.3	4.4	0.2	0.2	1.0	0.2	0.5	0.3
管理職	(1087)	36.7	17.2	14.8	11.9	10.4	6.6	0.0	0.5	1.5	0.2	0.2	0.0
一般職10年以上	(460)	58.7	23.1	5.8	3.3	5.8	1.7	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.0
一般職3~10年	(540)	74.9	12.1	6.3	1.3	1.3	2.7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4
一般職3年未満	(276)	66.2	19.4	0.7	2.9	3.6	3.6	0.7	0.0	2.2	0.0	0.7	0.0

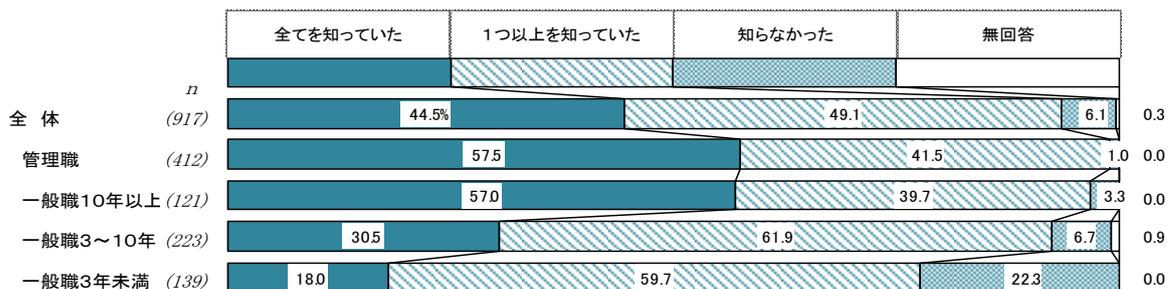
(6) 通報に関する意識

名古屋市で決められた障害者虐待の通報先を知っているかについては「区役所・支所、保健所、障害者基幹相談支援センター、障害者虐待相談センターのすべてを知っていた」「1つ以上を知っていた」がそれぞれ4割強で9割が通報先を知っていた。

役職・経験年数別でみると、経験年数3年未満の層では通報先を「知らなかった」と22.3%が回答しており、認知率は他の層に比較して低かった。

事業種別にみると、計画相談は80.5%が「すべてを知っていた」と回答しており「知らなかった」人はいなかった。一方、居宅介護は「知らなかった」と回答した人は7.2%で35人、生活介護は7.7%で19人であった。虐待を発見しやすい立場にある障害福祉サービス事業所の職員に対して、通報先という基本的な事項を覚えてもらうよう働きかける必要がある。

グラフ数表番号 15



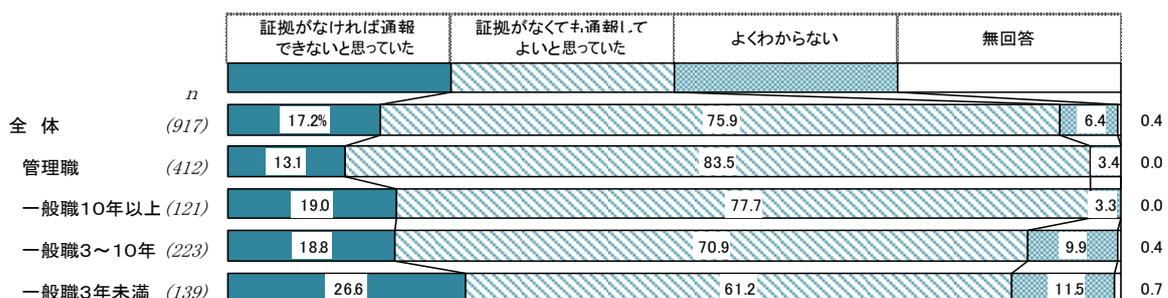
障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には、証拠がなくても通報する義務があることを知っていたかについて「虐待の疑いがあれば通報してよい、と思っていた」と回答したのは75.9%で認知率は7割強であった。

役職・経験年数別でみると、通報できるという認知率は管理職で最も高く、一般職の経験年数が長いほど高かった。

事業種別に見ると「証拠がなければ通報できないと思っていた」と「よくわからない」と回答した人を合わせた割合は、計画相談で8.5%、居宅介護で25.2%、生活介護で31.0%あり、特に居宅介護と生活介護では4人に1人以上は十分認識されていない状況が明らかとなった。通報にあたり証拠の有無は関係なく、早期発見が早期の解決につながることを理解してもらうことが必要である。

居宅介護で正しく理解されていなかった人のうち、5年以上の経験年数がある人が41.8%、管理職が35.2%であった。また、生活介護では同様に5年以上の経験年数がある人が50.7%、管理職が25.3%であった。各事業所の職員が相談する立場にある所属の上司や先輩職員が正しい認識を持つよう啓発する必要がある。

グラフ数表番号 16



業務上で知り得たことであっても、障害者虐待として通報した場合には守秘義務違反にはならないことを知っていたかについては「知っていた」は71.4%と認知率は7割であった。

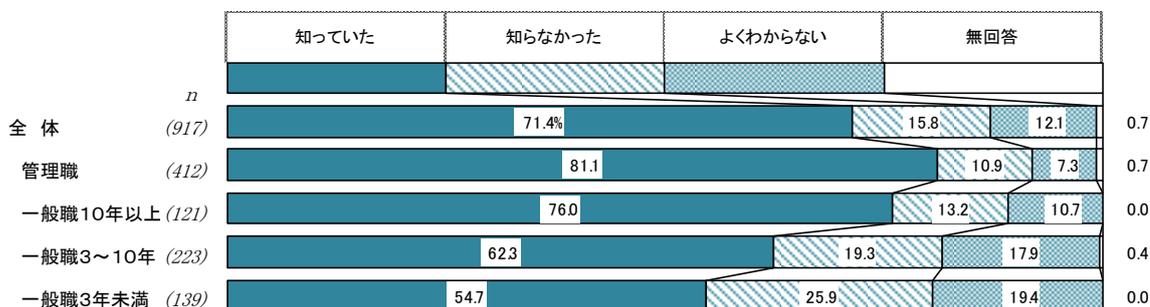
役職・経験年数別でみると、守秘義務違反にはならないという認知率は、管理職で最も高く、一般職の経験年数が長いほど高かった。

事業種別に見ると、虐待を通報しても守秘義務違反にならないことを「知っていた」と回答したのは計画相談で83.8%、居宅介護で71.1%、生活介護で65.3%であった。

居宅介護で「知らなかった」「よくわからない」と回答したのは合わせて137人の28.3%になり、その中でさらに5年以上の経験がある人が35.0%、管理職は29.2%あった。また、生活介護で「知らなかった」「よくわからない」と回答したのは合わせて86人の34.7%になり、その中で5年以上の経験のあ

る人が 16.9%、管理職は 10.1%あった。事業所の職員が最初に相談する各所属の上司や先輩職員が正しい認識を持たないと通報にはつながらないため、法律の基本的な事項から啓発する必要がある。

グラフ数表番号 17



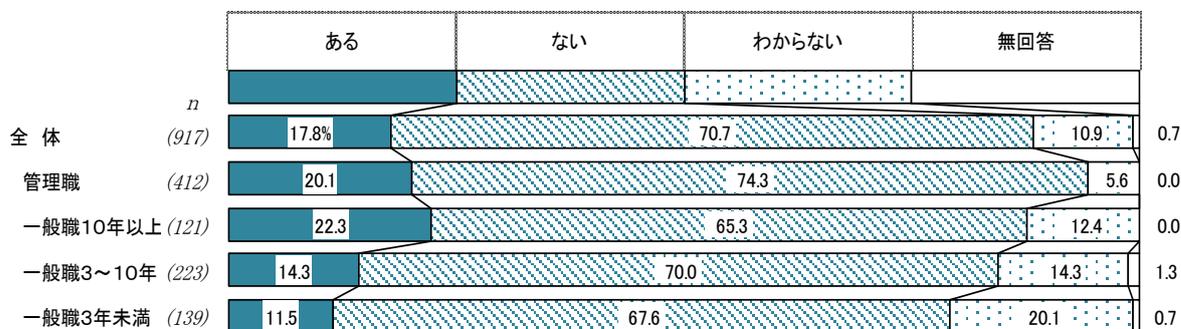
3. 障害者虐待の通報とその後の対応について

(1) 養護者による障害者虐待ケースの有無

平成 27 年度に回答者の所属する事業所において養護者による障害者虐待ケース、または虐待が疑われたケースがあったかについて、回答者の 17.8%が「ある」としている。経験年数が長いほど「ある」と回答した割合は多かった。

事業種別では「ある」と回答したのは、計画相談は 46.1% (71/154)、居宅介護は 10.1% (49/484)、生活介護は 15.3% (38/248) となり、大きな差があった。

グラフ数表番号 18



(2) 通報の有無

障害者虐待ケースがあったとした回答者に対して区役所・支所・保健所、基幹相談支援センター等へ通報したかを尋ねると、6割近くが「通報した」と回答した。

事業種別では「通報した」と回答したのは計画相談が 73.2% (52/71)、居宅介護が 44.9% (22/49)、生活介護が 44.7% (17/38) であった。「通報しなかった」と回答した方は、居宅介護で 34.7%、生活介護で 42.1%という結果になった。

グラフ数表番号 19

		通報した	通報しなかった	わからない	無回答
	<i>n</i>				
全体	(163)	57.7%	25.2	6.1	11.0
管理職	(83)	59.0	25.3	4.8	10.8
一般職10年以上	(27)	63.0	22.2	7.4	7.4
一般職3～10年	(32)	62.5	25.0	3.1	9.4
一般職3年未満	(16)	37.5	31.3	18.8	12.5

(3) 通報するかどうか判断した者

障害者虐待ケースがあったと回答した方に対して、通報するかどうかの判断を誰がしたかを尋ねると「自分自身」「直属の上司」が多かった。

役職・経験年数別で見ると、一般職ではどの経験年数の層でも「直属の上司」が最も多かった。

グラフ数表番号 20

		自分自身	直属の上司	事業所内の会議	自分の所属以外の事業所の職員	同僚	その他	わからない	無回答
	<i>n</i>								(%)
全体	(163)	25.8	23.9	11.7	3.7	0.6	6.7	2.5	26.2
管理職	(83)	34.9	12.0	14.5	3.6	1.2	6.0	3.6	25.9
一般職10年以上	(27)	25.9	29.6	7.4	3.7	0.0	7.4	0.0	22.9
一般職3～10年	(32)	15.6	40.6	3.1	6.3	0.0	6.3	0.0	31.5
一般職3年未満	(16)	6.3	43.8	12.5	0.0	0.0	12.5	6.3	28.6

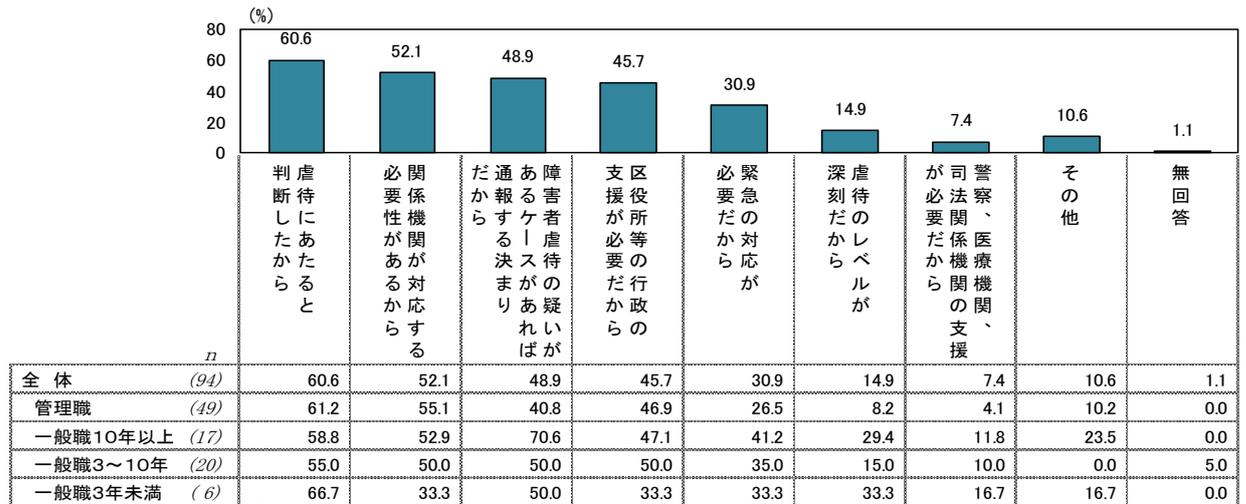
(4) 通報の判断理由

障害者虐待ケースについて「通報した」と回答した方に、通報すると判断した理由を尋ねると「虐待にあたりと判断したから」が最も多く 60.6%で、次いで「関係機関が対応する必要性があるから」が 52.1%で多かった。「障害者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから」は 48.9%である。

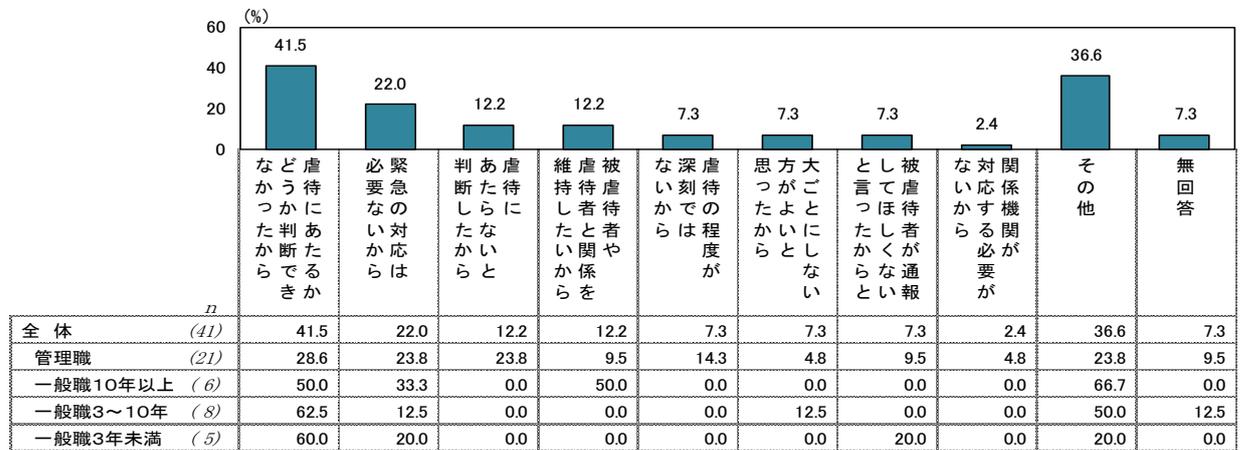
また、障害者虐待ケースについて「通報しなかった」と回答した方に、通報しないと判断した理由を尋ねると「虐待にあたりかどうか判断できなかったから」が 41.5%で最も多かった。

障害者虐待防止法第7条「通報の義務」の中では「虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない」となっており疑いの段階で通報することが国民の義務となっている。養護者虐待は家庭という密室の中で起こっている。通報がなければ支援の第一歩を踏み出すこともできない。一方、数名ではあるものの「虐待の程度が深刻でないから」「大ごとにしないうがよいと思ったから」「被虐待者が通報してほしいと言ったから」等から通報をしなかったとの回答があるが、まず虐待防止法は決して虐待者を罰する法律でないことを押さえる必要がある。通報した理由として「関係機関が対応する必要性があるから」の回答が 52.1%となっているように、虐待事案は家族全体の問題として総合的に対応する必要がある場合が多く、一人の考えではなく多角的な視点で対応することが有効となる。積極的に通報し関係者が集まって支援会議やケース会議等を開催していくことが必要である。

グラフ数表番号 21 (複数回答:制限なし) 「通報した」理由



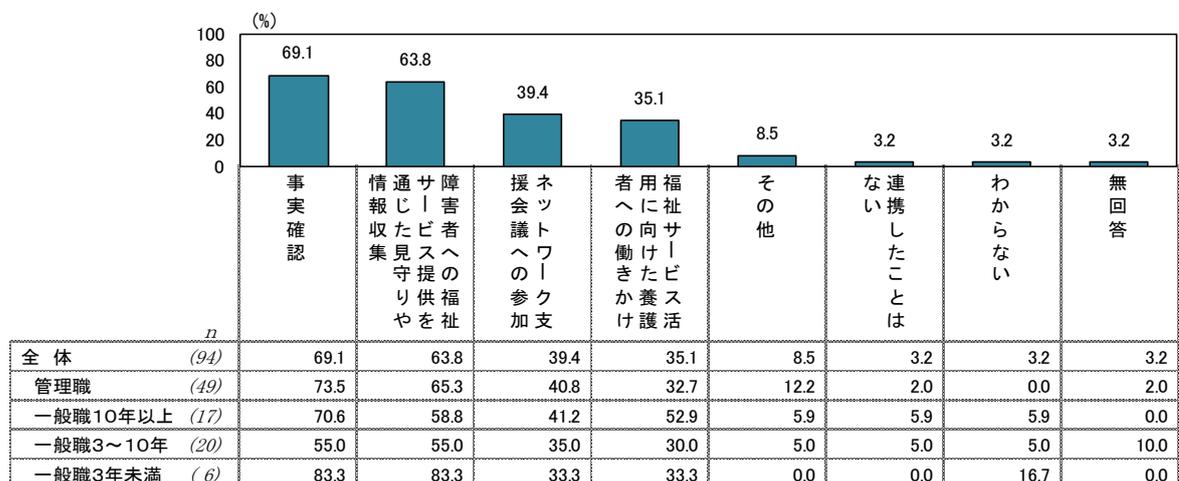
グラフ数表番号 22 (複数回答:制限なし) 「通報しなかった」理由



(5) 関係機関との連携・情報共有

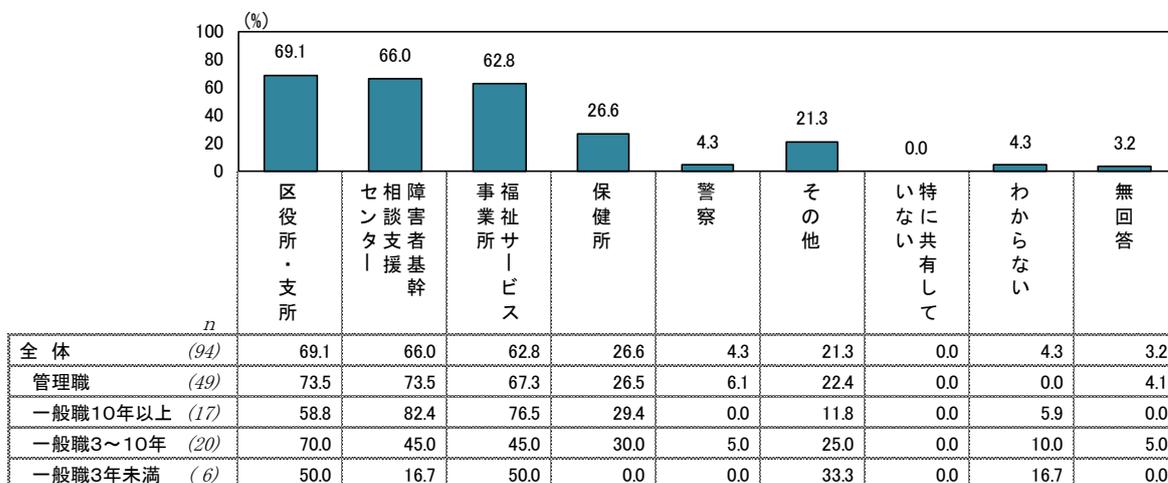
「通報した」と回答した方に、通報後区役所・支所・保健所や基幹相談センターと連携した内容を尋ねると「事実確認」「障害者への福祉サービス提供を通じた見守りや情報収集」を6割で実施していた。また「ネットワーク支援会議への参加」は4割で実施されていた。

グラフ数表番号 23 (複数回答:制限なし)



また「通報した」と回答した方に通報したケースを情報共有した機関を尋ねると「区役所・支所」「障害者基幹相談支援センター」「福祉サービス事業所」が6割超だった。

グラフ数表番号 24

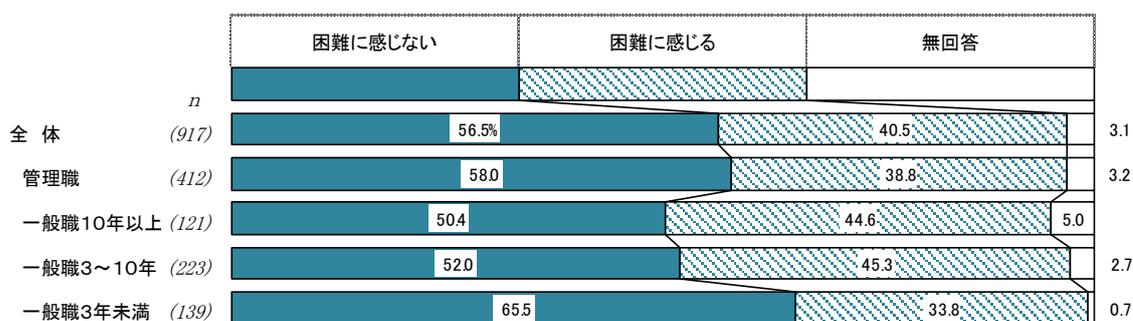


(6) 通報にあたって困難なこと

障害者虐待の通報をすることについて「困難に感じない」が56.5%と多いものの、「困難を感じる」も40.5%が回答した。

役職・経験年数別でみると「困難を感じる」のは一般職の経験年数3～10年以上の層が45.3%、10年以上の層が44.6%と一般職の経験年数の長い層で多い傾向であった。

グラフ数表番号 25



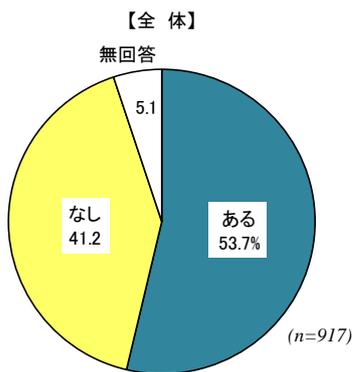
4. 事業所における障害者虐待対応への取り組み

(1) 研修・セミナー等の参加状況

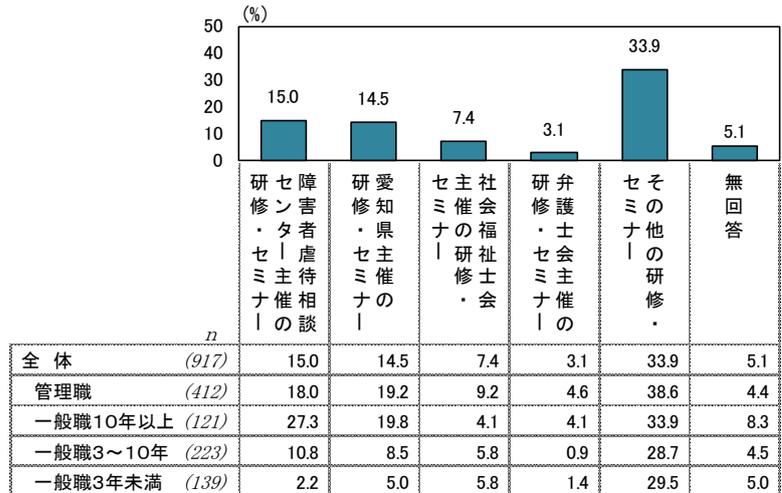
障害者虐待に関する研修・セミナー等への参加について、参加したことがあるのは5割強であった。「その他の研修・セミナー」を除くと「障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー」「愛知県主催の研修・セミナー」が多かった。

役職・経験年数別でみると「障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー」について、一般職の経験年数10年以上の層で参加経験率が最も高かった。

グラフ数表番号 26



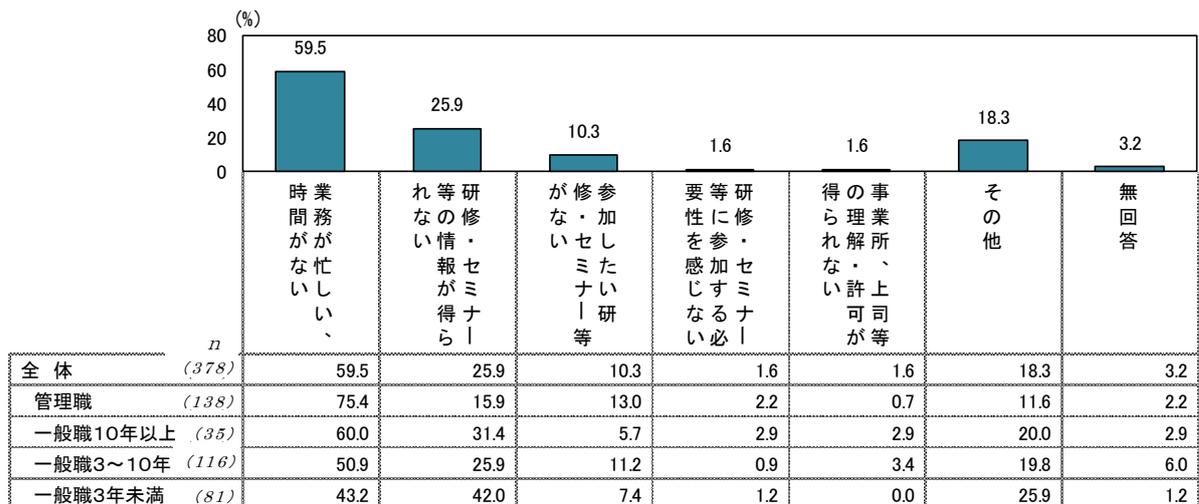
グラフ数表番号 27 (複数回答:制限なし)



参加したことはないと回答した方に参加しない理由を尋ねると「業務が忙しい、時間がない」が59.5%で最も多かった。「研修・セミナー等の情報が得られない」が2割強あり、研修情報の周知方法の検討が必要とされる。

事業種別では、研修・セミナーに「参加したことはない」と回答した割合は居宅介護が47.7% (231/484)、生活介護は41.1% (102/248)、計画相談は17.5% (27/154)であった。また参加していない「理由」については、居宅介護では「業務が忙しい、時間がない」が64.5% (149/231)で最も高く、職種としてはサービス提供責任者やヘルパーの方が多くを占めている。業務内で研修時間を設けにくい職種の方々へも周知していけるような、職場内での伝達研修など外部の研修やセミナーへ参加することに拠らない学習方法の工夫が求められる。

グラフ数表番号 27

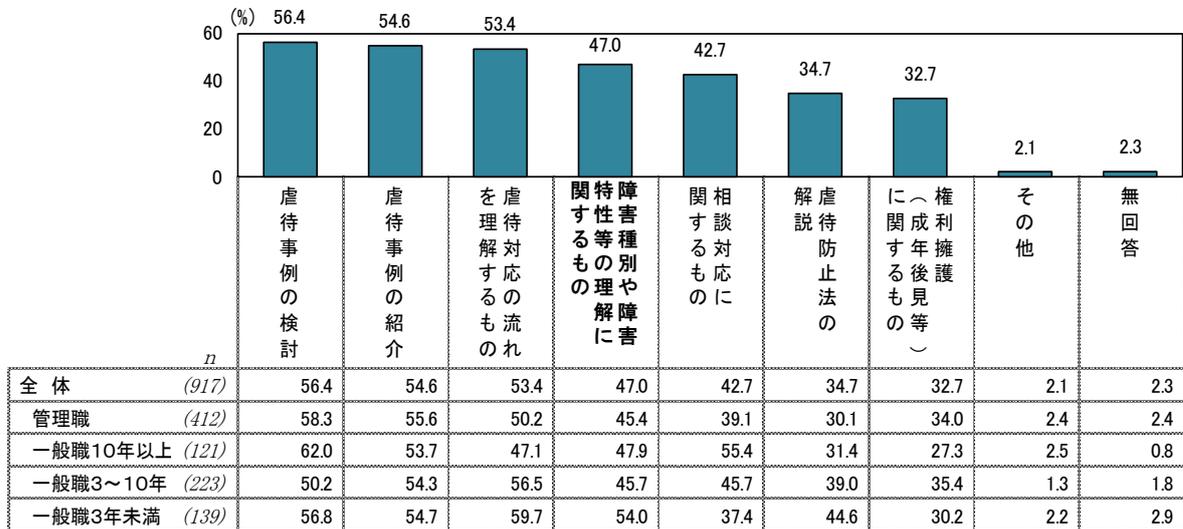


(2) 研修・セミナー等への希望内容

障害者虐待に関する研修・セミナー等への希望内容は「虐待事例の検討」「虐待事例の紹介」「虐待対応の流れを理解するもの」にいずれも5割強の回答があった。

役職・経験年数別でみると、一般職の10年未満の層で「虐待対応の流れを理解するもの」が最も希望されていた。

グラフ数表番号 28 (複数回答:制限なし)



○グラフ数表番号 28 の「その他」の内容

- ・養護者支援に関するもの
- ・経済的困窮にかかる対応策について 等

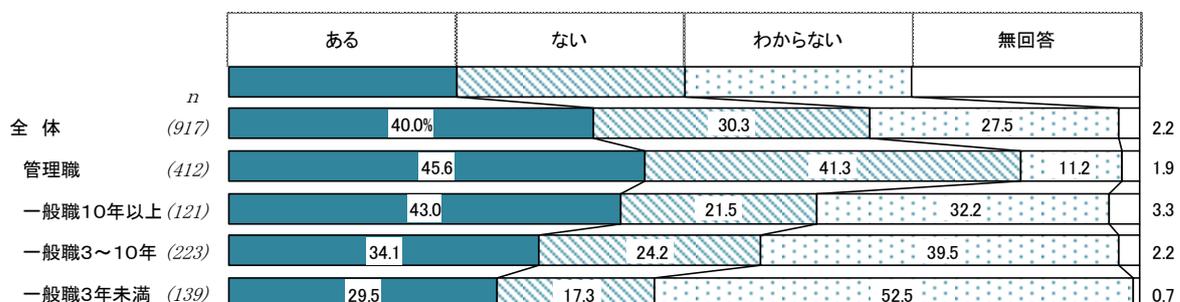
(3) マニュアルの有無

事業所に養護者による障害者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアル等が「ある」のは40.0%であった。

役職・経験年数別でみると、管理職では、マニュアル等が「ある」と回答したのは45.6%で半数弱である。一般職では経験年数10年以上の層でも「わからない」が32.2%で、経験年数が短くなるほど増え、経験年数3年未満では52.5%が「わからない」と回答した。

マニュアルの有無についての回答と下記表の2つの設問の回答状況を分析すると、マニュアルが「ある」と回答した人の方が正しい認識をしている割合が高いという結果になった。マニュアルがあることによって虐待対応について正しい判断がしやすくなっていると考えられる。

グラフ数表番号 29



	証拠がなくても通報できる		通報は守秘義務違反にならない	
	知っていた	知らなかった	知っていた	知らなかった
マニュアル有	84.7%	11.2%	80.7%	11.7%
マニュアル無	78.1%	16.9%	76.3%	15.1%

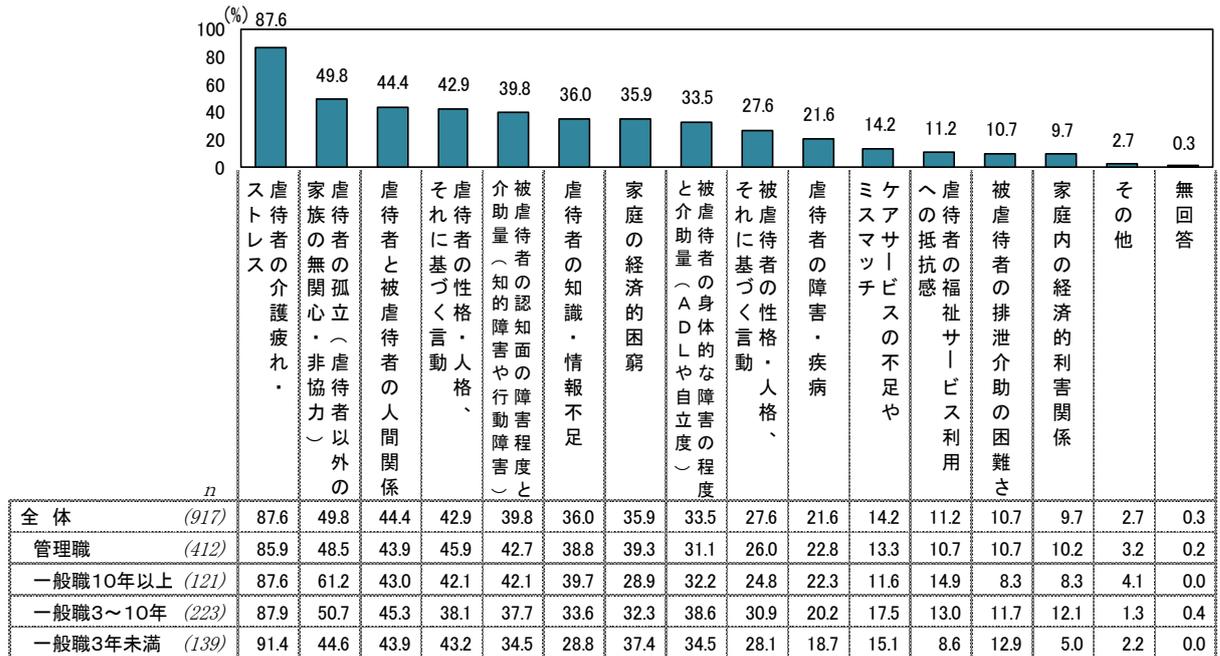
5. 障害者虐待の防止と対応に向けた工夫や課題等について

(1) 障害者虐待の要因

障害者虐待の要因の主なものについては、「虐待者の介護疲れ・ストレス」が87.6%で圧倒的に多く、次いで「虐待者の孤立（虐待者以外の家族の無関心・非協力）」、「虐待者と被虐待者の人間関係」、「虐待者の性格・人格、それに基づく言動」が4割強あった。

役職・経験年数別でみると、経験年数が長いほど「虐待者の孤立（虐待者以外の家族の無関心・非協力）」「虐待者の知識・情報不足」に、経験年数が短いほど「家庭の経済的困窮」に要因があると回答した割合が高かった。

グラフ数表番号 30（複数回答:5つまで）



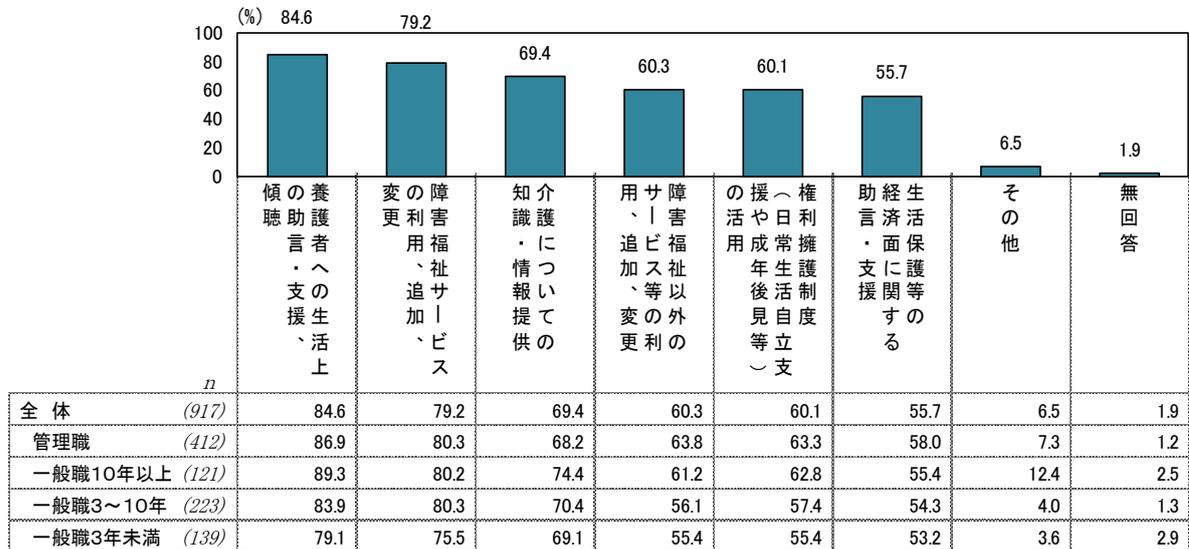
n	虐待者に関すること	被虐待者に関すること	状況や環境等に関すること	その他	無回答
全体 (917)	98.4	75.1	90.2	2.7	0.3
管理職 (412)	98.3	75.7	91.7	3.2	0.2
一般職10年以上 (121)	99.2	74.4	93.4	4.1	0.0
一般職3~10年 (223)	98.2	76.7	90.6	1.3	0.4
一般職3年未満 (139)	98.6	72.7	83.5	2.2	0.0

<虐待者に関すること>	<被虐待者に関すること>	<状況や環境等に関すること>
<ul style="list-style-type: none"> 虐待者の介護疲れ・ストレス 虐待者の障害・疾病 虐待者の性格・人格、それに基づく言動 虐待者の知識・情報不足 虐待者の福祉サービス利用への抵抗感 	<ul style="list-style-type: none"> 被虐待者の身体的な障害の程度と介助量（ADLや自立度） 被虐待者の認知面の障害の程度と介助量（知的障害や行動障害） 被虐待者の排泄介助の困難さ 被虐待者の性格・人格、それに基づく言動 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待者と被虐待者の人間関係 虐待者の孤立（虐待者以外の家族の無関心・非協力） 家庭の経済的困窮 家庭内の経済的利害関係 ケアサービスの不足やミスマッチ

(2) 養護者への支援として必要なもの

養護者への支援として必要だと思うものは、「養護者への生活上の助言・支援、傾聴」、「障害福祉サービスの利用、追加、変更」が多かった。

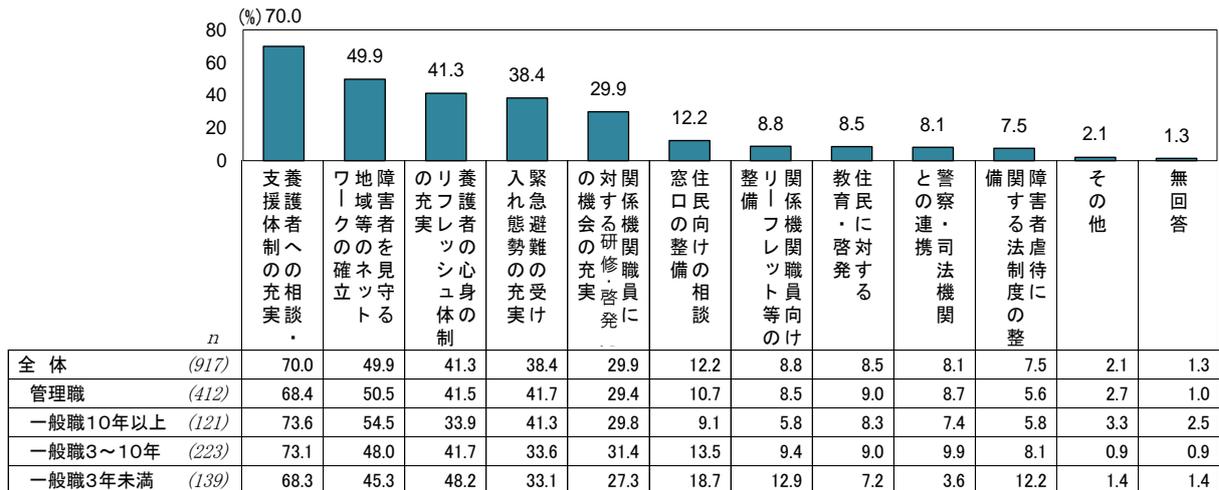
グラフ数表番号 31 (複数回答:制限なし)



(3) 障害者虐待の防止のために望まれること

養護者による障害者虐待の防止に向けて、必要と感じていることについては、「養護者への相談・支援体制の充実」が最も多かった。次いで、「障害者を見守る地域等のネットワークの確立」、「養護者の心身のリフレッシュ体制の充実」、「緊急避難の受け入れ態勢の充実」が多かった。(5)の障害者虐待に関わるにあたっての自由記述にも、養護者への支援について多数の意見がよせられており、養護者への相談・支援体制の充実への早急な取り組みが求められる。

グラフ数表番号 32 (複数回答:3つまで)



○グラフ数表番号32の「その他」の内容

- ・障害者福祉サービスの充実
- ・専門職の配置
- ・家族への経済的支援の充実 等

調査票：高齢者虐待受理機関

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1. あなたが勤務する事業所の種別をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|----------|--------------|
| 1 区役所・支所 | 2 いきいき支援センター |
|----------|--------------|

問2. あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

問3. あなたの年齢をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 20歳未満 | 3 30～39歳 | 5 50～59歳 |
| 2 20～29歳 | 4 40～49歳 | 6 60歳以上 |

問4. あなたの役職をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 管理職(課長、係長、主査、センター長 等) | 2 一般職(主事、役職のない職員・スタッフ 等) |
|-------------------------|--------------------------|

問5. あなたの職種をお答えください。(○は1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 管理者(課長、係長、主査、センター長等) | 4 ケアマネジャー・主任ケアマネジャー |
| 2 事務職員 | 5 社会福祉士 |
| 3 保健師 | 6 その他 ※具体的に
() |

問6. あなたが、現在の業務にたずさわった経験年数をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1 1年未満 | 3 3～5年未満 | 5 10年以上 |
| 2 1～3年未満 | 4 5～10年未満 | |

II 虐待対応の組織内の体制についてお伺いします。

【全員の方に】

問7. 事業所内では、高齢者虐待の対応にあたる職員はどのように決めていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 1 担当する職員はあらかじめ決められている | 5 ローテーションを組んで順番に担当を決めている |
| 2 最初に通報を受けた職員が担当する | 6 通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど
担当者を決める |
| 3 地域分けをして、複数(チーム)で担当する | |
| 4 地域分けをして、1人で担当する | 7 その他 |

【問7で「6 通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど担当者を決める」とお答えの方に】

問8. そのつどの担当者の決定は、どのようにしていますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------------|-----------------|-------|
| 1 上司・センター長が決めている | 2 職員の話し合いで決めている | 3 その他 |
|------------------|-----------------|-------|

【全員の方に】

問9. あなたがこれまでの職歴において支援に関わったケースに関して、高齢者虐待かも、と思ったことはありますか。
(○は1つだけ)

1 ある	2 ない
------	------

問10. 高齢者虐待が疑われるケースに気づいた時や相談を受けた時は、まず初めに誰に相談しますか。
(○は1つだけ)

1 同僚	4 保健所	7 その他
2 上司	5 いきいき支援センター	8 特に相談しない
3 区役所・支所	6 高齢者虐待相談センター	9 わからない

問11. 受理会議についてお聞きます。通報(届出)の受理にあたり、各機関やセンター内で相談内容を判断するための会議をどれくらいの頻度で開催していますか。(○は1つだけ)

1 相談があったそのつど	3 月1回程度	5 特に決めていない
2 週1回程度	4 その他	6 わからない

問12. ふだん受理会議を行う際に参加するメンバーををすべてお答えください。(○はいくつでも)

1 課長・センター長	4 主査	7 社会福祉士
2 福祉係長・副センター長	5 担当者	8 主任介護支援専門員
3 介護保険係長	6 保健師	9 その他職員 ※具体的に ()

Ⅲ 虐待行為の認識についてお伺いします。

【全員の方に】

問13. 次にあげる行為のうち、高齢者虐待に該当すると思う行為はどれですか。あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

1 言うことを聞かないので繰り返したたく	8 (排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして 放置する
2 日常的にベッドにしばりつける	9 日常生活に必要な金銭を渡さない
3 日常的に水分や食事を十分に与えない	10 恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する
4 必要な医療や介護を受けさせない	11 同居している親(高齢者)の年金と子の収入を一緒 の家計にしている
5 日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、 介護者が放置している	12 高齢者が介護サービスの利用をどうしても拒否する ので、介護者が仕方なく見守っている
6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける	
7 いつも親子でどなりあっている	

問14. 虐待の認識についてお聞きます。

虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(○は1つだけ)

1 自覚が無ければ虐待と言えない	2 自覚の有無は関係ない	3 よくわからない
------------------	--------------	-----------

問15. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(○は1つだけ)

1 自覚が無ければ虐待と言えない	2 自覚の有無は関係ない	3 よくわからない
------------------	--------------	-----------

IV 虐待対応の状況や困難な点等についてお伺いします。

【全員の方向に】

問16. 高齢者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり、悩んだりするのはどのようなことですか。主なものを3つまでお答えください。(○は3つまで)

- | | |
|---|---|
| <p>1 状況確認のための情報収集が難しい</p> <p>2 通報内容が疑わしい</p> <p>3 虐待の証拠が得られない</p> <p>4 不適切な行為と虐待行為の境目がわからない</p> <p>5 大ごとにしないう方がよいかもしいと思う</p> <p>6 周囲に相談できる人がいない</p> | <p>7 職場の職員間で高齢者虐待に対する認識のバラつきがある</p> <p>8 受理機関の間で高齢者虐待に対する認識のバラつきがある</p> <p>9 虐待だとなかなか組織で判断できない</p> <p>10 件数が多く対応しきれない</p> <p>11 その他 ※具体的に ()</p> <p>12 悩むことはない</p> |
|---|---|

問17. 虐待の対応にあたり、迷ったり、悩んだりすること、問題となることや、困難と感じるのはどのようなことですか。主なものを5つまでお答えください。(○は5つまで)

- | | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><被虐待者や虐待者への対応に関すること></p> <p>1 被虐待者が支援を望まないこと(本人の意思の尊重と必要な支援との相違)</p> <p>2 虐待者が対応を望まないこと</p> <p>3 虐待者以外の家族が対応を望まないこと</p> <p>4 被虐待者と虐待者の依存関係の強さ</p> <p style="text-align: center;"><虐待対応のしくみに関すること></p> <p>5 相談相手がなく、一人での対応になっていること</p> <p>6 タイムリーに関係者による会議が開催されないこと</p> <p>7 立入調査実施の判断</p> <p>8 緊急一時保護をはじめとする分離介入するか、在宅の支援を継続するかの判断</p> <p>9 緊急保護をした後の受入先の不足</p> <p>10 職員の人数不足</p> <p>11 虐待対応の知識を持つ専門職・人材の不足</p> | <p style="text-align: center;"><連携に関すること></p> <p>12 受理機関の間に対応への温度差があること</p> <p>13 関係機関が集めた情報を集約する機関が曖昧なこと</p> <p>14 課題解消に向けて役割分担を決めることが難しいこと</p> <p>15 方向性を検討する際に関係者の合意が得られないこと</p> <p>16 医療分野との連携が図りづらいこと</p> <p>17 警察との連携が図りづらいこと</p> <p>18 その他 ※具体的に ()</p> <p>19 悩むことはない</p> |
|--|---|

【区・支所・保健所の方のみ】

問18. 高齢者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、支障や困難なことはありますか。主なものを3つまでお答えください。(○は3つまで)

- | | |
|---|--|
| <p>1 施設や事業所との調整</p> <p>2 虐待者の反対や調整</p> <p>3 被虐待者本人の同意が得られないこと</p> <p>4 居室(ベッド)の確保</p> <p>5 やむを得ない事由による措置の判断基準</p> | <p>6 措置に伴う費用徴収金徴収の困難さ</p> <p>7 医療費等の支払い</p> <p>8 面会制限に伴う養護者等とのトラブル</p> <p>9 措置の終了時期の見極め</p> <p>10 その他</p> <p>11 特になし</p> |
|---|--|

【全員の方に】

問19. 養護者への支援についてお聞きします。

養護者による高齢者虐待のケースにおいて、養護者の支援を実施していますか。(〇は1つだけ)

- | |
|-----------------------------|
| 1 養護者への支援が必要なおおむね実施している |
| 2 養護者への支援が必要でも実施できないことが時々ある |
| 3 養護者への支援が必要でも実施できないことが多い |
| 4 養護者への支援が必要でも実施できていない |
| 5 養護者への支援が必要なケースはこれまでない |

【問19で「1～3」養護者への支援を実施したことがあるとお答えの方に】

問20. 養護者への支援として行ったものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者への支援にもつながったと思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)。

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1 介護保険サービスの利用、追加、変更 | 5 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の活用 |
| 2 介護保険以外のサービス等の利用、追加、変更 | 6 生活保護等の経済面に関する助言・支援 |
| 3 介護についての知識・情報提供 | 7 その他 |
| 4 養護者への生活上の助言・支援、傾聴 | |

【全員の方に】

問21. 養護者への支援として必要だと思うものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者への支援にもつながると思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1 介護保険サービスの利用、追加、変更 | 5 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の活用 |
| 2 介護保険以外のサービス等の利用、追加、変更 | 6 生活保護等の経済面に関する助言・支援 |
| 3 介護についての知識・情報提供 | 7 その他 ※具体的に
() |
| 4 養護者への生活上の助言・支援、傾聴 | |

問22. なぜ虐待がおきるのか、虐待の要因はどのようなことだと思いますか。主なものを5つまでお答えください。(〇は5つまで)

- | ＜虐待者に関すること＞ | ＜被虐待者に関すること＞ | ＜状況や環境等に関すること＞ |
|----------------------|------------------------|-----------------------------|
| 1 虐待者の介護疲れ・ストレス | 7 被虐待者の身体的自立度 | 12 虐待者と被虐待者の人間関係 |
| 2 虐待者の障害・疾病 | (ADL)の低下 | 13 虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力) |
| 3 虐待者の性格・人格、それに基づく言動 | 8 被虐待者の認知症の症状 | 14 家庭の経済的困窮 |
| 4 虐待者の知識・情報不足 | 9 被虐待者の障害・疾病 | 15 家庭内の経済的利害関係 |
| 5 虐待者の福祉サービス利用 | 10 被虐待者の排他介助の困難さ | 16 ケアサービスの不足やミスマッチ |
| 6 介護離職 | 11 被虐待者の性格・人格、それに基づく言動 | 17 その他 |

V 各種会議の開催状況についてお伺いします。

【全員の方に】

問23. 「区内高齢者虐待連絡会」についてお聞きします。平成 27 年度に行われた区内虐待連絡会はどれくらいの頻度で開催していますか。(○は1つだけ)

※「高齢者虐待連絡会」とは、受理機関が集まり、区内の高齢者虐待ケース全般を把握するための定期的な会議です。

『高齢者虐待相談支援事業事務マニュアル』P55 参照

- | | | |
|----------|---------|--------------------|
| 1 月1回 | 4 半年に1回 | 6 平成 27 年度は開催していない |
| 2 2か月に1回 | 5 年に1回 | 7 わからない |
| 3 3か月に1回 | | |

問24. 平成 27 年度に行われた区内高齢者虐待連絡会で最も直近の会議の内容について、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 区内全体の高齢者虐待ケースの状況の共有 | 4 その他 |
| 2 個別ケースへの対応方法の確認 | 5 わからない |
| 3 「継続A」から「継続B」への移行の判断 | |

問25. 「ネットワーク支援会議」についてお聞きします。平成 27 年度にネットワーク支援会議の開催もしくは参加はありましたか。(○は1つだけ)

※「ネットワーク支援会議」とは、区・支所が中心となり、いきいき支援センターや介護事業者等の関係機関と連携し、虐待ケースの情報の共有化を図るとともに介入・支援を検討する会議です。

『高齢者虐待相談支援事業事務マニュアル』P31 参照

- | | |
|------------|---------------|
| 1 開催(参加)した | 2 開催(参加)していない |
|------------|---------------|

【問 25 で「1 開催(参加)した」とお答えの方に】

問26. 平成 27 年度のネットワーク支援会議で最も直近の会議に参加したことのあるメンバーについて、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------------|------------|------------|--------------|
| 1 区福祉課 | 4 保健所 | 7 障害者基幹相談 | 11 警察 |
| 2 支所区民福祉課 | 5 虐待相談センター | 支援センター | 12 医療機関(主治医、 |
| 3 いきいき支援センター | 6 介護保険サービス | 8 スーパーバイザー | 看護師、相談員等) |
| | 事業所 | 9 区民生子ども課 | 13 その他 |
| | | 10 民生委員 | |

【問 25 で「1 開催(参加)した」とお答えの方に】

問27. 平成 27 年度のすべてのネットワーク支援会議を通して1回でも参加したメンバーについて、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|--------------|------------|------------|--------------|
| 1 区福祉課 | 4 保健所 | 7 障害者基幹相談 | 11 警察 |
| 2 支所区民福祉課 | 5 虐待相談センター | 支援センター | 12 医療機関(主治医、 |
| 3 いきいき支援センター | 6 介護保険サービス | 8 スーパーバイザー | 看護師、相談員等) |
| | 事業所 | 9 区民生子ども課 | 13 その他 ※具体的に |
| | | 10 民生委員 | () |

【全員の方に】

問28. 高齢者虐待の早期発見・対応等に向けて、各種事業所との関係づくりや連携強化のために取り組んでいることはありますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1 高齢者虐待をテーマにした研修や連絡会の開催 | 4 定期的な事例検討会の開催 |
| 2 虐待のみではなく他のテーマ(例:権利擁護や認知症施策等)と合わせた研修や連絡会の開催 | 5 相談・通報や情報共有する際にルールを決めている(既存又は独自の様式を活用するなど) |
| 3 ケース会議や事例検討会において虐待の視点の意識づけを実施 | 6 その他 ※具体的に() |
| | 7 特に取り組んでいることはない |

VI 虐待の防止と対応に向けた研修・セミナー等についてお伺いします。

【全員の方に】

問29. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことはありますか。参加したものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー | 4 弁護士会主催の研修・セミナー |
| 2 愛知県主催の研修・セミナー | 5 その他の研修・セミナー |
| 3 社会福祉士会主催の研修・セミナー | 6 研修・セミナー等に参加したことはない |

問30. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等について、どのような内容を希望しますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 虐待防止法の解説 | 6 認知症や介護等の知識や理解に関するもの |
| 2 虐待対応の流れを理解するもの | 7 相談対応に関するもの |
| 3 権利擁護(成年後見等)に関するもの | 8 その他 ※具体的に() |
| 4 虐待事例の紹介 | |
| 5 虐待事例の検討 | |

【問 29 で「6 研修・セミナー等に参加したことはない」とお答えの方に】

問31. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加していない理由として、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 参加したい研修・セミナー等がない | 4 事業所、上司等の理解・許可が得られない |
| 2 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない | 5 研修・セミナー等の情報が得られない |
| 3 業務が忙しい、時間がない | 6 その他 |

Ⅶ 虐待の防止と対応に向けた今後の課題についてお伺いします。

【全員の方に】

問32. 養護者による高齢者虐待の防止に向けて、必要と感ずるのはどのようなことですか。主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1 職員(受理機関)向け対応マニュアルの充実 | 8 高齢者を見守る地域等のネットワークの確立 |
| 2 職員(受理機関以外)向けリーフレット等の整備 | 9 住民向けの相談窓口の整備 |
| 3 関係機関職員に対する研修・啓発の機会の充実 | 10 住民に対する研修・啓発 |
| 4 養護者への相談・支援体制の充実 | 11 警察・司法機関との連携 |
| 5 養護者の心身のリフレッシュ体制の充実 | 12 その他 ※具体的に |
| 6 緊急避難の受け入れ態勢の充実 | () |
| 7 高齢者虐待に関する法制度の整備 | |

問33. 養護者による高齢者虐待の防止、発見、早期対応のために、事業所やあなた自身が独自に工夫して実践していることを、できるだけ具体的にご記入ください。

問34. 養護者による高齢者虐待のケースに関わるにあたってのご意見を自由にご記入ください。

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1. あなたが勤務する事業所の種別をお答えください。(〇は1つだけ)

- 1 区役所・支所 2 保健所 3 障害者基幹相談支援センター

問2. あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

- 3 男性 4 女性

問3. あなたの年齢をお答えください。(〇は1つだけ)

- 7 20歳未満 9 30～39歳 11 50～59歳
8 20～29歳 10 40～49歳 12 60歳以上

問4. あなたの役職をお答えください。(〇は1つだけ)

- 3 管理職(課長、係長、主査、センター長 等) 4 一般職(主事、相談支援専門員、相談員 等)

問5. あなたの職種をお答えください。(〇は1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

- 7 管理者(課長、係長、主査、センター長等) 11 相談支援専門員
8 事務職員 12 相談員
9 精神保健福祉相談員 13 その他 ※具体的に
10 保健師 ()

問6. あなたが、現在の業務にたずさわった経験年数をお答えください。(〇は1つだけ)

- 6 1年未満 8 3～5年未満 10 10年以上
7 1～3年未満 9 5～10年未満

II 虐待対応の組織内の体制についてお伺いします。

【全員の方に】

問7. 事業所内では、障害者虐待の対応にあたる職員はどのように決めていますか。(〇は1つだけ)

- 8 担当する職員はあらかじめ決められている 12 ローテーションを組んで順番に担当を決めている
9 最初に通報を受けた職員が担当する 13 通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど
10 地域分けをして、複数(チーム)で担当する 担当者を決める
11 地域分けをして、1人で担当する 14 その他

【問7で「6 通報内容や職員の業務量等に応じて、そのつど担当者を決める」とお答えの方に】

問8. そのつどの担当者の決定は、どのようにしていますか。(〇は1つだけ)

- 4 上司・センター長が決めている 5 職員の話し合いで決めている 6 その他

【全員の方に】

問9. あなたがこれまでの職歴において支援に関わったケースに関して、障害者虐待かも、と思ったことはありますか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 3 ある | 4 ない |
|-------------|-------------|

問10. 障害者虐待が疑われるケースに気づいた時や相談を受けた時は、まず初めに誰に相談しますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------------|-------------------------|-------------------|
| 10 同僚 | 13 保健所 | 16 その他 |
| 11 上司 | 14 障害者基幹相談支援センター | 17 特に相談しない |
| 12 区役所・支所 | 15 障害者虐待相談センター | 18 わからない |

問11. 虐待が疑われるケースがあった場合、各機関内で方針を検討するための会議をどれくらいの頻度で開催していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---------------------|-------------------|--------------------|
| 7 相談があったそのつど | 9 月1回程度 | 11 特に決めていない |
| 8 週1回程度 | 10 その他 () | 12 わからない |

問12. 問11の会議を行う際に参加するメンバーをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 課長・センター長 | 3 担当職員 |
| 2 係長・副センター長 | 4 その他職員 ※具体的に () |

Ⅲ 虐待行為の認識についてお伺いします。

【全員の方に】

問13. 次にあげる行為のうち、障害者虐待に該当すると思う行為はどれですか。あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|---|--|
| 1 言うことを聞かないので繰り返したたく | 8 (排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして
放置する |
| 2 日常的にベッドにしばりつける | 9 日常生活に必要な金銭を渡さない |
| 3 日常的に水分や食事を十分に与えない | 10 恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する |
| 4 必要な医療や介護を受けさせない | 11 同居している親の年金と子(障害者)の収入を一緒
の家計にしている |
| 5 日常的に障害者が兄弟から暴言を受けていても、
親が放置している | 12 障害者が福祉サービスの利用をどうしても拒否する
ので、介護者が仕方なく見守っている |
| 6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける | |
| 7 いつも親子でどなりあっている | |

問14. 虐待の自覚についてお聞きします。

虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------------------|---------------------|------------------|
| 4 自覚が無ければ虐待と言えない | 5 自覚の有無は関係ない | 6 よくわからない |
|-------------------------|---------------------|------------------|

問15. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-------------------------|---------------------|------------------|
| 4 自覚が無ければ虐待と言えない | 5 自覚の有無は関係ない | 6 よくわからない |
|-------------------------|---------------------|------------------|

Ⅳ 虐待対応の状況や困難な点等についてお伺いします。

【全員の方に】

問16. 障害者虐待に該当するかどうかの判断にあたり、迷ったり、悩んだりするのはどのようなことですか。主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

- | | |
|---|--|
| <p>13 状況確認のための情報収集が難しい</p> <p>14 通報内容が疑わしい</p> <p>15 虐待の証拠が得られない</p> <p>16 不適切な行為と虐待行為の境目がわからない</p> <p>17 大ごとにしないう方がよいかもしれないと思う</p> <p>18 周囲に相談できる人がいない</p> | <p>19 職場の職員間で障害者虐待に対する認識のバラつきがある</p> <p>20 受付機関の間で障害者虐待に対する認識のバラつきがある</p> <p>21 虐待だとなかなか組織で判断できない</p> <p>22 件数が多く対応しきれない</p> <p>23 その他 ※具体的に
()</p> <p>24 悩むことはない</p> |
|---|--|

問17. 虐待の対応にあたり、迷ったり、悩んだりすること、問題となることや、困難と感じるのはどのようなことですか。主なものを5つまでお答えください。(〇は5つまで)

- | | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><被虐待者や虐待者への対応に関すること></p> <p>20 被虐待者が支援を望まないこと(本人の意思の尊重と必要な支援との相違)</p> <p>21 虐待者が対応を望まないこと</p> <p>22 虐待者以外の家族が対応を望まないこと</p> <p>23 被虐待者と虐待者の依存関係の強さ</p> <p style="text-align: center;"><虐待対応のしくみに関すること></p> <p>24 相談相手がなく、一人での対応になっていること</p> <p>25 タイムリーに関係者による会議が開催されないこと</p> <p>26 立入調査実施の判断</p> <p>27 緊急一時保護をはじめとする分離介入するか、在宅の支援を継続するか判断</p> <p>28 緊急保護をした後の受入先の不足</p> <p>29 職員の人数不足</p> <p>30 虐待対応の知識を持つ専門職・人材の不足</p> | <p style="text-align: center;"><連携に関すること></p> <p>31 受付機関の間で対応への温度差があること</p> <p>32 関係機関が集めた情報を集約する機関が曖昧なこと</p> <p>33 課題解消に向けて役割分担を決めることが難しいこと</p> <p>34 方向性を検討する際に関係者の合意が得られないこと</p> <p>35 医療分野との連携が図りづらいこと</p> <p>36 警察との連携が図りづらいこと</p> <p>37 その他 ※具体的に
()</p> <p>38 悩むことはない</p> |
|---|---|

【区・支所・保健所の方のみ】

問18. 障害者虐待対応のための「やむを得ない事由による措置」の実施にあたり、支障や困難なことはありますか。主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

- | | |
|---|--|
| <p>12 施設や事業所との調整</p> <p>13 虐待者の反対や調整</p> <p>14 被虐待者本人の同意が得られないこと</p> <p>15 居室(ベッド)の確保</p> <p>16 やむを得ない事由による措置の判断基準</p> | <p>17 措置に伴う費用徴収金徴収の困難さ</p> <p>18 医療費等の支払い</p> <p>19 面会制限に伴う養護者等とのトラブル</p> <p>20 措置の終了時期の見極め</p> <p>21 その他</p> <p>22 特になし</p> |
|---|--|

【全員の方に】

問19. 養護者への支援についてお聞きします。
 養護者による障害者虐待のケースにおいて、養護者の支援を実施していますか。(〇は1つだけ)

- | |
|-----------------------------|
| 6 養護者への支援が必要なときはおおむね実施している |
| 7 養護者への支援が必要でも実施できないことが時々ある |
| 8 養護者への支援が必要でも実施できないことが多い |
| 9 養護者への支援が必要でも実施できていない |
| 10 養護者への支援が必要なケースはこれまでない |

【問19で「1～3」養護者への支援を実施したことがあるとお答えの方に】

問20. 養護者への支援として行ったものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者への支援にもつながったと思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| 8 障害福祉サービスの利用、追加、変更 | 12 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の活用 |
| 9 障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更 | 13 生活保護等の経済面に関する助言・支援 |
| 10 介護についての知識・情報提供 | 14 その他 |
| 11 養護者への生活上の助言・支援、傾聴 | |

【全員の方に】

問21. 養護者への支援として必要だと思うものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者への支援にもつながると思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| 8 障害福祉サービスの利用、追加、変更 | 12 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の活用 |
| 9 障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更 | 13 生活保護等の経済面に関する助言・支援 |
| 10 介護についての知識・情報提供 | 14 その他 ※具体的に
() |
| 11 養護者への生活上の助言・支援、傾聴 | |

問22. なぜ虐待がおきるのか、虐待の要因はどのようなことだと思いますか。主なものを5つまでお答えください。(〇は5つまで)

- | <虐待者に関すること> | <被虐待者に関すること> | <状況や環境等に関すること> |
|-----------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 18 虐待者の介護疲れ・ストレス | 23 被虐待者の身体的な障害の程度と介助量(ADLや自立度) | 27 虐待者と被虐待者の人間関係 |
| 19 虐待者の障害・疾病 | 24 被虐待者の認知面の障害の程度と介助量(知的障害や行動障害) | 28 虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力) |
| 20 虐待者の性格・人格、それに基づく言動 | 25 被虐待者の排泄介助の困難さ | 29 家庭の経済的困窮 |
| 21 虐待者の知識・情報不足 | 26 被虐待者の性格・人格、それに基づく言動 | 30 家庭内の経済的利害関係 |
| 22 虐待者の福祉サービス利用への抵抗感 | | 31 ケアサービスの不足やミスマッチ |
| | | 32 その他 |

V 各種会議の開催状況についてお伺いします。

【全員のの方に】

問23. 受付機関が集まり、区内の障害者虐待ケース全般を把握するための会議を開催していますか。(○は1つだけ)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 3 開催(参加)している | 4 開催(参加)していない |
|---------------------|----------------------|

【問 23 で「1 開催(参加)している」とお答えの方に】

問24. 会議はどれくらいの頻度で開催していますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|-----------------|------------------|-----------------|
| 8 月1回 | 10 3か月に1回 | 12 年に1回 |
| 9 2か月に1回 | 11 半年に1回 | 13 わからない |

【全員のの方に】

問25. 「ネットワーク支援会議」についてお聞きます。平成 27 年度にネットワーク支援会議の開催もしくは参加はありましたか。(○は1つだけ)

※「ネットワーク支援会議」とは、区・支所又は保健所が中心となり、障害者基幹相談支援センターや事業者等の関係機関と連携し、虐待ケースの情報の共有化を図るとともに介入・支援を検討する会議です。
『障害者虐待の防止と対応』P31 参照

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 開催(参加)した | 2 開催(参加)していない |
|-------------------|----------------------|

【問 25 で「1 開催(参加)した」とお答えの方に】

問26. 平成 27 年度のネットワーク支援会議で最も直近の会議に参加したことのあるメンバーについて、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|----------------------|----------------------|--------------------|---------------------|
| 14 区福祉課 | 18 虐待相談センター | 21 スーパーバイザー | 25 医療機関(主治医、 |
| 15 支所区民福祉課 | 19 障害福祉サービス | 22 区民生子ども課 | 看護師、相談員等) |
| 16 保健所 | 事業所 | 23 民生委員 | 26 その他 |
| 17 基幹相談支援センター | 20 いきいき支援センター | 24 警察 | |

【問 25 で「1 開催(参加)した」とお答えの方に】

問27. 平成 27 年度のすべてのネットワーク支援会議を通して1回でも参加したことのあるメンバーについて、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | | | |
|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 1 区福祉課 | 5 虐待相談センター | 8 スーパーバイザー | 12 医療機関(主治医、 |
| 2 支所区民福祉課 | 6 障害福祉サービス | 9 区民生子ども課 | 看護師、相談員等) |
| 3 保健所 | 事業所 | 10 民生委員 | 13 その他 ※具体的に |
| 4 基幹相談支援センター | 7 いきいき支援センター | 11 警察 | () |

【全員のの方に】

問28. 障害者虐待の早期発見・対応等に向けて、各種事業所との関係づくりや連携強化のために取り組んでいることはありますか。あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|---|---|
| 8 障害者虐待をテーマにした研修や連絡会の開催 | 11 定期的な事例検討会の開催 |
| 9 虐待のみではなく他のテーマ(例:権利擁護や障害者施策等)と合わせた研修や連絡会の開催 | 12 相談・通報や情報共有する際にルールを決めている(既存又は独自の様式を活用するなど) |
| 10 ケース会議や事例検討会において虐待の視点の意識づけを実施 | 13 その他 ※具体的に() |
| | 14 特に取り組んでいることはない |

Ⅵ 虐待の防止と対応に向けた研修・セミナー等についてお伺いします。

【全員の方に】

問29. 障害者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことはありますか。参加したものをすべてお答えください。
(○はいいくつでも)

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 7 障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー | 10 弁護士会主催の研修・セミナー |
| 8 愛知県主催の研修・セミナー | 11 その他の研修・セミナー |
| 9 社会福祉士会主催の研修・セミナー | 12 研修・セミナー等に参加したことはない |

問30. 障害者虐待に関する研修・セミナー等について、どのような内容を希望しますか。あてはまるものをすべてお答えください。(○はいいくつでも)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 9 虐待防止法の解説 | 14 障害種別や障害特性等の理解に関するもの |
| 10 虐待対応の流れを理解するもの | 15 相談対応に関するもの |
| 11 権利擁護(成年後見等)に関するもの | 16 その他 ※具体的に |
| 12 虐待事例の紹介 | () |
| 13 虐待事例の検討 | |

【問29で「6 研修・セミナー等に参加したことはない」とお答えの方に】

問31. 障害者虐待に関する研修・セミナー等に参加していない理由として、あてはまるものをすべてお答えください。
(○はいいくつでも)

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 7 参加したい研修・セミナー等がない | 10 事業所、上司等の理解・許可が得られない |
| 8 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない | 11 研修・セミナー等の情報が得られない |
| 9 業務が忙しい、時間がない | 12 その他 |

Ⅶ 虐待の防止と対応に向けた工夫や今後の課題についてお伺いします。

【全員の方に】

問32. 養護者による障害者虐待の防止に向けて、必要と感ずるのほどのようなことですか。主なものを3つまでお答えください。(○は3つまで)

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 13 職員(受付機関)向け対応マニュアルの充実 | 20 障害者を見守る地域等のネットワークの確立 |
| 14 職員(受付機関以外)向けリーフレット等の整備 | 21 住民向けの相談窓口の整備 |
| 15 関係機関職員に対する研修・啓発の機会の充実 | 22 住民に対する研修・啓発 |
| 16 養護者への相談・支援体制の充実 | 23 警察・司法機関との連携 |
| 17 養護者の心身のリフレッシュ体制の充実 | 24 その他 ※具体的に |
| 18 緊急避難の受け入れ態勢の充実 | () |
| 19 障害者虐待に関する法制度の整備 | |

【全員の方に】

問33. 養護者による障害者虐待の防止、発見、早期対応のために、事業所やあなた自身が独自に工夫して実践していることを、できるだけ具体的にご記入ください。

問34. 養護者による障害者虐待のケースに関わるにあたってのご意見を自由にご記入ください。

調査票：介護保険サービス事業者用

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1. あなたが勤務する事業所の種別をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|--------------------|------------------|------------------|
| 4 居宅介護支援事業所 | 5 訪問介護事業所 | 6 通所介護事業所 |
|--------------------|------------------|------------------|

問2. 事業所の所在区をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | | |
|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 1 千種区 | 5 中村区 | 9 熱田区 | 13 守山区 |
| 2 東区 | 6 中区 | 10 中川区 | 14 緑区 |
| 3 北区 | 7 昭和区 | 11 港区 | 15 名東区 |
| 4 西区 | 8 瑞穂区 | 12 南区 | 16 天白区 |

問3. 事業所の運営主体をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 14 社会福祉法人 | 18 営利法人(株式会社、有限会社等) |
| 15 社団法人 | 19 NPO法人 |
| 16 財団法人 | 20 各種組合 |
| 17 医療法人 | 21 その他 |

問4. あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 5 男性 | 6 女性 |
|-------------|-------------|

問5. あなたの年齢をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------------|------------------|------------------|
| 13 20歳未満 | 15 30～39歳 | 17 50～59歳 |
| 14 20～29歳 | 16 40～49歳 | 18 60歳以上 |

問6. あなたの役職をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 5 管理職(所長、管理者 等) | 6 一般職(役職のないスタッフ 等) |
|------------------------|---------------------------|

問7. あなたの職種をお答えください。(○は1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 1 管理者(所長等) | 6 看護職員 |
| 2 サービス提供責任者、サービス管理責任者 | 7 生活相談員 |
| 3 介護支援専門員 | 8 事務職員 |
| 4 ヘルパー | 9 医師、理学療法士、作業療法士 |
| 5 ケアワーカー・介護職員 | 10 その他 ※具体的に
() |

問8. あなたが、高齢者福祉にたずさわった経験年数をお答えください。(○は1つだけ)

- | | | |
|------------------|-------------------|-----------------|
| 11 1年未満 | 13 3～5年未満 | 15 10年以上 |
| 12 1～3年未満 | 14 5～10年未満 | |

Ⅱ 虐待行為や対応等に関する意識についてお伺いします。

【全員の方に】

問9. 次にあげる行為のうち、高齢者虐待に該当すると思う行為はどれですか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|---|---|
| 13 言うことを聞かないので繰り返したたく | 20 (排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして
放置する |
| 14 日常的にベッドにしぼりつける | 21 日常生活に必要な金銭を渡さない |
| 15 日常的に水分や食事を十分に与えない | 22 恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する |
| 16 必要な医療や介護を受けさせない | 23 同居している親(高齢者)の年金と子の収入を一緒
の家計にしている |
| 17 日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、
介護者が放置している | 24 高齢者が介護サービスの利用をどうしても拒否する
ので、介護者が仕方なく見守っている |
| 18 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける | |
| 19 いつも親子でどなりあっている | |

問10. 高齢者虐待防止法の目的はどのようなことだと思いますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 23 虐待者を処罰すること | 26 法律の名称は聞いたことがあるが
目的はよくわからない |
| 24 被虐待者の支援 | 27 この法律自体を知らない |
| 25 養護者の支援 | |

問11. 虐待の認識についてお聞きします。

虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|------------------|--------------|-----------|
| 7 自覚が無ければ虐待と言えない | 8 自覚の有無は関係ない | 9 よくわからない |
|------------------|--------------|-----------|

問12. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|------------------|--------------|-----------|
| 7 自覚が無ければ虐待と言えない | 8 自覚の有無は関係ない | 9 よくわからない |
|------------------|--------------|-----------|

問13. あなたは、これまでにサービス提供先の家庭で、高齢者に関して実際に次のような状況を見たり、気づいたりしたことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1 言うことを聞かないので繰り返したたく | 8 (排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして
放置する |
| 2 日常的にベッドにしぼりつける | 9 日常生活に必要な金銭を渡さない |
| 3 日常的に水分や食事を十分に与えない | 10 恒常的に高齢者の年金を家族が無断で借用する |
| 4 必要な医療や介護を受けさせない | 11 同居している親(高齢者)の年金と子の収入を一緒
の家計にしている |
| 5 日常的に高齢者が家族から暴言を受けていても、
介護者が放置している | 12 高齢者が介護サービスの利用をどうしても拒否する
ので、介護者が仕方なく見守っている |
| 6 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける | 13 今までに上記のようなケースを目にしたことはない |
| 7 いつも親子でどなりあっている | |

【全員の方に】

問14. 高齢者虐待かも、と思われるケースを目にした場合、まず初めに誰に相談しますか。(○は1つだけ)

19 同僚	23 区役所・支所	27 医療機関
20 上司	24 高齢者虐待相談センター	28 その他
21 ケアマネジャー	25 保健所	29 特に相談しない
22 いきいき支援センター	26 警察	30 わからない

問15. 名古屋市で決められた高齢者虐待の通報先を知っていますか。(○は1つだけ)

11 区役所・支所、いきいき支援センター、高齢者虐待相談センターのすべてを知っていた
12 上記のうち、1つ以上を知っていた
13 知らなかった

問16. 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、証拠がなくても通報できますが、実際にはどのように認識していましたか。(○は1つだけ)

1 虐待の証拠がなければ通報できない、と思っていた
2 虐待の疑いがあれば通報してよい、と思っていた
3 よくわからない

問17. 業務上で知り得たことであっても、高齢者虐待として通報した場合には、守秘義務違反にはならないことを知っていましたか。(○は1つだけ)

1 知っていた	2 知らなかった	3 よくわからない
---------	----------	-----------

Ⅲ 虐待の通報と対応についてお伺いします。

【全員の方に】

問18. あなたの事業所において、平成27年度に、養護者による高齢者虐待、または虐待の疑いがあったケースについておききます。高齢者虐待、または虐待が疑われたケースはありましたか。(○は1つだけ)

1 ある	2 ない	3 わからない
↓	↓	↓
問19へお進みください	問25へお進みください	問25へお進みください ↓

【問18で「1 ある(高齢者虐待、または虐待が疑われたケースがある)とお答えの方に】

問19. 区役所・支所、又はいきいき支援センター等に通報しましたか。(○は1つだけ)

1 通報した	2 通報しなかった	3 わからない
↓	↓	↓
問20へお進みください	問20へお進みください	問25へお進みください ↓

【問18で「1 ある(高齢者虐待、または虐待が疑われたケースがある)とお答えの方に】

問20. 通報するかどうかを判断したのは誰ですか。(○は1つだけ)

1 自分自身	4 自分の所属以外の事業所の職員	6 その他
2 同僚	5 事業所内の会議	7 わからない
3 直属の上司		

【問 19で「1 通報した」とお答えの方に】

問21. 通報するかどうかを判断した理由は何ですか。通報した理由について、あてはまるものをすべてお答えください。
(○はいくつでも)

- 6 高齢者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから
- 7 虐待にあたると判断したから
- 8 虐待のレベルが深刻だから
- 9 区役所等の行政の支援が必要だから
- 10 緊急の対応が必要だから
- 11 関係機関が対応する必要があるから
- 12 警察、医療機関、司法関係機関の支援が必要だから
- 13 その他

【問 19で「2 通報しなかった」とお答えの方に】

問22. 通報するかどうかを判断した理由は何ですか。通報しなかった理由について、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- 1 虐待にあたらないと判断したから
- 2 虐待にあたるかどうか判断できなかったから
- 3 虐待の程度が深刻ではないから
- 4 緊急の対応は必要ないから
- 5 関係機関が対応する必要があるから
- 6 大ごとにしないう方がよいと思ったから
- 7 被虐待者が通報してほしいと言ったから
- 8 被虐待者や虐待者と関係を維持したいから
- 9 その他

【問 19で「1 通報した」とお答えの方に】

問23. 通報した後、虐待への対応に向けて、区やいきいき支援センターと連携したのはどのようなことですか。あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 1 事実確認 | 4 ネットワーク支援会議への参加 |
| 2 高齢者への介護サービス提供を通じた見守りや
情報収集 | 5 その他 |
| 3 介護サービス活用に向けた養護者への働きかけ | 6 連携したことはない |
| | 7 わからない |

【問 19で「1 通報した」とお答えの方に】

問24. 通報した事例について、どの機関と情報共有できましたか。共有した機関をすべてお答えください。
(○はいくつでも)

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1 区役所・支所 | 3 ケアマネジャー | 6 その他 |
| 2 いきいき支援センター | 4 介護サービス事業所 | 7 特に共有していない |
| | 5 警察 | 8 わからない |

【全員の方に】

問25. 養護者による高齢者虐待の通報をすることは困難ですか。(〇は1つだけ)

5 困難に感じない

6 困難を感じる

【問24で「2 困難を感じる」とお答えの方に】

問26. 養護者による高齢者虐待の通報で困難を感じる理由について、できるだけ具体的にご記入ください。

【全員の方に】

問27. 養護者への支援として必要だと思うものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者への支援にもつながると思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

1 介護保険サービスの利用、追加、変更

5 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の

2 介護保険以外のサービス等の利用、追加、変更

活用

3 介護についての知識・情報提供

6 生活保護等の経済面に関する助言・支援

4 養護者への生活上の助言・支援、傾聴

7 その他

問28. なぜ虐待がおきるのか、虐待の要因はどのようなことだと思いますか。主なものを5つまでお答えください。

(〇は5つまで)

＜虐待者に関すること＞	＜被虐待者に関すること＞	＜状況や環境等に関すること＞
33 虐待者の介護疲れ・ストレス	39 被虐待者の身体的自立度	44 虐待者と被虐待者の人間関係
34 虐待者の障害・疾病	(ADL)の低下	45 虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力)
35 虐待者の性格・人格、それに基づく言動	40 被虐待者の認知症の症状	46 家庭の経済的困窮
36 虐待者の知識・情報不足	41 被虐待者の障害・疾病	47 家庭内の経済的利害関係
37 虐待者の福祉サービス利用への抵抗感	42 被虐待者の排泄介助の困難さ	48 ケアサービスの不足やミスマッチ
38 介護離職	43 被虐待者の性格・人格、それに基づく言動	49 その他

IV 虐待の防止と対応に向けた研修・セミナー等についてお伺いします。

【全員の方に】

問29. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことはありますか。参加したものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

13 高齢者虐待相談センター主催の研修・セミナー

16 弁護士会主催の研修・セミナー

14 愛知県主催の研修・セミナー

17 その他の研修・セミナー

15 社会福祉士会主催の研修・セミナー

18 研修・セミナー等に参加したことはない

【全員の方に】

問30. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等について、どのような内容を希望しますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 17 虐待防止法の解説 | 22 認知症や介護等の知識や理解に関するもの |
| 18 虐待対応の流れを理解するもの | 23 相談対応に関するもの |
| 19 権利擁護(成年後見等)に関するもの | 24 その他※具体的に |
| 20 虐待事例の紹介 | () |
| 21 虐待事例の検討 | |

【問 29 で「6 研修・セミナー等に参加したことはない」とお答えの方に】

問31. 高齢者虐待に関する研修・セミナー等に参加していない理由として、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 13 参加したい研修・セミナー等がない | 16 事業所、上司等の理解・許可が得られない |
| 14 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない | 17 研修・セミナー等の情報が得られない |
| 15 業務が忙しい、時間がない | 18 その他 |

【全員の方に】

問32. あなたの事業所に、養護者による高齢者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルなどがありますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|------|------|---------|
| 1 ある | 2 ない | 3 わからない |
|------|------|---------|

V 虐待の防止と対応に向けた工夫や今後の課題についてお伺いします。

【全員の方に】

問33. 養護者による高齢者虐待の防止に向けて、必要と感じるのはどのようなことですか。主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 25 関係機関職員向けリーフレット等の整備 | 31 高齢者を見守る地域等のネットワークの確立 |
| 26 関係機関職員に対する教育・啓発の機会の充実 | 32 住民向けの相談窓口の整備 |
| 27 養護者への相談・支援体制の充実 | 33 住民に対する教育・啓発 |
| 28 養護者の心身のリフレッシュ体制の充実 | 34 警察・司法機関との連携 |
| 29 緊急避難の受け入れ態勢の充実 | 35 その他 ※具体的に |
| 30 高齢者虐待に関する法制度の整備 | () |

問34. 養護者による高齢者虐待の防止、発見、早期対応のために、事業所やあなた自身が独自に工夫して実践していることを、できるだけ具体的にご記入ください。

【全員の方に】

問35. 養護者による高齢者虐待のケースに関わるにあたってのご意見を自由にご記入ください。

I はじめに、回答者ご自身についてお伺いします。

【全員の方に】

問1. あなたが勤務する事業所の種別をお答えください。(○は1つだけ)

7 計画相談事業所 8 居宅介護事業所 9 生活介護事業所

問2. 事業所の所在区をお答えください。(○は1つだけ)

17 千種区	21 中村区	25 熱田区	29 守山区
18 東区	22 中区	26 中川区	30 緑区
19 北区	23 昭和区	27 港区	31 名東区
20 西区	24 瑞穂区	28 南区	32 天白区

問3. 事業所の運営主体をお答えください。(○は1つだけ)

22 社会福祉法人	26 営利法人(株式会社、有限会社等)
23 社団法人	27 NPO法人
24 財団法人	28 各種組合
25 医療法人	29 その他

問4. あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

7 男性 8 女性

問5. あなたの年齢をお答えください。(○は1つだけ)

19 20歳未満	21 30～39歳	23 50～59歳
20 20～29歳	22 40～49歳	24 60歳以上

問6. あなたの役職をお答えください。(○は1つだけ)

7 管理職(所長、管理者 等) 8 一般職(役職のないスタッフ 等)

問7. あなたの職種をお答えください。(○は1つだけ) ※保有する資格ではなく、雇用されている職種をお答えください。

11 管理者(所長等)	16 看護職員
12 サービス提供責任者、サービス管理責任者	17 生活支援員
13 相談支援専門員	18 事務職員
14 ヘルパー	19 医師、理学療法士、作業療法士
15 ケアワーカー・介護職員	20 その他 ※具体的に ()

問8. あなたが、障害者福祉にたずさわった経験年数をお答えください。(○は1つだけ)

16 1年未満	18 3～5年未満	20 10年以上
17 1～3年未満	19 5～10年未満	

Ⅱ 虐待行為の認識についてお伺いします。

【全員の方に】

問9. 次にあげる行為のうち、障害者虐待に該当すると思う行為はどれですか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|--|--|
| 25 言うことを聞かないので繰り返したたく | 32 (排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして
放置する |
| 26 日常的にベッドにしぼりつける | 33 日常生活に必要な金銭を渡さない |
| 27 日常的に水分や食事を十分に与えない | 34 恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する |
| 28 必要な医療や介護を受けさせない | 35 同居している親の年金と子(障害者)の収入を一緒
の家計にしている |
| 29 日常的に障害者が兄弟から暴言を受けていても、
親が放置している | 36 障害者が福祉サービスの利用をどうしても拒否する
ので、介護者が仕方なく見守っている |
| 30 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける | |
| 31 いつも親子でどなりあっている | |

問10. 障害者虐待防止法の目的はどのようなことだと思いますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|----------------------|---|
| 28 虐待者を処罰すること | 31 法律の名称は聞いたことがあるが
目的はよくわからない |
| 29 被虐待者の支援 | 32 この法律自体を知らない |
| 30 養護者の支援 | |

問11. 虐待の自覚についてお聞きします。

虐待者に「虐待しているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|--------------------------|----------------------|-------------------|
| 10 自覚が無ければ虐待と言えない | 11 自覚の有無は関係ない | 12 よくわからない |
|--------------------------|----------------------|-------------------|

問12. 被虐待者に「虐待されているという自覚(認識)」が無い場合は、虐待に該当すると思いますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|--------------------------|----------------------|-------------------|
| 10 自覚が無ければ虐待と言えない | 11 自覚の有無は関係ない | 12 よくわからない |
|--------------------------|----------------------|-------------------|

問13. あなたは、これまでにサービス提供先の家庭で、障害者に関して実際に次のような状況を見たり、気づいたりしたことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|--|--|
| 14 言うことを聞かないので繰り返したたく | 21 (排泄介助がしやすいからと)下半身を裸にして
放置する |
| 15 日常的にベッドにしぼりつける | 22 日常生活に必要な金銭を渡さない |
| 16 日常的に水分や食事を十分に与えない | 23 恒常的に障害者の年金を家族が無断で借用する |
| 17 必要な医療や介護を受けさせない | 24 同居している親の年金と子(障害者)の収入を一緒
の家計にしている |
| 18 日常的に障害者が兄弟から暴言を受けていても、
親が放置している | 25 障害者が福祉サービスの利用をどうしても拒否する
ので、介護者が仕方なく見守っている |
| 19 食事を食べこぼしたことを頻繁にどなりつける | 26 今までに上記のようなケースを目にしたことはない |
| 20 いつも親子でどなりあっている | |

【全員の方に】

問14. 障害者虐待かも、と思われるケースを目にした場合、まず初めに誰に相談しますか。(○は1つだけ)

31 同僚	35 区役所・支所、保健所	39 その他
32 上司	36 障害者虐待相談センター	40 特に相談しない
33 計画相談事業所	37 警察	41 わからない
34 障害者基幹相談支援センター	38 医療機関	

問15. 名古屋市で決められた障害者虐待の通報先を知っていますか。(○は1つだけ)

14 区役所・支所、保健所、障害者基幹相談支援センター、障害者虐待相談センターのすべてを知っていた
15 上記のうち、1つ以上を知っていた
16 知らなかった

問16. 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には、証拠がなくても通報する義務がありますが、実際にはどのように認識していましたか。(○は1つだけ)

4 虐待の証拠がなければ通報できない、と思っていた
5 虐待の疑いがあれば通報しなければならない、と思っていた
6 よくわからない

問17. 業務上で知り得たことであっても、障害者虐待として通報した場合には、守秘義務違反にはならないことを知っていましたか。(○は1つだけ)

4 知っていた	5 知らなかった	6 よくわからない
---------	----------	-----------

Ⅲ 虐待の通報と対応についてお伺いします。

【全員の方に】

問18. あなたの事業所において、平成27年度に、養護者による障害者虐待、または虐待の疑いがあったケースについておききます。障害者虐待、または虐待が疑われたケースはありましたか。(○は1つだけ)

4 ある	5 ない	6 わからない
↓	↓	↓
問19へお進みください	問25へお進みください	問25へお進みください

【問18で「1 ある(障害者虐待、または虐待が疑われたケースがある)とお答えの方に】

問19. 区役所・支所・保健所、又は基幹相談支援センター等に通報しましたか。(○は1つだけ)

4 通報した	5 通報しなかった	6 わからない
↓	↓	↓
問20へお進みください	問20へお進みください	問25へお進みください

【問18で「1 ある(障害者虐待、または虐待が疑われたケースがある)とお答えの方に】

問20. 通報するかどうかを判断したのは誰ですか。(○は1つだけ)

8 自分自身	11 自分の所属以外の事業所の職員	13 その他
9 同僚	12 事業所内の会議	14 わからない
10 直属の上司		

【問 19で「1 通報した」とお答えの方に】

問21. 通報するかどうかを判断した理由は何ですか。通報した理由について、あてはまるものをすべてお答えください。
(○はいくつでも)

- 14 障害者虐待の疑いがあるケースがあれば通報する決まりだから
- 15 虐待にあたると判断したから
- 16 虐待のレベルが深刻だから
- 17 区役所等の行政の支援が必要だから
- 18 緊急の対応が必要だから
- 19 関係機関が対応する必要性があるから
- 20 警察、医療機関、司法関係機関の支援が必要だから
- 21 その他

【問 19で「2 通報しなかった」とお答えの方に】

問22. 通報するかどうかを判断した理由は何ですか。通報しなかった理由について、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- 10 虐待にあたらないと判断したから
- 11 虐待にあたるかどうか判断できなかったから
- 12 虐待の程度が深刻ではないから
- 13 緊急の対応は必要ないから
- 14 関係機関が対応する必要がないから
- 15 大ごとにしないう方がよいと思ったから
- 16 被虐待者が通報してほしいと言ったから
- 17 被虐待者や虐待者と関係を維持したいから
- 18 その他

【問 19で「1 通報した」とお答えの方に】

問23. 通報した後、虐待への対応に向けて、区・支所・保健所や障害者基幹相談支援センターと連携したのはどのようなことですか。あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| 15 事実確認 | 18 ネットワーク支援会議への参加 |
| 16 障害者への福祉サービス提供を通じた見守りや
情報収集 | 19 その他 |
| 17 福祉サービス活用に向けた養護者への働きかけ | 20 連携したことはない |
| | 21 わからない |

【問 19で「1 通報した」とお答えの方に】

問24. 通報した事例について、どの機関と情報共有できましたか。共有した機関をすべてお答えください。
(○はいくつでも)

- | | | |
|------------------|--------------|--------------|
| 9 区役所・支所 | 12 福祉サービス事業所 | 15 特に共有していない |
| 10 保健所 | 13 警察 | 16 わからない |
| 11 障害者基幹相談支援センター | 14 その他 | |

【全員の方に】

問25. 養護者による障害者虐待の通報をすることは困難ですか。(○は1つだけ)

7 困難に感じない	8 困難を感じる
-----------	----------

【問 24 で「2 困難を感じる」とお答えの方に】

問26. 養護者による障害者虐待の通報で困難を感じる理由について、できるだけ具体的にご記入ください。

【全員の方に】

問27. 養護者への支援として必要だと思うものはどれですか。本人への支援を通じて、養護者への支援にもつながると思われるものも含めて、あてはまるものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

<p>8 障害福祉サービスの利用、追加、変更</p> <p>9 障害福祉以外のサービス等の利用、追加、変更</p> <p>10 介護についての知識・情報提供</p> <p>11 養護者への生活上の助言・支援、傾聴</p>	<p>12 権利擁護制度(日常生活自立支援や成年後見等)の活用</p> <p>13 生活保護等の経済面に関する助言・支援</p> <p>14 その他</p>
--	--

問28. なぜ虐待がおきるのか、虐待の要因はどのようなことだと思いますか。主なものを5つまでお答えください。(○は5つまで)

＜虐待者に関すること＞	＜被虐待者に関すること＞	＜状況や環境等に関すること＞
50 虐待者の介護疲れ・ストレス	55 被虐待者の身体的な障害の程度	59 虐待者と被虐待者の人間関係
51 虐待者の障害・疾病	と介助量(ADLや自立度)	60 虐待者の孤立(虐待者以外の家族の無関心・非協力)
52 虐待者の性格・人格、それに基づく言動	56 被虐待者の認知面の障害の程度	61 家庭の経済的困窮
53 虐待者の知識・情報不足	と介助量(知的障害や行動障害)	62 家庭内の経済的利害関係
54 虐待者の福祉サービス利用への抵抗感	57 被虐待者の排泄介助の困難さ	63 ケアサービスの不足やミスマッチ
	58 被虐待者の性格・人格、それに基づく言動	64 その他

IV 虐待の防止と対応に向けた研修・セミナー等についてお伺いします。

【全員の方に】

問29. 障害者虐待に関する研修・セミナー等に参加したことはありますか。参加したものをすべてお答えください。(○はいくつでも)

<p>19 障害者虐待相談センター主催の研修・セミナー</p> <p>20 愛知県主催の研修・セミナー</p> <p>21 社会福祉士会主催の研修・セミナー</p>	<p>22 弁護士会主催の研修・セミナー</p> <p>23 その他の研修・セミナー</p> <p>24 研修・セミナー等に参加したことはない</p>
--	---

【全員の方に】

問30. 障害者虐待に関する研修・セミナー等について、どのような内容を希望しますか。あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 25 虐待防止法の解説 | 30 障害種別や障害特性等の理解に関するもの |
| 26 虐待対応の流れを理解するもの | 31 相談対応に関するもの |
| 27 権利擁護(成年後見等)に関するもの | 32 その他 ※具体的に
() |
| 28 虐待事例の紹介 | |
| 29 虐待事例の検討 | |

【問 29 で「6 研修・セミナー等に参加したことはない」とお答えの方に】

問31. 障害者虐待に関する研修・セミナー等に参加しない理由について、あてはまるものをすべてお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 19 参加したい研修・セミナー等がない | 22 事業所、上司等の理解・許可が得られない |
| 20 研修・セミナー等に参加する必要性を感じない | 23 研修・セミナー等の情報が得られない |
| 21 業務が忙しい、時間がない | 24 その他 |

【全員の方に】

問32. あなたの事業所に、養護者による障害者虐待を発見した際の対応等を記載したマニュアルなどがありますか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| 4 ある | 5 ない | 6 わからない |
|-------------|-------------|----------------|

V 虐待の防止と対応に向けた工夫や今後の課題についてお伺いします。

【全員の方に】

問33. 養護者による障害者虐待の防止に向けて、必要と感じるのはどのようなことですか。主なものを3つまでお答えください。(〇は3つまで)

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 36 関係機関職員向けリーフレット等の整備 | 42 障害者を見守る地域等のネットワークの確立 |
| 37 関係機関職員に対する研修・啓発の機会の充実 | 43 住民向けの相談窓口の整備 |
| 38 養護者への相談・支援体制の充実 | 44 住民に対する教育・啓発 |
| 39 養護者の心身のリフレッシュ体制の充実 | 45 警察・司法機関との連携 |
| 40 緊急避難の受け入れ態勢の充実 | 46 その他 ※具体的に
() |
| 41 障害者虐待に関する法制度の整備 | |

問34. 養護者による障害者虐待の防止、発見、早期対応のために、事業所やあなた自身が独自に工夫して実践していることを、できるだけ具体的にご記入ください。

--

【全員の方に】

問35. 養護者による障害者虐待のケースに関わるにあたってのご意見を自由にご記入ください。

